【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年7月29日

【事業年度】 第48期(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

【会社名】アスクル株式会社【英訳名】ASKUL Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩田 彰一郎 【本店の所在の場所】 東京都江東区辰巳三丁目8番10号

(注)平成23年8月から本店を下記に移転する予定であります。

本店の所在の場所 東京都江東区豊洲三丁目2番3号

【電話番号】 03 (3522) 8608

【事務連絡者氏名】 経営管理執行役員 宮澤 典友 【最寄りの連絡場所】 東京都江東区辰巳三丁目8番10号

【電話番号】 03 (3522) 8608

【事務連絡者氏名】 経営管理執行役員 宮澤 典友 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
決算年月		平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
売上高	(百万円)	176,254	189,686	190,469	188,991	197,070
経常利益	(百万円)	8,404	9,810	8,246	6,913	5,275
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	4,345	4,987	4,528	3,485	1,015
包括利益	(百万円)	•	-	-	-	1,012
純資産額	(百万円)	27,291	31,772	16,633	19,326	17,271
総資産額	(百万円)	66,987	73,963	73,979	72,241	72,010
1株当たり純資産額	(円)	641.28	743.23	528.97	611.85	534.01
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失()	(円)	101.77	117.44	114.69	112.35	32.73
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	101.56	117.18	114.64	112.18	1
自己資本比率	(%)	40.6	42.7	22.2	26.3	23.0
自己資本利益率	(%)	16.3	17.0	18.9	19.7	5.7
株価収益率	(倍)	17.42	18.80	12.42	16.10	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,205	7,660	8,507	11,627	8,292
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	7,189	4,153	13,269	3,495	3,303
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,066	618	3,629	4,873	5,742
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	16,725	19,594	11,191	14,421	13,652
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	382 (-)	498 (107)	736 (173)	769 (265)	876 (793)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損 失であるため記載しておりません。
 - 3 平成22年度の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月		平成19年5月	平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
売上高	(百万円)	175,704	189,097	189,607	186,325	189,144
経常利益	(百万円)	8,455	9,985	8,715	7,735	6,925
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	4,448	5,029	4,661	4,195	821
資本金	(百万円)	3,504	3,535	3,535	3,535	3,535
発行済株式総数	(千株)	43,650	43,689	38,189	38,189	31,189
純資産額	(百万円)	27,452	31,990	16,994	20,428	18,511
総資産額	(百万円)	67,116	74,136	74,060	72,503	70,165
1株当たり純資産額	(円)	645.07	748.36	540.62	647.36	575.80
1 株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	(円)	16.00	20.00	30.00	30.00	30.00 (15.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失()	(円)	104.18	118.42	118.07	135.23	26.47
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	103.95	118.16	118.01	135.02	-
自己資本比率	(%)	40.8	42.9	22.6	27.7	25.5
自己資本利益率	(%)	16.7	17.0	19.2	22.8	4.3
株価収益率	(倍)	17.02	18.66	12.07	13.38	-
配当性向	(%)	15.4	16.9	25.4	22.2	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	372 ()	441 (107)	457 (104)	434 (97)	435 (7)

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 第44期の1株当たり配当額は、アスクル事業継承10周年記念配当5円を含んでおります。
 - 3 第48期の1株当たり配当額については、平成23年8月4日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。
 - 4 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 5 第48期の株価収益率および配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

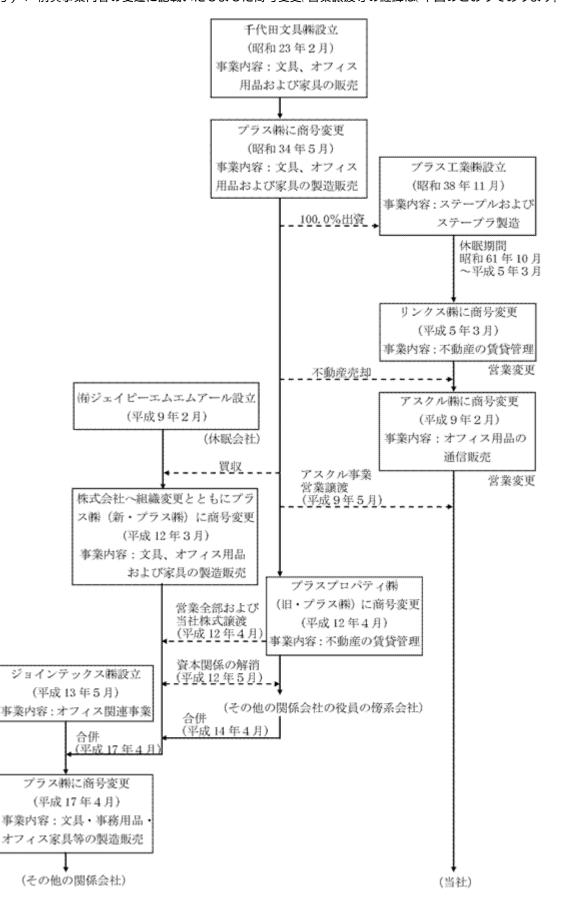
2 【沿革】

平成5年3月、当社の前身であるアスクル事業部は、オフィス用品の中小事業所向けカタログ通信販売を目的とする新規流通事業部門として、当社のその他の関係会社であるプラス株式会社の中で発足いたしました。アスクル事業部の売上は、商品翌日配送サービスが社会のニーズに合ったことに加えて魅力ある価格の効果もあり順調に推移いたしました。このような状況の中、アスクル事業部は平成9年5月21日、通信販売業としての位置付けを明確にするためにメーカーであるプラス株式会社から分社いたしました。

	あるプラス株式会社から分社いたしました。
年月	事業内容
昭和38年11月	事務用品、事務用器具の製造を目的としてプラス株式会社の100.0%出資によりプラス工業株式会社を
	設立。本社は東京都千代田区に設置。併せて、埼玉県北葛飾郡に岩野木工場を設置。
昭和61年10月	│埼玉県入間市の埼玉シルバー精工株式会社をプラス工業株式会社に商号変更後、同社に営業譲渡し休眠│
	会社となる。
平成5年3月	 アスクル事業開始。(注)
	リンクス株式会社に商号変更。併せて、営業目的を不動産の売買、賃貸借および管理に変更する。
 平成 5 年 6 月	プラス株式会社より、不動産を譲受ける。
平成9年2月	オフィス関連用品の翌日配送サービスを目的として商号をアスクル株式会社に変更。
平成9年3月	インターネットによる受注を開始。
平成9年3月	インノーボットによる文圧を開始。 プラス株式会社よりアスクル事業の営業を譲受け、東京都文京区に本社を設置し営業を開始。
TIX 9 + 3 /3	フラス株式会社なりアスプル事業の音楽を展支が、米京都文宗区に本社を設置し音楽を開始。 埼玉県入間郡に所沢物流センターを開設。
平成10年3月	インターネットによる受注分のみ当日配送(東京23区内限定)を開始。
平成11年7月 	東日本(除く北海道)における配送サービス体制強化のため、東京都江東区に東京センターを設置し、
T-1:	所沢物流センターを移転。
平成12年9月	九州における配送サービス体制強化のため、福岡県糟屋郡に福岡センターを開設。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成12年11月	JASDAQ市場に上場。
平成13年1月	「e-tailing center」を東京センター内に開設。本社事務所を東京都文京区から東京都江東区
	「e-tailing center」へ移転。
平成13年4月	関東地区の物流の強化を行うため、神奈川県川崎市に横浜センターを開設。
平成14年4月	輸入品業務や庫内業務の合理化を目指すアスクルDCMセンター(東京都江東区)を開設。
平成14年11月	ASKUL e-Pro Service株式会社を設立。
	(現:連結子会社 平成21年1月にソロエル株式会社に商号変更)
平成15年9月	法人向けインターネットー括購買システム 新「アスクルアリーナ」サービス開始。
平成15年12月	仕入先企業との間でリアルタイムにマーケティング情報を共有する「SYNCHROMART (シンクロマー
	ト)」システムに「需給調整業務支援システム」機能を追加。
平成16年1月	医療・介護施設向け用品カタログ「アスクル メディカル&ケア カタログ」を発刊。
平成16年3月	本社 (e-tailing center) ならびに全国 5 ヶ所の物流センターを含めた主要事業所において環境
	IS014001の認証を取得。
平成16年4月	東京証券取引所市場第一部へ上場。
平成16年9月	東海・北陸地域の物流拠点となる名古屋センターを愛知県東海市に開設。
平成17年4月	主要事業所を対象に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際的規格である「BS7799-2:2002」
	および国内規格である「ISMS認証基準(Ver.2.0)」の認証を取得。
平成17年5月	当社エージェント(販売店)であるビジネスマート株式会社の発行済全株式を取得。(現:連結子会社)
平成17年11月	医療施設向けの医療材料専門カタログ「ASKUL for Medical Professionals」を発刊。
平成18年9月	│ 次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として新たな大阪物流センター(大阪DMC)を大阪府 │
	 大阪市に開設し、旧大阪センターから移転。
平成18年12月	 中国上海市に現地法人愛速客楽(上海)貿易有限公司を設立。(現:連結子会社)
平成19年8月	次世代ビジネスモデルのインフラ構築の一環として新たな仙台物流センター(仙台DMC)を宮城県
	一仙台市に開設し、旧仙台センターから移転。
平成21年3月	プラス株式会社が、当社の自己株式公開買付において、保有株式の一部を売却した結果、親会社からその
	一他の関係会社に異動。
 平成21年4月	さくまがるにに実動。 当社の配送および物流業務の一部を担っているBizex株式会社の発行済全株式を取得。
1 7,217 77	日本においるのでは、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に
 平成21年11月	(パ・星間) 云社) 個人向けネット通販事業の強化を目的に、アスマル株式会社を設立。(現:連結子会社)
平成21年11月 平成22年2月	個人向けネット通販事業「ぽちっとアスクル」を、簡易吸収分割により、アスマル株式会社に承継。
平成22年2月 平成22年11月	個人向け不り「過級事業 はちりこと人人がして、間勿吸収が制により、と人人が私民会社に承認。 取扱商材拡大を目的として、株式会社アルファパーチェスの株式を取得。(現:連結子会社)
一十成22年11月	秋秋回初3/4/7/12日时こしに、休式云社アルファハーテェスの休式を取侍。(現・建稿丁云社)

(注) 本事業内容は、プラス株式会社アスクル事業部におけるものです。

参考) 1 前頁事業内容の変遷に記載いたしました商号変更、営業譲渡等の経緯は、下図のとおりであります。



2 上記事業内容変遷図におけるプラス株式会社について

平成12年4月21日付でプラス株式会社(昭和23年2月設立、平成12年4月プラスプロパティ株式会社に商号変更、以下「旧・プラス株式会社」という。)からプラス株式会社(平成9年2月設立、平成12年3月有限会社から株式会社に組織変更するとともに商号変更、以下「新・プラス株式会社」という。)に異動しております。新・プラス株式会社は平成12年4月21日付で旧・プラス株式会社の営業全部および当社株式の過半数を譲受けたものであり、平成12年3月の組織変更以前は休眠状態の会社でありました。また、プラスプロパティ株式会社(旧・プラス株式会社)は、プラスグループの不動産管理会社となりました。なお、新・プラス株式会社は旧・プラス株式会社の100.0%子会社でありましたが、両社の資本関係は平成12年5月19日付で解消されております。

新・プラス株式会社は、平成14年4月21日付でプラスプロパティ株式会社を吸収合併しました。

新・プラス株式会社は、平成17年4月21日付で同社の子会社であるジョインテックス株式会社と合併いたしました。法手続き上の存続会社はジョインテックス株式会社であり、合併新会社はプラス株式会社(以下、「プラス株式会社」という。)に商号変更いたしました。

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社6社により構成され、「オフィス関連商品の販売事業」を主たる業務としており、セグメントにおいて、「オフィス関連商品の販売事業」に含まれますが、お客様に提供するサービス(ビジネスモデル)の種類により、次世代ビジネスモデルである新規事業を分類しております。

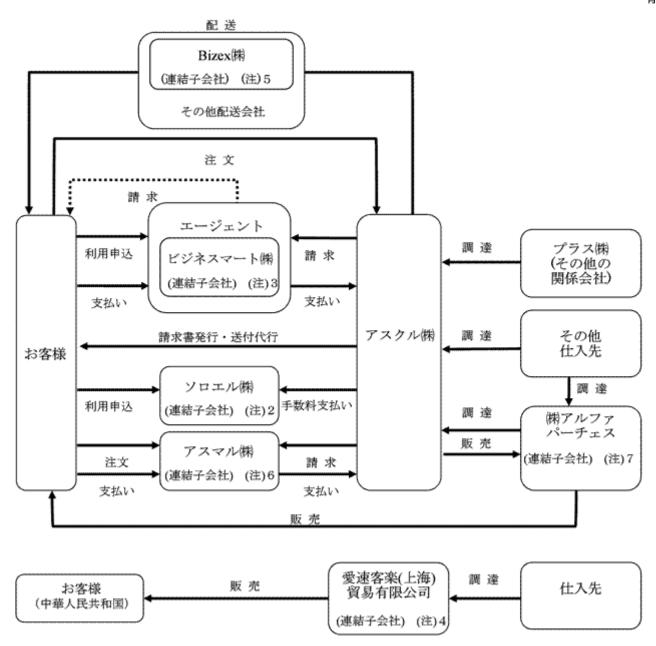
当社グループの事業の主たる内容は、文具店等の外商サービスを受けられない中小事業所に対する、インターネット経由ならびにFAXの注文によるオフィス関連用品の翌日配送(一部、当日配送)サービスであります。このサービスを支える販売システム(以下、「アスクルシステム」という。)は、当社とお客様との間にアスクルシステムの販売店(以下、「エージェント」という。)を置くことにより、お客様の新規開拓および代金回収を含む債権管理をエージェントが担当するという独自のビジネスモデルにより構築されております。お客様からのご注文情報は当社が直接受け付け、商品は当社よりお客様にお届けしておりますが、お客様の商品ご購入代金は、エージェント経由で回収しております(次頁図参照)。これによりエージェントは、お客様への販売価格と当社からの仕切り価格の売買差額を利益として得る一方、当社はお客様開拓や代金回収コストを軽減しております。

また、当社グループの事業は上記エージェントをはじめとして、商品のサプライヤー、運送会社、情報システムの開発および運用会社等多くの協力会社によって支えられています。これら協力会社との間で、それぞれの機能に応じて、役割を分担・補完しあい、お互いにパートナーとして戦略的に連携(コラボレーション)することにより時間やコストの無駄を排除し、「機能主義」と「社会最適」を実現するバリューチェーン構築を目指しております。

次世代ビジネスモデルである新規事業とは、巨大な間接材市場において、お客様の購買代理人として、間接材購買コストの削減および間接材の確実な供給を目指し、間接材購買のパラダイムを大きく変革することを使命とする「ソロエル」、お客様やサプライヤーとの連携を強化し、お客様のライフスタイルの一部となるような、他に類のないBtoC向けサービス「アスマル」、競争の激しい日本国内で確立したビジネスモデルや上海でのテストマーケティングで培ったノウハウをもとに、アジア市場をターゲットとしたグローバル展開の基礎を築くための大きな成長を目指す「上海愛速客楽」であります。

一方、従来から蓄積しているノウハウや業務委託先との連携に加え、当社グループのBizex株式会社の物流ノウハウを十分に活用することで高い配送品質を維持した循環型ごみゼロ配送「ECO-TURN配送」のご提供エリアを拡大することにより、競合他社との差別化および環境先進企業としてのプラットフォームの構築を進めるとともに、アルファパーチェス株式会社の連結子会社化により、お客様基盤の拡大や取扱商材拡大に取り組んでおり、景気回復局面での売上の拡大とローコスト化を一層進めてまいります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



- (注) 1 当社グループは、当社および連結子会社6社により構成され、オフィス関連商品の販売事業を主たる業務としております。
 - 2 当社は、平成14年11月に新たな電子調達システムを利用した企業購買の変化に対応するノウハウの蓄積を目的に100%子会社としてASKUL e-Pro Service株式会社(現ソロエル株式会社)を設立しております。なお、同社はソロエルエンタープライズの営業代行を行っております。
 - 3 当社は、平成17年5月に当社エージェント(代理店)であるビジネスマート株式会社の発行済株式全株を取得し、100%子会社といたしました。当社がエージェント運営にかかわり、エージェントとして培った運営ノウハウを他のエージェントにも展開することで、新しいエージェント機能を模索し、お客様の満足度をさらに高めていくことを目的としております。
 - 4 当社は、平成18年12月に優良中国メーカーとのパートナーシップ強化、中国貿易デマンドチェーンマネジメント構築を主な目的に100%子会社として中国上海市に現地法人愛速客楽(上海)貿易有限公司を設立し、上海市内での商品販売を開始しております。

- 5 当社は、平成21年4月に、プラス株式会社の100%子会社であるプラスロジスティクス株式会社より、プラスロジスティクスが行った新設会社分割において、(1)物流事業の一部(当社が委託している当社の物流センターの庫内運営に係る事業)および(2)Bizex事業(配送に係る事業)を承継して新設分割により設立されたBizex株式会社の発行済株式全株を取得し、100%子会社といたしました。これまで外部に依存していた物流面でのお客様への直接リーチを取り込み、当社の強みであるワンストップ・ショッピング機能が強化されることで、顧客満足度の向上を図ることおよび物流コストの節減による効率化を目的としております。
- 6 当社は、個人向けネット販売事業の強化を目的に、平成21年11月に100%子会社であるアスマル株式会社を新設しております。また、平成22年2月には簡易吸収分割により同事業をアスマル株式会社に承継、(㈱ネットプライスドットコムの増資引き受けを経て、平成23年5月20日現在、持株比率80%の連結子会社としています。
- 7 当社は、平成22年11月に株式会社アルファパーチェスの株式の78.8%を取得し、連結子会社といたしました。 当社と株式会社アルファパーチェスが持つお客様基盤と取り扱い商材の相互補完によるシナジー効果が見 込まれ、当社グループの業績拡大に寄与することを目的としております。

4 【関係会社の状況】

(1) その他の関係会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の被所有 割合(%)	関係内容
プラス株式会社	東京都港区	100	文具・事務用品・ オフィス家具等の 製造販売	30.4 (3.5) [12.1]	商品の仕入等

- (注) 1 議決権の被所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。
 - 2 議決権の被所有割合欄の〔 〕内は、緊密な者または同意している者の被所有割合で外数となっております。
 - 3 議決権の被所有割合は自己株式を控除して計算しております。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
Bizex株式会社	東京都江東区	90	当社物流センター庫内運 営および小口配送業務	100.0	商品の物流委託等 役員の兼任1名
株式会社 アルファパーチェス	東京都港区	50	MRO商材(間接材)の 販売、コンサルティング サービス等	78.8	商品の仕入 商品の販売等 役員の兼任1名
アスマル株式会社 (注)1	東京都江東区	40	個人向けインターネット 通信販売事業	80.0	商品の販売等 役員の兼任1名
ビジネスマート 株式会社	東京都江東区	93	当社エージェント	100.0	当社エージェント 役員の兼任1名
愛速客楽(上海)貿易 有限公司(注)2	中華人民共和国上海市	14,300千 米ドル	中国国内における商品販売事業	100.0	増資の引受け、資金 の貸付等 役員の兼任2名
ソロエル株式会社	東京都江東区	80	ソロエルエンタープラ イズの営業代行	100.0	営業代行他 役員の兼任1名

- (注) 1 債務超過会社で債務超過の額は、平成23年5月20日時点で10億7百万円となっております。
 - 2 特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年5月20日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)		
オフィス関連商品の販売事業 その他の配送事業	876 (793)		

- (注) 1 各セグメントに従事する従業員を明確に区分できないため、合算した人数を記載しております。
 - 2 従業員数は就業人員 (グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。なお、期末時点の臨時従業員数は、1,044名であります。
 - 3 従業員数が最近1年間に107名増加しておりますが、主な要因は株式会社アルファパーチェスが新たに連結子

会社となったことによるものです。

4 臨時従業員数が最近1年間に528名増加しておりますが、主な要因は物流センター庫内運営業務を担う連結子会社Bizex株式会社において、庫内従事者の契約形態を派遣契約からBizex株式会社との直接雇用へ変更したことによるものです。

(2) 提出会社の状況

平成23年5月20日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
435(7)	41.3	6.0	7,450,624

- (注) 1 全従業員が、オフィス関連商品の販売事業に従事しております。
 - 2 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 - 3 平均年間給与には、賞与を含んでおります。なお当社は年俸制を採用しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは、労働組合は組織されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大地震と津波により、過去に類を見ないほどの多大な人的被害や住宅、生産設備、物流網などの社会インフラに甚大な被害がもたらされました。被災地の復興へ向けた努力は続けられていますが、部品供給の停滞などにより、経済活動は落ち込み、今後も大きな影響が見込まれております。

震災前までのわが国経済は、国際的な景気回復傾向を背景に、雇用情勢・個人消費に改善の兆しが見え始めていましたが、反体制デモなど中東情勢の緊迫化で高騰した原油価格の影響などにより、先行き不透明な状況は変わっておらず、景気は伸び悩んだ状況でした。

当連結会計年度におきましては、東日本大震災により、東京都江東区辰巳に設置していた本社社屋が損壊し、移転を余儀なくされることや、宮城県仙台市宮城野区に設置していた仙台の物流センターへの地震や津波による甚大な物的被害により、仙台の物流センターから出荷していた北海道、東北、北関東のお客様に対し、遠隔地の物流センターからの出荷を行い、当日配送や翌日配送などの基本サービスを継続することができず業績への影響は多大なものとなりました。震災前につきましては、平成22年9月に個人向け生活用品インターネットショッピングサイト「アスマル」をオープンし本格的な個人向けマーケットへの進出や中堅企業向けソロエルのお客様基盤となるアスクルアリーナの積極的な拡大、また、圧倒的な商材の拡大に向けて、平成22年11月に株式会社アルファパーチェスの株式を取得、新たに連結子会社とし、中期経営計画に掲げるお客様基盤の拡大や取扱商材拡大のための施策を着実に進めてまいりました。

売上高に関しましては、東日本大震災の影響により計画達成は出来ませんでしたが、昨年の猛暑に迅速に対応し、飲料等の売上が伸長したことや、戦略的に実施しているWEB専用商材の拡充によりオフィス家具の売上が拡大したこと、連結子会社株式会社アルファパーチェスの寄与により、増収となりました。売上総利益については、新型インフルエンザ対策等として取扱っているマスク等の在庫評価損を計上し、また、東日本大震災により一部の商材へのご注文の集中や品切れなどが発生し、売上総利益率は前連結会計年度比0.8ポイント低下して22.7%となりましたが、増収により売上総利益率の低下を補い売上総利益は増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、1,970億70百万円(前連結会計年度比4.3%増)となり、売上総利益は、446億63百万円(前連結会計年度比0.6%増)となりました。販売費及び一般管理費は、主にソフトウエア償却費等の業務統合システム関連費用の増加や、連結子会社アスマル株式会社の新たな個人向けサイト立ち上げに伴う費用の増加などにより393億6百万円(前連結会計年度比5.2%増)となったことから、営業利益は53億57百万円(前連結会計年度比23.6%減)、経常利益は52億75百万円(前連結会計年度比23.7%減)となり、売上高経常利益率は前連結会計年度比1.0ポイント低下し、2.7%となりました。また、今期はソロエルエンタープライズの稼働遅れによる減損損失11億78百万円、「資産除去債務に関する会計基準」適用にかかる損失8億8百万円等の特別損失を計上したことに加え、東日本大震災に係る損失が総額で26億33百万円発生したことを主因に、当期純損失10億15百万円(前連結会計年度は34億85百万円の当期純利益)と赤字決算を余儀なくされました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は136億52百万円(前連結会計年度比5.3%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、82億92百万円(前連結会計年度比28.7%減)となりました。これは税金等調整前当期純利益が4億74百万円、固定資産の減価償却費およびソフトウエア償却費38億8百万円、ソロエルエンタープライズの減損損失11億78百万円、災害損失引当金10億79百万円、「資産除去債務に関する会計基準」適用にかかる特別損失8億8百万円、のれん償却5億59百万円、売上債権の減少5億40百万円等の増加要因に対し、法人税等の納付24億58百万円等の減少要因があったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、33億3百万円(前連結会計年度比5.5%減)となりました。主な要因はソフトウエアの取得による支出18億46百万円、アルファパーチェス社の株式取得に伴う支出5億37百万円、新社屋に関する敷金等の差入保証金の支払による支出4億64百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、57億42百万円(前連結会計年度比17.8%増)となりました。主な要因は、長期借入金の返済44億17百万円、配当金の支払13億96百万円であります。

2【仕入および販売の状況】

(1) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、オフィス関連商品の販売事業の仕入高が全セグメントの仕入高の合計に占める割合の90%を超えているため、オフィス関連商品の販売事業以外の事業については重要性が乏しいことから、 仕入実績の記載を省略しております。

(2) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、オフィス関連商品の販売事業の売上高が全セグメントの売上高の合計に占める割合の90%を超えているため、オフィス関連商品の販売事業以外の事業については重要性が乏しいことから、販売実績の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

トータルオフィスサポートサービスとして圧倒的No 1 の地位を確立するため、東日本大震災からの早期復旧と以下の4つのテーマに取り組んでまいります。

a お客様軸の拡大

ソロエルエンタープライズやアルファパーチェスによる超大企業のお客様の新規拡大、ソロエルアリーナによる中堅、大企業のお客様の積極拡大、コアビジネスの中小事業所のお客様の更なる拡大、アスマルによる個人のお客様への本格展開により、国内では、4つのチャネルでお客様の獲得を積極的に実施し、当社グループの事業領域を拡げてまいります。

b 取扱商材の拡大

文具市場から飲料やティッシュペーパーなどの生活用品、印章やカレンダーなどの印刷関連、医療、介護用品まで積極的に商材の拡大に努めてまいりましたが、今後はソロエルエンタープライズやアルファパーチェスのサプライヤ網で取扱う商材を全てのお客様に積極的に展開し、取扱商材の認知度を向上させる施策を実施することにより、巨大な間接材市場でNo 1 プレイヤーの地位を早期に確立いたします。

c プラットフォームの進化

従来から蓄積しているノウハウや業務委託先との連携に加え、当社グループのBizex株式会社の物流ノウハウを十分に活用して高い配送品質を維持すると同時に、循環型ごみゼロ配送「ECO-TURN配送」や配送時にトナー・インクカートリッジの同時引取りを行う「ECO-TURN SUPPLY」のご提供により、環境先進企業としてのプラットフォームの構築を進め、他社がまねできないサービスをご提供することにより、景気回復局面での売上拡大とローコスト化を一層進めてまいります。

従来からのエージェント活動によるお客様の開拓についてもさらに強化してまいります。

d アジア市場への進出

競争の激しい日本国内で確立したビジネスモデルや上海でのテストマーケティングで培ったノウハウをもとに、 上海での商品販売事業を拡大させ、大きな成長を目指します。中期的には、アジア市場をターゲットとして、グロー バル展開の基礎を築いてまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当有価証券報告書提出日(平成23年7月29日)現在において判断したものであり、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありません。

(1)事業モデルについて

事業モデルを支えるコンセプト

当社グループの事業は、サプライヤーをはじめとして、実質的に当社グループに代わってお客様開拓や集金業務および債権管理を担う当社グループ独特のエージェント、運送会社、情報システムの開発および保守・運用会社等多くの協力会社によって支えられております。それぞれの機能により、役割を分担・補完しあい、お互いにパートナーとして戦略的に連携(コラボレーション)し、業務や機能の重複、時間やコストの無駄を排除して顧客価値を創造するバリューチェーンの考え方が当社グループの基本スタンスにあります。当社グループでは、事業モデルを支えるパートナー企業との良好な関係の維持に努めておりますが、各社の経営状況の変化等によって、提携による業務委託等の継続ができなくなった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

事業モデルにおけるエージェントの役割

当社グループの事業モデルにおいて、エージェント制度の採用が大きな特徴となっております。お客様への販売代金回収は、担当エージェント側でその回収リスクを負い、当社グループ側ではエージェント(約1,500社)に対する売掛金について回収リスクを負う体制であります。当社グループでは、エージェントの成長力を維持・向上させるためのインセンティブプランなどによりエージェント活動の活性化を促すとともに、エージェントの経営基盤を強固にするための施策を実施しております。また、経済環境の悪化などによりエージェントに倒産等の事由が生じた場合には、当該エージェントが担当しているお客様は速やかに当社グループさらには後任の担当エージェントに引継がれますので、当社グループの経営成績に与える影響は限定的と考えられますが、潜在的な可能性として、エージェントの倒産等によって回収リスクが発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

当社グループはお客様開拓を優先するためにエージェントを無制限に増やすようなことはせず、エージェントの選定や契約に際して一定の基準および手続を設け、エージェントに対してアスクル事業を展開する財務基盤等を確認し、かつ当社グループの事業コンセプトへの理解を促しております。

広告宣伝とエージェントとの関係

エージェントがお客様開拓を行う一方、当社グループでも新聞広告・インターネット広告等全国的な広告宣伝やキャンペーンを実施しており、両者の相乗効果によってお客様登録件数が拡大しております。また、電話、FAXやインターネットによる当社グループへの直接申込みも数多くあり、その際、社内の規定に従って担当エージェントを決定し、集金業務および債権管理を行っております。決定した担当エージェントから、当社グループが実施した新聞広告・インターネット広告など広告宣伝費の一部として、顧客獲得に応じて一定額を広告宣伝協力金として負担いただいております。エージェントのお客様開拓力や同業他社との競争等にも左右されますが、広告宣伝等の効果が悪化して直接申込み比率が低下することによるエージェントから負担いただく広告宣伝協力金の減少や広告宣伝等のコスト増加に伴い当社グループが負担する広告宣伝費が増加した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

カタログ発刊に関するリスク

現在、当社の取扱商品は、9万5千を超えるアイテム数におよびます。お客様のインターネットのご利用も増加してはおりますが、多くのお客様は当社グループの発刊するカタログから必要な商品の選定を行います。取扱商品の選定とカタログ制作におきましては、表示品質を管理する専門組織を設置し、細心の注意を払っておりますが、カタログ掲載商品の品質に重大な問題が発生した場合、あるいはカタログの表示内容に重大な瑕疵が発生した場合には、カタログを回収せざるを得ない事態が考えられます。その場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

商品の仕入と在庫リスクについて

商品に関して、サプライヤーとの間では当社グループの販売力に応じて安定した商品供給体制を整えていただくよう要請しております。しかしながら、社会経済環境の変化等から生じる原材料の高騰等による生産制限または製造原価の上昇により安定した商品仕入ができない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、当社グループの販売数量が多い商品についてはサプライヤーの分散を図っておりますが、災害等により特定のサプライヤーからの供給がストップした場合で速やかなサプライヤーの代替が困難なときは、販売に支障をきたす可能性があります。

各商品につきましては、お客様の購買動向を「需要予測システム」にて分析し「SYNCHROMART(シンクロマート)」システムで、サプライヤーと在庫・需要予測情報を共有することにより、サプライヤー側で製造や需要に応じた在庫保有が可能となり、品切れによる販売機会ロスを減らし、お客様満足度の低下の極小化を目指しております。しかし、カタログ改訂時の新規取扱商品や夏場の飲料水等季節商品、感染症対策のための衛生用品、災害等で一時的に需要に供給が追い付かず、品切れが生じるケースもあります。今後もさらに需要予測の精度向上を図り、サプライヤーとも充分な連携を行い、品切れリスクをなくす一方、適正在庫を維持するよう効率的なデマンドチェーン・マネジメントに努めますが、予測を誤った場合またはシステムトラブル等により在庫不足または過剰在庫となる可能性があります。これらの結果、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

設備投資について

当社グループのコア・コンピタンスを支える基盤は、情報技術(IT)の活用によるところが多くあります。ITやインターネット関連の技術は著しく変化し、当社グループではそれらのテクノロジーにいち早く対応するために、ソフトウエアを中心に継続的投資を行っております。ITの進歩が著しく、投資したソフトウエア等の利用可能期間が、当初予定したものより短くなった場合、残存期間分の償却が一時に発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、継続的に実施しているソフトウエアの追加投資や大幅な改良を伴うシステムの再構築を行う場合、ソフトウエアのバグなどの要因による開発スケジュールの遅延や稼動後にソフトウエアの品質に問題が生じる可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。IT関連以外では、業容拡大に伴う物流センターの新設や増改築などの投資を行う場合があります。これらの投資に際しましては、充分な投資対効果の検証を行った上で実施しておりますが、その効果が充分でない場合、またはその効果の発現が予測より遅れた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2)インターネット通販について

インターネットの障害等について

当社グループでは、FAXによるカタログ通販と並列して、WEB上の「アスクル・インターネットショップ」「アスクルアリーナ」「ソロエルアリーナ」「ソロエル」および個人のお客様向け専用サイト「アスマル」等のサイトを通じてインターネットによる注文を受付けております。

インターネットの急速な普及と相俟って、当社グループにおけるインターネット通販比率は上昇しております。このため、インターネットに特有な技術的または社会的なリスク要因が増大するとみられますが、当社グループではインターネットサーバーや通信回線容量を増強するとともに、万一の障害や事故に備えた基幹システムの二重化およびリアルタイムのバックアップ体制の整備、不正アクセスやコンピュータウィルスを防御するネットワーク・セキュリティの強化を行っております。また、当社グループでは、個人情報保護マネジメントシステムの要求事項(JIS Q 15001)の審査を受け、平成18年1月に財団法人日本情報処理開発協会(JIPDEC)よりプライバシーマーク付与を認定されており、同要求事項に沿ったマネジメントシステムを確立し、お客様情報および個人情報の保護においても必要な管理体制を整えております。今後も引き続きネットワーク・セキュリティと情報管理に関しまして強化を図ってまいります。しかし、基幹システムやネットワークの障害、ウィルスの侵入等を完全に予防または回避することは困難であり、当社グループの事業運営に重大な支障が発生する可能性やお客様情報の流出等によって社会的な信用の低下や損害賠償請求を受ける可能性があります。これにより、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

インターネット通販の法的規制について

当社グループは、通信販売業者として、また、「アスクル・インターネットショップ」「アスクルアリーナ」「ソロエルアリーナ」「ソロエル」および個人のお客様向け専用サイト「アスマル」等はインターネットによる電子商取引に該当するため、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等の規制を受けております。また、社団法人日本通信販売協会が制定した「通信販売業における電子商取引のガイドライン」等の自主規制に準拠して事業を運営しております。今後、これらの規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(3)物流サービスについて

当社は、物流センターの庫内運営業務および配送業務を行う会社を平成21年4月に取得し、100%子会社(Bizex株式会社)といたしました。

物流サービス品質について

Bizex株式会社において、高品質なサービスの提供に努めておりますが、重大な荷物の破損、紛失等といった不具合が発生した場合や荷札などに記載されているお客様情報が管理の不徹底などにより外部に流出した場合には、社会的な信用の低下や損害賠償請求を受ける可能性があります。

重大な交通事故の発生について

配送業務における車両の利用に際しては、交通法規遵守のための教育や安全対策を実施しておりますが、重大な交通事故や法令違反が発生した場合、社会的信用の低下や行政処分が行われる可能性があり、この場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

燃料などの市況について

当社グループで取り組んでいる環境活動や無駄を排除する活動などにより、効率的な配送を行っておりますが、車両に用いる燃料価格が高騰した場合や災害等により燃料の調達網が被害を受けた場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4)薬事法をはじめとする関連法規等による規制

当社グループは、医療・介護施設向け用品や医療機関向けの衛生材料、注射針、カテーテル、消毒薬などの医療専門商材のデリバリーサービスを行っております。

これらの商材の販売および管理は、「薬事法」をはじめとする関連法規等により規制を受けており、各種許認可の取得、届出を必要とします。これらの規制の改正や新たな法的規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を遵守できなかった場合、当社グループの営業活動が制限され、業績が影響を受ける可能性があります。

(5)次世代ビジネスモデル構築について

当社グループは、次の大きな飛躍に向けた次世代ビジネスモデル拡大のため、事業成長の基盤となる情報システム、物流センターの構築など大規模な設備投資を実行しております。

これらの投資に際しましては、充分な投資対効果の検証を行い実施しておりますが、その効果が充分でない場合 またはその効果の発現が予測より遅れた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)商品調達について

世界レベルでの原材料価格の変動により、仕入価格の上昇などの影響が発生する可能性がありますが、このような場合でも、お客様に対し仕入価格の上昇分を充分に転嫁しきれない場合があります。これに対し、当社グループではコスト削減のための企業努力に注力いたしますが、企業努力によっても仕入価格の上昇分を補いきれない場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。また、一時的な流行や災害等による需給バランスの悪化などにより、商品の供給が不足する場合にも、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(7)カントリーリスクについて

当社グループは、輸入商品の取扱や中国における商品販売の実施など、海外での取引を行っており、諸外国政府による規制や法令の改正、政治的、経済的な不安定さ、信用経済の発達度合いおよび資金移動の制約などに起因したカントリーリスクが存在します。カントリーリスクに対しては、案件ごとにその回避策を講じてリスク管理に努めておりますが、これらカントリーリスクを完全に回避できるものではなく、リスクが顕在化した場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(8)自然災害におけるリスクについて

当社グループは、平成23年3月11日の東日本大震災により、東京本社及び仙台DMCにおいて甚大な被害を被りました。従来、火災や感染症における新型インフルエンザや鳥インフルエンザなどを想定した事業継続計画は構築しており、また、受注センター・お問合せセンター・物流センターを複数設置し、リスク分散を行っておりましたが、今回の被害を受けて、事業継続計画の見直しを行っています。今後、日本国内での地震の発生確率は依然として高いことから、想定以上の地震やその他自然災害が発生し、事業所が被害を受けた場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(9)プラスグループとの関係について

プラスグループにおける当社グループの位置付け

当社グループは、オフィス家具の製造販売および文具・事務用品の販売を主な事業とするプラス株式会社をその他の関係会社としております。

当社グループは、メーカーのプラス株式会社にあって、プロダクトアウトではないお客様志向の流通改革を目指す新規事業として立ち上げられ、その時から独自の理念とブランドによって事業運営(経営)を行う高い自主性を与えられてきました。プラス株式会社から分社した後もその他の関係会社であるプラス株式会社の立場から経営や人事等を指揮されるような支配従属的な関係ではなく、新規事業を支援するインキュベーター的な立場からバックアップを受けてきました。現在も経営の自主性を確保され、事業活動を行う上での承認事項等、プラス株式会社からの制約はなく、役員兼務および従業員の出向関係、金銭の貸借関係、保証・被保証関係、重要な賃貸借契約、主要なライセンス契約等はございません。

今後とも経営の自主性、独立性を維持しつつコーポレート・ガバナンスの確立を企図してまいります。

プラスグループにおけるビズネット株式会社他各社との競合の可能性について

現在、プラスグループは、市場および販売方法等の類似性を勘案して、オフィス関連事業、ソリューション事業、 通販事業の3セグメントで事業展開を行っております。

このうち、直販システムにより統一的サービスを提供する通販事業は当社グループ、ソリューション事業はプラス株式会社の子会社であるビズネット株式会社が担っております。当社グループのメインとなるビジネスモデルでは、全国のお客様に対してアスクルブランド等による統一的なサービスレベル、販売価格を含む取引条件(アスクルご利用規約)で商品をデリバリーするパッケージ型サービスを提供しております。また、当社グループのエージェントは、お客様の開拓と集金業務および債権管理の役割を担当しております。一方、ビズネット株式会社のビジネスモデルでは、同社の販売店である独立したディーラーが顧客に対する販売契約主体となり、それぞれ顧客との間で提供するオフィス用品販売サービスの内容やお取引条件を交渉し、顧客に対する関係維持・営業活動全般を担っております。お客様企業との実質的な販売契約主体は、当社グループモデルでは当社グループ、ビズネット株式会社ではディーラーであり、当社グループは小売業、ビズネット株式会社は卸売業であります。また、「アスクルアリーナ」、「ソロエルアリーナ」および「ソロエル」はビズネット株式会社と同様の一括購買支援システムを提供しておりますが、標準化されたシステムで個別対応は基本的には行わないなどコンセプトが異なっております。以上のようなモデルの違いから、両社は異なるコンセプトで事業を展開しており、保有する業務ノウハウも異なっております。

お客様が、どのようなサービスを選択するかはお客様のニーズによりますので、オフィス家具・文具・事務用品等を扱っているという点ではプラスグループ各社を含め、競合が生じる可能性は否定できませんが、当社グループとしては、上記のモデルの違いから、当社グループにおける事業活動が阻害される状況にはないと考えております。

取引関係について

当社グループとプラス株式会社の主な取引関係に文具・事務用品やオフィス家具等の商品仕入があります。 当社グループでは仕入商品の選定および価格の決定に際しては、他のサプライヤーと同様に、品質・市場価格・ 納入条件等の総合的な観点より「お客様のご要望に最も合うもの」という基準で公正・公平な取引を行ってお ります。

5【経営上の重要な契約等】

株式取得による会社の買収

当社は、平成22年9月8日開催の取締役会において、株式会社アルファパーチェス(以下、「旧アルファパーチェス」といいます。)がその事業を全て承継させる新設分割により設立する新設分割設立会社である株式会社アルファパーチェス(以下、「新アルファパーチェス」といい、本有価証券報告書において、単に「株式会社アルファパーチェス」という場合には、新アルファパーチェスをいうものとします。)の株式を取得することにより、新アルファパーチェスを当社の子会社とすることを決議し、リップルウッド・ホールディングスの関連会社等旧アルファパーチェス株主と株式譲渡契約を締結いたしました。詳細は、「第5 経理の状況 1.連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日(平成23年7月29日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

重要な会計方針等につきましては、経理の状況に記載のとおりですが、連結財務諸表の作成にあたり計上した主要な引当金の算定方法を下記に記載いたします。

販売促進引当金

販売促進引当金は、エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、未行使ポイント・行使率・原価率等を要素として、過去の実績を基礎に当連結会計年度の売上に対応する発生見込額を計上しております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した上、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して 算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル(ブラック・ショールズモデル)を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。

役員賞与引当金

取締役に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は当社の株価に連動して 算定されるため、付与日から支給日までの間の各決算日時点における公正価値をオプション評価モデル(ブラック・ショールズモデル)を用いて算定し、権利確定期間の期日到来割合を乗じた金額を引当金として計上しております。なお、市場条件以外の業績条件は反映しておりません。

災害損失引当金

東日本大震災の影響により被災した資産の復旧および被災した本社の移転等に要する費用または損失に備えるため、当連結会計年度末における見込額を計上しております。

(2) 当連結会計年度の財政状態および経営成績の分析

当連結会計年度の概況につきましては、「第2事業の状況 1業績等の概要 (1)業績」に記載しております。なお、財政状態および経営成績の分析につきましては、下記のとおりです。

資産の部

当連結会計年度における総資産は720億10百万円(前連結会計年度比0.3%減)となりました。株式会社アルファパーチェスが連結子会社になったことにより、受取手形及び売掛金が増加したことなどで、流動資産は481億25百万円(前連結会計年度比1.7%増)となりました。固定資産は、ソロエルエンタープライズの減損処理やのれんの償却などによって、238億84百万円(前連結会計年度比4.2%減)となりました。

負債純資産の部

負債は547億38百万円(前連結会計年度比3.4%増)となりました。主な増加要因は、株式会社アルファパーチェスが連結子会社となったことによる増加21億63百万円、「資産除去債務」の計上による増加13億14百万円、「災害損失引当金」の計上10億79百万円、「短期借入金」の増加5億67百万円であり、主な減少要因は、「長期借入金」の返済による減少44億19百万円であります。

純資産は172億71百万円(前連結会計年度比10.6%減)となりました。主に当期純損失10億15百万円、配当金の支払により13億96百万円減少したことなどによります。自己資本比率は23.0%となり、3.3ポイント低下いたしました。

売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ80億78百万円増加し、1,970億70百万円(前連結会計年度比4.3%増)となりました。昨年の猛暑に迅速に対応し、飲料等の売上が伸長したことや、戦略的に実施しているWEB専用商材の拡充によりオフィス家具の売上が拡大したこと、連結子会社株式会社アルファパーチェスの寄与により、増収となりました。

売上総利益

当連結会計年度の売上総利益は、446億63百万円(前連結会計年度比0.6%増)となりました。新型インフルエンザ対策等として取扱っているマスク等の在庫評価損の計上や東日本大震災の影響により一部の商材へのご注文の集中や品切れなどが発生したことで、売上総利益率は前連結会計年度比0.8ポイント低下して22.7%となりましたが、増収により売上総利益率の低下を補い売上総利益は増加いたしました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、主にソフトウエア償却費等の業務統合システム関連費用の増加 や、連結子会社アスマル株式会社の新たな個人向けサイト立ち上げに伴う費用の増加などにより393億6百万円 (前連結会計年度比5.2%増)となりました。

営業利益

上記の結果、当連結会計年度の営業利益は、前連結会計年度と比較して16億57百万円減少し、53億57百万円(前連結会計年度比23.6%減)となりました。また、売上高営業利益率は2.7%となり、前連結会計年度から1.0ポイント低下いたしました。

経常利益

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度と比較して16億37百万円減少し、52億75百万円(前連結会計年度比23.7%減)となりました。

当期純損失

ソロエルエンタープライズの稼働遅れによる減損損失11億78百万円、「資産除去債務に関する会計基準」適用にかかる損失8億8百万円等の特別損失を計上したことに加え、東日本大震災に係る損失が総額で26億33百万円発生したことを主因に、当連結会計年度の当期純損失は、10億15百万円(前連結会計年度は34億85百万円の当期純利益)と赤字決算を余儀なくされました。

- (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について
 - 「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。
- (4) キャッシュ・フローの分析
 - 「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。
- (5) 経営戦略の現状と見通し
 - 経営戦略の現状につきましては、「第2事業の状況 3対処すべき課題」に記載しております。

次期の見通しにつきましては、東日本大震災による当社グループ役員・従業員への人的被害はありませんでしたが、仙台の物流センターで保管していた棚卸資産や設備、本社社屋に大きな被害を受け、また、仙台お問い合わせセンター、郡山受注センター、東京や横浜の物流センターも設備や棚卸資産に物的被害が発生しました。当社グループでは、既に社会インフラとなっている当社のビジネス復旧のため全力を挙げて復旧・復興にあたっております。既にお問い合わせセンターや受注センター、関東の物流センターは完全に復旧し、本社機能は東京都江東区豊洲に移転することを決定、甚大な被害を受けた仙台の物流センターについては遅くとも8月までに完全復旧させます。これらの震災被害への対応により、次期につきましても一時的な業績への影響が見込まれますが、日本経済の復興に貢献するとともに、お客様との信頼の回復、新たな信頼の構築に努め、ビジネス基盤の更なる強化を図ります。また、経営方針に掲げる4つのテーマ「お客様軸の拡大」「取扱商材の拡大」「プラットフォームの進化」「アジア市場への進出」の取り組みを加速させ、新たな成長を目指してまいります。

- (6) 資本の財源および資金の流動性についての分析
 - 「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。
- (7) 経営者の問題認識と今後の方針について
 - 「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、主に、当社における物流センターの生産性向上へ向けたインフラ投資や連結子会社アスマル株式会社による個人向け生活用品インターネットショッピングサイト「アスマル」オープンに向けたWEBサイト構築等を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度における設備投資(有形固定資産および無形固定資産)総額は35億59百万円(資産除去債務会計基準適用に係る原状回復見積額12億63百万円を含む。)となりました。

オフィス関連商品の販売事業においては、当社名古屋物流センターマテハンシステムの増強に 2 億79百万円、アスマル株式会社によるインターネットショッピングサイト「アスマル」構築に 4 億26百万円であります。名古屋センターマテハンシステムは平成23年 2 月、インターネットショッピングサイト「アスマル」は平成22年 9 月にそれぞれ完成し、稼動しております。

なお、オフィス関連商品の販売事業において4億16百万円の固定資産除却損を計上しております。主に、東日本大震災により被災した本社社屋および仙台物流センターの設備の一部を除却したことによるものです。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成23年5月20日現在

								1 7-20-0	T 3 / 12(7777
		設備の種類別の帳簿価額(百万円)								
事業所名 (所在地)	設備の内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具 器具 及び 備品	リース 資産	建設仮勘定	ソフト ウエア	その他 無形 固定 資産	合計	従業 員数 (人)
本社 (東京都江東区)	事務所建物 附属設備	161	21	110	10	23	5,236	284	5,848	375
アスクルコンシェルジェデスク (東京都新宿区)	事務所建物 附属設備	32	-	9	ı	1	0	ı	43	26
大阪 D M C (大阪市此花区)	事務所建物 附属設備	331	1,628	190	6	-	181	ı	2,339	5
福岡センター (福岡県糟屋郡粕屋町)	事務所建物 附属設備	18	2	34	ı	ı	35	ı	90	1
横浜センター (川崎市川崎区)	事務所建物 附属設備	50	9	20	ı	-	46	ı	126	3
D C Mセンター (東京都江東区)	事務所建物 附属設備	147	80	89	51	-	61	-	431	21
名古屋センター (愛知県東海市)	事務所建物 附属設備	61	1	31	308	-	61	1	463	3
仙台 D M C (仙台市宮城野区)	事務所建物 附属設備	22	463	27	1	1	68	1	582	1

- (注)1 上記の金額は、帳簿価額にて記入しております。また、消費税等は含まれておりません。
 - 2 その他無形固定資産は、ソフトウエア仮勘定・特許権・商標権・電話加入権であります。
 - 3 上記の建物は、全て賃借であり、「建物及び構築物」の帳簿価額は賃貸物件への建物造作物等を示しております。なお、年間賃料は40億39百万円であります。
 - 4 上記の資産は、オフィス関連商品の販売事業の用に供しております。

上記の他、主なリース設備として下記のものがあります。

事業所名	設備の内容	リース 期間	年間 リース料 (百万円)	リース契約 残高 (百万円)	備考		
名古屋センター	自動ピッキングシステム	7年	70	28	同上		
共通 (全社)	ハンディーターミナル	5年	25	13	同上		

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 上記のリース設備は、オフィス関連商品の販売事業の用に供しております。

- (2) 国内子会社 重要な設備はありません。
- (3) 在外子会社 重要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の新設(提出会社)

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手年月	完了年月	完成後 の増加 能力
本社 (東京都江東区)	インターネットショッピン グサイト構築	700	1	自己資金	平成23年	平成24年 3月	(注) 2
D C Mセンター (東京都江東区)	マテハンシステム	437	-	自己資金	平成23年 10月	平成23年 12月	(注) 2

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 完成後の増加能力についての記載は困難なため、省略しております。
 - 3 オフィス関連商品の販売事業の用に供する資産であります。
 - (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	169,440,000
計	169,440,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成23年5月20日)	提出日現在発行数(株) (平成23年7月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,189,400	31,189,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	31,189,400	31,189,400		

(注) 提出日現在の発行数には、平成23年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により 発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

(イ) 旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき当社および当社連結子会社の取締役および使用人に発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成16年8日6	5日定時株主総会の特別決議	(平成16年10月6日取締役会の決議)	

一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	73 °	
	事業年度末現在 (平成23年 5 月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)3	2,020	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	404,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,559	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月7日 至 平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,559 資本組入額 1,780	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率
 - また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。
 - 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行株式数 +	新規発行株式数×1株当たり払込金額
风光光1」作工以致工	. 14 514 4 + 177

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 6 新株予約権の消却事由および条件(新株予約権の取得事由および条件)
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。
- 7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成17年8月5日定時株主総会の特別決議(平成17年9月15日取締役会の決議)

	市兴仁英士四九	担山口の共口土田左	
	事業年度末現在 (平成23年 5 月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年 6 月30日)	
新株予約権の数(個)(注)3	1,885	同左	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	377,000	同左	
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	3,530	同左	
	自 平成19年8月6日		
	至 平成24年7月31日	円生	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の	発行価格 3,530	□₩	
株式の発行価格および資本組入額(円)	資本組入額 1,765	同左	
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5,6,7	同左	
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(旧商法第280条 J 20 および第280条 J 21 の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で 払込価額を調整するものとする。

5 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 6 新株予約権の消却事由および条件(新株予約権の取得事由および条件)
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。
- 7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

平成17年8月5日定時株主総会の特別決議(平成18年4月26日取締役会の決議)

事業年度末現在 (平成23年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
85	同左
普通株式	同左
17,000	同左
3,324	同左
自 平成19年8月6日	同左
至 平成24年7月31日	川生
発行価格 3,324	同左
資本組入額 1,662	问在
(注)5	同左
(注)5,6,7	同左
	(平成23年5月20日) 85 普通株式 17,000 3,324 自 平成19年8月6日 至 平成24年7月31日 発行価格 3,324 資本組入額 1,662 (注)5

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は200株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、払込価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権発行日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 1 株当たり時価

調整後払込価額 = 調整前払込価額 × -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

- 5 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、本総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 6 新株予約権の消却事由および条件(新株予約権の取得事由および条件)
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が5に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、いつでも未行使の新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。
- 7 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(ロ) 会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく当社および当社連結子会社の取締役および使用人に 発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成18年10月11日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成23年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)3	3,670	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	367,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	2,333	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年10月12日	 同左
	至 平成23年10月11日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の	発行価格 2,926	 同左
株式の発行価格および資本組入額(円) (注)5	資本組入額 1,463	1-3-2
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。 また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分

する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

| 大学 | 1 大学 |

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,333円と付与日における公正な評価単価593円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 7 新株予約権の取得事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新 株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件 上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件 上記6に準じて決定する。

平成19年2月7日当社取締役会の決議

事業年度末現在 (平成23年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
240	同左
普通株式	同左
24,000	同左
2,535	同左
自 平成21年2月8日 至 平成24年2月7日	同左
発行価格 3,214 資本組入額 1,607	同左
(注)6	同左
(注)6,7,8	同左
(注)9	同左
	(平成23年 5 月20日) 240 普通株式 24,000 2,535 自 平成21年 2 月 8 日至平成24年 2 月 7 日発行価格 3,214資本組入額 1,607 (注)6 (注)6

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
 - また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。
 - 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
 - 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額2,535円と付与日における公正な評価単価679円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する 新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 7 新株予約権の取得事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新 株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) 新株予約権の取得事由および条件 上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件 上記6に準じて決定する。

平成21年4月8日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成23年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)3	4,740	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	474,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,546	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月9日	同左
初17个月,2011年0月11日 英期日	至 平成26年4月8日	비스
新株予約権の行使により株式を発行する場合の	発行価格 1,955	 同左
株式の発行価格および資本組入額(円) (注)5	資本組入額 978	四生
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

既発行株式数 +	新規発行株式数×1株当たり払込金額
	 1 株当たり時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×-

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,546円と付与日における公正な評価単価409円を合算しております。

6 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
- (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

7 新株予約権の取得事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件 上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件 上記6に準じて決定する。

平成22年4月7日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成23年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)3	4,776	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	477,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,871	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年4月8日 至 平成27年4月7日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額(円) (注)5	発行価格 2,474 資本組入額 1,237	同左
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率
 - また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。
 - 3 新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記 2 に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

 既発行株式数 +
 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額

 1 株当たり時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 一

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,871円と付与日における公正な評価単価603円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
 - (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 7 新株予約権の取得事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新 株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件 上記7に準じて決定する。

(9) その他新株予約権の行使の条件 上記6に準じて決定する。

平成22年9月17日当社取締役会の決議

	事業年度末現在 (平成23年5月20日)	提出日の前月末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)3	4,800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1,2	480,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)4	1,768	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年9月18日	同左
初17个 17 元 17年 0 2 1 1 区 共加 日	至 平成27年9月17日	IU소
新株予約権の行使により株式を発行する場合の	発行価格 2,280	 同左
株式の発行価格および資本組入額(円) (注)5	資本組入額 1,140	미스
新株予約権の行使の条件	(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6,7,8	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	同左

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を 喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - 2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割または併合の比率

また、新株予約権割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で新株予約権の目的たる株式の数の調整を行うものとする。

- 3 新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は100株とする。ただし、上記2に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
- 4 新株予約権割当日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合、行使価額は、分割または併合の比率の逆数を乗じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。また、新株予約権割当日以降、当社が普通株式の時価を下回る価格で普通株式を新たに発行する(会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づく新株予約権の行使の場合を除く)場合、または自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、新株予約権割当日以降、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 5 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1,768円と付与日における公正な評価単価512円を合算しております。
- 6 新株予約権行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。
 - (2) 上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。
- (4) その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する 新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。
- 7 新株予約権の取得事由および条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が6に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。
- 8 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

9 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新 株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7)譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得事由および条件 上記7に準じて決定する。
- (9) その他新株予約権の行使の条件 上記6に準じて決定する。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年 5 月21日 ~ 平成19年 5 月20日 (注) 1	45,000	43,650,000	31	3,504	31	5,985
平成19年 5 月21日 ~ 平成20年 5 月20日 (注) 1	39,400	43,689,400	30	3,535	30	6,015
平成20年 5 月21日 ~ 平成21年 5 月20日 (注) 2	5,500,000	38,189,400	-	3,535	-	6,015
平成22年 5 月21日 ~ 平成23年 5 月20日 (注) 2	7,000,000	31,189,400	-	3,535	1	6,015

- (注) 1 新株予約権の行使による増加であります。
 - 2 自己株式の消却による減少であります。

(6)【所有者別状況】

平成23年5月20日現在

								17-70	7720日76日
	株式の状況(1単元の株式数100株)				単元未満				
区分	区分 政府およ び地方公 金融機関	・ 金融商品 その他の	外国法人等		個人その他計	株式の状況			
	共団体	並附到及民	取引業者	法人	個人以外	個人	個人での心	п	(株)
株主数		38	31	69	120	4	5,492	5,754	
(人)		30	ا ا	09	120	4	5,492	5,754	
所有株式数		77,138	1,902	100,737	45,539	10	86,523	311,849	4,500
(単元)		11,130	1,902	100,737	40,000	10	00,525	311,049	4,500
所有株式数									
の割合		24.74	0.61	32.30	14.60	0.00	27.75	100.00	
(%)									

(注) 自己株式150,291株は、「個人その他」に1,502単元、「単元未満株式の状況」に91株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成23年5月20日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
プラス株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	8,359	26.80
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	3,482	11.16
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	1,578	5.06
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町2-2-2	1,248	4.00
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-12	1,196	3.84
プラス技研株式会社	東京都港区虎ノ門4-1-28	1,076	3.45
今泉 壮平	東京都渋谷区	1,026	3.29
岩田 彰一郎	東京都世田谷区	897	2.88
今泉 英久	東京都文京区	796	2.55
今泉 忠久	東京都港区	790	2.53
計		20,452	65.58

- (注) 1 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、3,468千株であります。
 - 2 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,528千株であります。
 - 3 上記野村信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,248千株であります。
 - 4 上記資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,194千株であります。
 - 5 平成23年1月19日付で、野村證券株式会社およびその共同保有者より大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	147	0.47
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	2,637	8.46
計		2,784	8.93

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年5月20日現在

			172201 37120117111
区分	株式数 (株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 150,200		権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,034,700	310,347	同上
単元未満株式	普通株式 4,500		同上
発行済株式総数	31,189,400		
総株主の議決権		310,347	

【自己株式等】

平成23年5月20日現在

所有者の氏名又は 名称	 所有者の住所 	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アスクル株式会社	東京都江東区辰巳 三丁目8番10号	150,200		150,200	0.48
計		150,200		150,200	0.48

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

平成16年8月6日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成16年8月6日開催の第41回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年8月6日
ひとが免去の区へかとびし粉(な)	取締役8、使用人38
付与対象者の区分および人数(名)	(平成16年10月6日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年8月5日の定時株主総会特別決議に基づく新株予約権の発行

当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値増大へ貢献するインセンティブとなるべきストックオプションの目的で、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年8月5日開催の第42回定時株主総会終結時に在任する当社および当社連結子会社の取締役および使用人に対して発行することを、同定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年8月5日
	取締役 6、使用人45
 付与対象者の区分および人数(名)	(平成17年9月15日取締役会の決議によるもの)
	使用人10
	(平成18年4月26日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成18年8月10日の定時株主総会決議および平成18年10月11日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行当社取締役と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役にストックオプションを付与することを、平成18年8月10日開催の第43回定時株主総会および平成18年10月11日の取締役会において決議されたものであります。また、当社使用人ならびに当社完全子会社取締役の報酬体系を、業績とより連動したものとすることで当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大に資するため、当社使用人ならびに当社完全子会社取締役にストックオプションを付与することを、平成18年10月11日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年 8 月10日および平成18年10月11日
	取締役 6
	(平成18年8月10日定時株主総会決議および
付与対象者の区分および人数(名)	平成18年10月11日取締役会の決議によるもの)
	使用人38、子会社取締役1
	(平成18年10月11日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成19年2月7日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行

当社使用人の報酬体系を、業績とより連動したものとすることで当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、企業価値の増大に資するため、当社の使用人にストックオプションを付与することを、平成19年2月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成19年2月7日
付与対象者の区分および人数(名)	使用人 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成20年8月5日の定時株主総会決議および平成21年4月8日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行当社取締役および使用人と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役および使用人にストックオプションを付与することを、平成20年8月5日開催の第45回定時株主総会および平成21年4月8日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年8月5日および平成21年4月8日
	取締役5
	(平成20年8月5日定時株主総会決議および
付与対象者の区分および人数(名)	平成21年4月8日取締役会の決議によるもの)
	使用人98
	(平成21年4月8日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成21年8月5日定時株主総会決議および平成22年4月7日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行当社取締役、使用人および子会社取締役ならびに子会社使用人と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役、使用人および子会社取締役ならびに子会社使用人にストックオプションとして新株予約権を付与することが、平成21年8月5日開催の第46回定時株主総会および平成22年4月7日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年8月5日および平成22年4月7日
	取締役 6
	(平成21年8月5日定時株主総会決議および
付与対象者の区分および人数(名)	平成22年4月7日取締役会の決議によるもの)
	使用人53、子会社取締役 1、子会社使用人 3
	(平成22年4月7日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成22年8月4日の定時株主総会決議および平成22年9月17日の取締役会決議に基づく新株予約権の発行当社取締役と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役にストックオプションとして新株予約権を付与することを、平成22年8月4日開催の第47回定時株主総会および平成22年9月17日の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年8月4日および平成22年9月17日
	取締役7
	(平成22年8月4日定時株主総会決議および
付与対象者の区分および人数(名)	平成22年9月17日取締役会の決議によるもの)
	使用人55、子会社取締役 1、子会社使用人 3
	(平成22年9月17日取締役会の決議によるもの)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成23年8月4日開催予定の定時株主総会議案(決議事項)

平成23年3月11日の東日本大震災の発生により、当社は本社社屋および仙台の物流センターに大きな被害を受けました。当社は業績の回復を目指し、経営体制の強化を図るため、平成23年8月4日開催予定の定時株主総会の決議によって、新たに取締役2名(うち社外取締役は1名)を迎えたいと存じます。つきましては、当該新任の取締役候補2名(うち社外取締役は1名)と株主との利益意識の共有を図り、株主価値の増大と取締役の報酬を連動させ、当社および当社連結子会社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めることにより、企業価値の増大に資するため、当社の取締役にストックオプションとして新株予約権を付与することを、平成23年8月4日開催予定の第48回定時株主総会の議案(決議事項)として提案しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月4日(予定)
付与対象者の区分および人数(名)	取締役2(予定)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	62,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注)1
新株予約権の行使期間	新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の 翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲 内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において も、当社もしくは当社連結子会社もしくは関係会社の取 締役、監査役、顧問、相談役または従業員、その他これに 準ずる地位にあることを要するものとします。ただし、 当社の取締役または監査役の任期満了による退任、定年 退職、会社都合により退職した場合は、この限りではな い。 その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の 割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契 約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の 承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に 対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,650円とする。ただし、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、1,650円を上回る場合は、後者の価額とする。

なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使 価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。

- 2 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、 ト記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該額
 - 上記4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5)新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から 新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額とし、計算の結果生じる1円未満 の端数は、これを切り上げた額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金 等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定めるところにより、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、および新株予約権者が保有する新株予約権の全てを放棄した場合には、当社取締役会が別途定める日に、同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。

(9) その他新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社または当社連結子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役または監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合には、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況および保有状況】

	当事	業年度	当其	期間
区分	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	7,000,000	11,850,295,878		
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取				
得自己株式				
その他 (新株予約権の権利行使)	4,600	7,787,336		
保有自己株式数	150,291		150,291	

(注) 当期間における保有自己株式には、平成23年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取 りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分に関しましては、健全なキャッシュ・フローと安定した財務体質を維持しつつ、「中長期的な企業価値向上のための設備投資資金としての内部留保の確保」と「株主のご要望にお応えするための株主還元としての配当政策」をバランスさせながら、総合的に判断して実施していく方針を採っております。

当期におきましては、「資産除去債務に関する会計基準」適用にかかる損失の計上や東日本大震災による損失の計上等により、多額の特別損失が発生したことから最終利益は当期純損失となりましたが、特別損失はいずれも一過性であること、キャッシュ・フローは安定的に推移していること、次期は確実に黒字回復が見込めることから、株主への安定的な配当を実施させていただきたく、期初予定の1株当たり年間配当金30円(中間15円、期末15円)を実施させていただく予定であります。

当社の毎事業年度における配当の回数については、株主のご要望にお応えし株主還元の充実を図るべく、年2回を基本的な方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、「取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当金 (円)
平成22年12月16日 取締役会決議	465	15
平成23年8月4日(予定) 定時株主総会決議(注)	465	15

(注)平成23年5月20日を基準日とする期末配当であり、平成23年8月4日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として提案しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次			第46期	第47期	第48期
決算年月	平成19年 5 月	平成20年5月	平成21年 5 月	平成22年 5 月	平成23年 5 月
最高(円)	3,030	3,080	2,255	1,997	1,795
最低(円)	1,750	1,720	1,074	1,380	960

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年12月	平成23年1月	2月	3月	4月	5月
最高(円)	1,795	1,717	1,695	1,698	1,270	1,189
最低(円)	1,593	1,605	1,611	960	1,116	1,096

(注)最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

1 平成23年7月29日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

役名	職名	氏名	生年月日		職歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO	岩田 彰一郎	昭和25年 8月14日生	昭和48年3月 昭和61年3月 昭和62年3月 平成4年5月 平成7年11月 平成12年5月 平成14年11月 平成18年6月 平成22年1月	プラス㈱入社 同社商品開発本部部長 同社営業本部アスクル事業推進室室長 同社アスクル事業部部長 当社代表取締役社長(現任) 当社CEO(現任)(注)5 ASKUL e-Pro Service㈱(現ソロエル㈱) 取締役(現任) ㈱資生堂取締役(現任)	(注)7	
取締役	執行役員	今村 俊郎	昭和28年 3月28日生	昭和52年3月 平成7年11月 平成9年5月 平成11年8月 平成11年10月 平成14年7月 平成15年7月	プラス㈱入社 同社アスクル事業部課長 当社プランニング・ビジネス ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社コーポレートプランニング統括 当社ジェネラル・アフェアーズ室長 当社コーポレート・サービス室長 ASKUL e-Pro Service㈱(現ソロエル㈱) 取締役 ビジネスマート㈱取締役(現任)	(注)7	107
取締役	CSO兼 執行役員	織茂 芳行	昭和27年 2月14日生		同社業務本部企画室室長 当社エフィシェント・カスタマー・レスポンス ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社オフィスライフ・クリエーション家具 ヴァイス・プレジデント 当社社長室室長 当社CSO(現任)(注)6	(注)7	106
取締役		中谷 巌	昭和17年 1月22日生	昭和48年6月 昭和59年4月 平成3年10月 平成11年6月 平成11年10月 平成12年4月 平成12年6月 平成13年9月 平成13年9月 平成15年3月 平成17年6月 平成17年4月	ハーバード大学経済学博士号取得 同大学講師・研究員 大阪大学経済学部教授 一橋大学経済学部教授 ソニー㈱取締役 多摩大学経営情報学部教授 ㈱三和総合研究所(現三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱)理事長(現任) JSAT(㈱取締役 当社取締役(現任) 多摩大学学長 ㈱WDI取締役(現任)	(注)7	31

	Γ	1	1	1			<u>有</u>
役名	職名	氏名	生年月日		職歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役		戸田 一雄	昭和16年 2月13日生	昭和39年4月 平平年666年66年7年 平成成115年年67年 平成成18年年7年 平成成19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年年7年 19年7	同社取締役 電化事業担当 同社常務取締役(代表取締役) 同社専務取締役(代表取締役) 同社取締役副社長(代表取締役) 松下電工㈱(現パナソニック電工㈱)取締役 松下電器産業㈱(現パナソニック㈱)顧問 当社監査役 滋賀大学特任教授 京都工芸繊維大学特任教授 学校法人文化学院常務理事校長 当社取締役(現任) 学校法人文化学院理事長兼校長 学校法人文化学院理事長	(注)7	0
取締役		斎藤 忠勝	昭和17年 11月24日生	昭和42年4月 平成7年12月 平成9年6月 平成10年6月 平成11年6月	(株)資生堂入社 同社マーケティング本部マーケティング開発部 長兼株)資生堂インターナショナル取締役社長 同社取締役経営企画部長 同社取締役化粧品事業部本部長 同社常務取締役 コスメティック価値創造センター長 同社取締役執行役員常務 化粧品事業戦略本部長 同社取締役執行役員専務 国際事業総本部長 同社取締役執行役員専務 中国総代表兼資生堂 (中国)投資有限公司董事長 同社顧問 当社顧問	(注)7	3
取締役		橋本 孝久	昭和17年 1月1日生	昭和39年4月 平成3年5月 平成13年3月 平成15年5月 平成15年8月 平成16年3月 平成16年8月 平成22年7月 平成22年8月	同行国際金融調査部長 プラス㈱入社 ジョインテックス㈱専務取締役	(注)7	1
監査役常勤		小川 宏喜	昭和18年 3月4日生	昭和41年4月 昭和63年6月 平成2年8月 平成5年11月 平成6年8月 平成11年5月 平成15年8月	埼玉プラス㈱代表取締役社長 プラス㈱取締役 同社取締役情報機器事業本部長 デュプロ㈱代表取締役社長 プラス㈱取締役教育環境事業本部長	(注)8	42
監査役常勤		小野 晋二	昭和17年 6月9日生	昭和41年4月 昭和60年8月 平成2年6月 平成3年11月 平成7年11月 平成11年6月 平成12年10月	同社常務取締役マーケティング本部長 栃木プラス㈱代表取締役社長	(注)8	31

役名	職名	氏名	生年月日		職歴	任期	所有 株式数 (千株)
監査役		安本 隆晴	昭和29年 3月10日生	平成 4 年 4 月 平成 5 年11月 平成13年 8 月 平成15年 6 月 平成19年 4 月 平成22年 6 月	安本公認会計士事務所所長(現任) ㈱ファーストリテイリング監査役(現任) 当社監査役(現任) ㈱リンク・セオリー・ホールディングス(現㈱ リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現 任) 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授(現任) ㈱UBIC監査役(現任)	(注)9	4
監査役		町田 幸雄	昭和17年 7月3日生	平成 8 年 4 月 平成 12年12月 平成13年 7 月 平成14年 6 月 平成16年12月 平成17年 7 月 平成17年 9 月 平成18年 7 月	東京国税不服審判所所長 盛岡地方検察庁 検事正 法務省 入国管理局局長 最高検察庁 総務部長 最高検察庁 刑事部長 公安調査庁長官 仙台高等検察庁 検事長 最高検察庁 次長検事 検事退官 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律 事務所)入所	(注)9	3
		L			計		1,232

- (注)1 取締役中谷巌、戸田一雄、斎藤忠勝、橋本孝久の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役小川宏喜、小野晋二、安本隆晴、町田幸雄の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 当社では、業務執行の迅速化と責任と権限の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は6名(取締役兼務を除く)で構成され、氏名・担当は以下のとおりです。

小河原 茂 営業

吉田 仁 商品

梶川 伸一 オペレーション

青木 宏彰 上海事業および戦略調達

秋岡 洋平 Web戦略およびIT戦略

宮澤 典友 経営管理

- 4 所有株式数には役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数を記載しております。
- 5 CEO: Chief Executive Officer 最高経営責任者
- 6 CSO: Chief Security Officer 最高セキュリティ責任者
- 7 平成22年8月4日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 8 平成19年8月8日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 9 平成20年8月5日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

2 平成23年8月4日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役8名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定であります。 なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等)を含めて記載しております。

役名	職名	氏名	生年月日		職歴	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 社長	CEO	岩田 彰一郎	昭和25年 8月14日生	昭和48年3月 昭和61年3月 昭和62年3月 平成4年5月 平成7年11月 平成12年5月 平成14年11月 平成18年6月 平成22年11月	プラス㈱入社 同社商品開発本部部長 同社営業本部アスクル事業推進室室長 同社アスクル事業部部長 当社代表取締役社長(現任) 当社CEO(現任)(注)5 ASKUL e-Pro Service㈱(現ソロエル㈱) 取締役(現任) ㈱資生堂取締役(現任) アスマル㈱取締役会長(現任)	(注)7	897
取締役	執行役員	今村 俊郎	昭和28年 3月28日生	昭和52年3月 平成7年11月 平成9年5月 平成11年8月 平成11年10月 平成14年7月 平成15年7月	プラス㈱入社 同社アスクル事業部課長 当社プランニング・ビジネス ゼネラルマネージャー 当社取締役(現任) 当社コーポレートプランニング統括	(注)7	107
取締役	CSO兼 執行役員	織茂 芳行	昭和27年 2月14日生	昭和50年4月 昭和62年7月 平成5年5月 平成9年5月 平成11年8月 平成13年6月 平成14年7月 平成16年5月 平成17年8月 平成17年8月 平成21年4月	当社CSO(現任)(注)6	(注)7	106
取締役		戸田 一雄	昭和16年 2月13日生	昭和39年4月 平成68年66月 平成11年6月 平成15年6月 平成18年8年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19年 19	松下電器産業㈱(現パナソニック㈱)入社 同社取締役 電化事業担当 同社常務取締役(代表取締役) 同社専務取締役(代表取締役) 同社取締役副社長(代表取締役) 松下電工㈱(現パナソニック電工㈱)取締役 松下電器産業㈱(現パナソニック㈱)顧問 当社監査役 滋賀大学特任教授(現任) 京都工芸繊維大学特任教授(現任) 学校法人文化学院常務理事校長 当社取締役(現任) 学校法人文化学院理事長兼校長 学校法人文化学院理事長(現任)	(注)7	0

役名	職名	氏名	生年月日		職歴	任期	所有 所有 株式数 (千株)
取締役		斎藤 忠勝	昭和17年 11月24日生	昭和42年4月 平成7年12月 平成9年6月 平成11年6月 平成11年6月 平成15年6月 平成15年4月 平成19年4月 平成20年7月	(株)資生堂入社 同社マーケティング本部マーケティング開発部 長兼株)資生堂インターナショナル取締役社長 同社取締役経営企画部長 同社取締役化粧品事業部本部長 同社常務取締役 コスメティック価値創造センター長 同社取締役執行役員常務 化粧品事業戦略本部長 同社取締役執行役員専務 国際事業総本部長 同社取締役執行役員専務 中国総代表兼資生堂 (中国)投資有限公司董事長 同社顧問 当社顧問 当社取締役(現任) 愛速客楽(上海)貿易有限公司董事(現任)	(注)7	3
取締役		橋本 孝久	昭和17年 1月1日生	昭和39年4月平成3年5月平成13年5月平成13年5月平成15年8月平成16年3月平成16年8月平成22年7月平成22年8月	機日本興業銀行入行 同行国際金融調査部長 プラス㈱入社 ジョインテックス㈱専務取締役 プラス㈱財務部長 同社取締役 ジョインテックス㈱監査役 プラス㈱常務取締役コーポレート本部長 ビズネット㈱監査役 プラス㈱特別顧問(現任) 当社取締役(現任)	(注)7	1
取締役		前田 恵一郎	昭和25年 12月18日生	昭和49年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成13年5月 平成14年5月 平成17年4月	伊藤忠商事㈱入社 同社金属カンパニー経営企画部部長代行 同社鉄鋼貿易本部薄板部貿易担当部長 プラス㈱入社 ジョインテックス㈱常務取締役マーケティング 本部長 ジョインテックス㈱代表取締役社長兼最高執行 責任者 プラス㈱常務取締役 ジョインテックスカンパ ニープレジデント 当社顧問(現任)	(注)7	
取締役		魚谷 雅彦	昭和29年 6月2日生	昭和52年4月 平成3年6月 平成6年5月 平成12年4月 平成13年10月 平成18年8月 平成19年4月 平成19年7月	ライオン㈱入社 クラフト・ジャパン㈱代表取締役副社長 日本コカ・コーラ㈱取締役副社長 同社取締役デピュティプレジデント(社長代行 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長 同社取締役会長(現任) ㈱プランドヴィジョン代表取締役社長(現任) 当社顧問	(注)7	
監査役常勤		小川 宏喜	昭和18年 3月4日生	昭和41年4月 昭和63年6月 平成2年8月 平成5年11月 平成6年8月 平成11年5月 平成15年8月	プラス㈱入社 埼玉プラス㈱代表取締役社長 プラス㈱取締役 同社取締役情報機器事業本部長 デュプロ㈱代表取締役社長 プラス㈱取締役教育環境事業本部長 当社常勤監査役(現任)	(注)8	42
監査役常勤		小野 晋二	昭和17年 6月9日生	昭和41年4月 昭和60年8月 平成2年6月 平成3年11月 平成7年11月 平成11年6月 平成12年10月	プラス㈱入社 同社取締役 同社常務取締役製品事業本部長 同社常務取締役総務本部長 同社常務取締役マーケティング本部長 栃木プラス㈱代表取締役社長 当社常勤監査役(現任)	(注)8	31

役名	職名	氏名	生年月日		職歴	任期	所有 株式数 (千株)
監査役		安本 隆晴	昭和29年 3月10日生	平成 4 年 4 月 平成 5 年11月 平成13年 8 月 平成15年 6 月 平成19年 4 月 平成22年 6 月	安本公認会計士事務所所長(現任) ㈱ファーストリテイリング監査役(現任) 当社監査役(現任) ㈱リンク・セオリー・ホールディングス(現㈱ リンク・セオリー・ジャパン)監査役(現 任) 中央大学専門職大学院国際会計研究科 特任教授(現任)	(注)9	4
				昭和44年4月	株UBIC監査役(現任) 東京地方検察庁 検事任官		
監査役		町田 幸雄	昭和17年 7月3日生	平成 6年 4月 平成 11年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年	東京国税不服審判所所長 盛岡地方検察庁 検事正 法務省 入国管理局局長 最高検察庁 総務部長 最高検察庁 刑事部長 公安調査庁長官 仙台高等検察庁 検事長 最高検察庁 次長検事 検事退官 第一東京弁護士会登録 西村ときわ法律事務所(現 西村あさひ法律 事務所)入所	(注)9	3
		1	1	1	<u> </u>	l	1,201

- (注) 1 取締役戸田一雄、斎藤忠勝、橋本孝久、魚谷雅彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 監査役小川宏喜、小野晋二、安本隆晴、町田幸雄の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3 当社では、業務執行の迅速化と責任と権限の明確化を目的に、執行役員制度を導入しております。執行役員は 6名(取締役兼務を除く)で構成され、氏名・担当は以下のとおりです。

小河原 茂 営業

吉田 仁 商品

梶川 伸一 オペレーション

青木 宏彰 上海事業および戦略調達

秋岡 洋平 Web戦略およびIT戦略

宮澤 典友 経営管理

- 4 所有株式数には役員持株会における各自の持分を含めた実質持株数を記載しております。 なお、提出日(平成23年7月29日)現在の実質持株数を記載しております。
- 5 CEO: Chief Executive Officer 最高経営責任者
- 6 CSO: Chief Security Officer 最高セキュリティ責任者
- 7 平成23年8月4日開催予定の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで
- 8 平成23年8月4日開催予定の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時まで
- 9 平成20年8月5日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は透明性の高い健全な経営により、継続的な企業価値の向上を図ることを、コーポレート・ガバナンスの目的としており、特に株主へのアカウンタビリティを高めるため、社外取締役、社外監査役による、執行ならびに経営のモニタリング体制の強化に努めてまいりました。また、当社は意思決定と業務執行の迅速化をより明確にするため、執行役員制度を導入しております。今後も当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の視点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築してまいります。

(1)会社の機関の内容および内部統制システムの整備状況等

企業統治の体制

当社は監査役会設置会社形態を採用しております。

取締役は当有価証券報告書提出日現在7名で、うち4名が会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。 取締役会では、経営戦略や新規事業の事業計画および重要な業務執行などの提案についても活発、かつ、有効な議論がなされております。

監査役は当有価証券報告書提出日現在4名で、全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、または決議しております。また、監査役は、毎月開催される定例の取締役会に参加し、積極的に意見を述べております。さらに、代表取締役は、常勤監査役、社内取締役および管理業務担当執行役員で構成される「経営会議」を設置し、常勤監査役に対して定期的に職務の執行状況を報告し、意見交換を行っております。

なお、監査役の専従スタッフは配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは必要に応じて内部監査部門、法務部門等が適宜対応しております。

上記のほか、「執行役員会」「指名・報酬委員会」「コンプライアンス委員会」「インベストメントコミッティ」 「情報開示委員会」および「労働安全衛生委員会」を設けております。

a. 執行役員会

CEOおよび執行役員で構成され、各規程に基づき審議すべき業務執行に係る議案を精査し、付議しております.

b. 指名・報酬委員会

取締役会の諮問機関として、代表取締役社長、顧問弁護士および独立役員に指定された社外取締役、社外監査役の中から、取締役会の決議により構成され、取締役および重要な役職員の選任および解任に関する事項や、報酬における基本方針・個別報酬等について答申案を策定しております。

c. コンプライアンス委員会

取締役会の諮問機関として、社内取締役、社外監査役、管理部門ならびに内部監査部門の責任者で構成され、内部統制システム強化のための体制整備の審議・検討およびモニタリングを行っております。

d. インベストメントコミッティ

執行役員会より選任された委員で構成される部門横断型審議機関として、経営管理部門を中心に、投資意思 決定を適切かつスピーディに行い企業価値の最大化に資することを目的として設備投資に関する事項を審 議、検討しております。

e . 情報開示委員会

取締役会で指名された情報開示担当役員が情報取扱責任者として委員長となり、財務・IR部門、総務部門、取締役会の事務局である法務部門、執行役員会事務局である経営管理部門に所属するメンバーで構成され、適切な開示により、経営の透明性を高めることを目的に開示の決定をしております。

f. 労働安全衛生委員会

取締役会の諮問機関として、社内取締役、社外監査役、管理部門、内部監査部門の責任者ならびに子会社の労務担当責任者で構成され、当社および子会社の労働安全衛生に関する事項を協議し、労働災害防止の取組みを行っております。

当該企業統治の体制を採用する理由

現状の体制として監査役会設置会社形態を採用している理由としましては、社外役員が取締役会・監査役会の半数以上を占め、連携して監査・監督機能の強化を図ることにより十分に機能するものと考え、当該体制を採用しております。

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、当社の業績の適正を確保するため、当社の果たすべき社会的責任を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、各種リスクを未然に防止する内部統制システムを構築してまいります。

取締役は、当社の企業理念に基づき、倫理・行動規範およびコンプライアンス・マニュアルを制定し遵守するとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等の諸規程を遵守し、適正な職務執行を行います。また、当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、原則として、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにしております。当社は、経理・財務担当取締役を定め、財務報告に関する社内規程を整備し、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に準拠して財務諸表を作成するとともに、情報開示委員会を設置し、財務報告の信頼性を確保します。当社は会計監査を担当する会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。また、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて助言と指導を受けられる体制を設けております。今後も、内部統制システムの整備と各種リスクの未然防止、早期発見および適切な対応に努め、経営の健全化に取り組んでまいる所存です。

a. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会規程および文書取扱規程等に基づき適切に記録し、保存および管理します。また、取締役および監査役は、常時これらの記録を閲覧できるようにします。

代表取締役により任命された取締役が責任者として、この任務にあたるものとします。

b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制について

組織横断的な全社に係るリスクに関して、責任者の取締役を定め、対応部門を設けて、統括的な管理・対応を行います。また、環境、情報セキュリティ、品質、労務、コンプライアンス等に係るリスクについては、各担当部署にて規程・マニュアル等を制定し教育・周知徹底を行います。

職務執行に係るリスク管理のモニタリングは、内部監査部門を中心にコンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて定期的に監視を行います。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制について

取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。当社は執行役員制度を導入し、意思決定と職務執行の迅速化を図っております。

取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、取締役会には当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍するようにします。

d. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

企業理念に基づく倫理・行動規範およびコンプライアンス・マニュアルを制定し、全社にこれを徹底するとともに、環境、情報セキュリティ、品質、労務、各種法令に関する教育・研修等を定期的に実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備します。

なお、環境、情報セキュリティについては、それぞれ環境マネジメントシステム規格のJISQ14001、プライバシーマーク規格のJISQ15001、情報セキュリティマネジメントシステム規格のJISQ27001の規格に準拠したマネジメントシステムを構築し、運用・監査・レビュー・改善のマネジメントサイクルを維持し、適正に職務執行を行う体制を確立します。

使用人の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その執行状況については、内部監査部門が監査を行い、問題点があれば当該部門に指摘するとともに、代表取締役および取締役に報告し、当該部門の改善を求めて、適正に職務執行を行います。

会社のモニタリング機能の一環としてホットライン(内部通報制度)を設置し、コンプライアンス上、疑義のある行為の把握を行う体制を構築します。当該ホットラインでは、社内相談窓口のほか、社外相談窓口(顧問弁護士事務所内)を設けます。

e. 当社ならびに当社のその他の関係会社にあたるプラス株式会社および子会社からなる企業集団における業務の 適正を確保する体制について

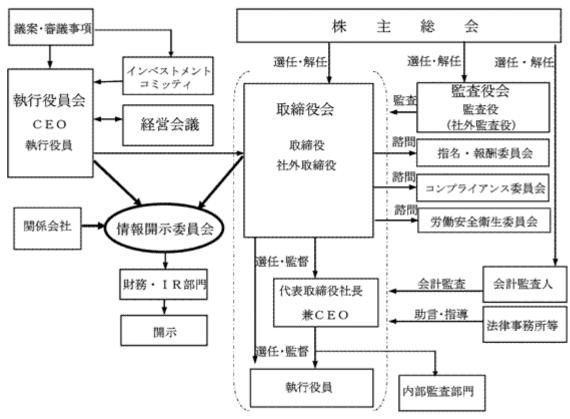
当社の子会社は、当社の企業理念に基づく倫理・行動規範およびコンプライアンス・マニュアルに従い、また環境、情報セキュリティ、品質、労務、各種法令に関する教育・研修等を定期的に実施することによりコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行います。

子会社管理については、当社関係会社管理規程に基づき経営管理部門が管轄し、その業務の執行状況については当社の内部監査部門が監査を行い、業務の適正を確保します。

当社と当社のその他の関係会社にあたるプラス株式会社との関係においては、同社との役員兼務および従業員の出向関係は無く、今後も、当社独自の理念とブランドに基づく独立経営を行います。

また、同社との関係に関しては、同社と関係のない社外役員による経営のモニタリング体制を強化することにより、牽制機能を確保します。

< 模式図 >



f. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および整備の状況について

当社の倫理・行動規範「ASKUL CODE OF CONDUCT」に反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長もしくは加担するような行為は行わないことを定めております。また、同行動規範については、常時社内のイントラネットに掲示し、教育・周知徹底を図っております。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査につきましては、責任者1名とスタッフ2名により構成されております。代表取締役社長直轄の独立した 部署である内部監査部門が、コンプライアンスおよびリスク管理の観点を踏まえて各部門の業務遂行状況について の監査をするとともに、内部統制の有効性を評価しております。内部監査の手続きは以下のとおりです。

- 計画……前年度における監査結果を踏まえて、新監査年度における監査方針を代表取締役社長承認の上、決定しております。決定した監査方針に基づき、重点監査目標設定と監査計画、スケジュールを立案し、監査業務の分担を行うと共に、被監査部門、監査項目、日程等を決定しております。
- 実施……決定した監査方針に基づき、関係部署の執行役員と統括部長を中心にヒアリングを行い職務、進捗状況の把握、承認申請書、契約書、取引記録などの書類の閲覧を行い監査を行っております。また、棚卸実地調査等の立会による監査も行っております。
- 報告等…内部監査実施後に、被監査部門毎の監査報告書を作成して、代表取締役社長および監査役へ提出しております。内部監査実施過程で把握した問題点は、その都度代表取締役および被監査部門に指摘し、当該部門に改善報告書の提出を求めております。また、監査法人の期中および期末監査時に内部監査報告サマリーにより情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

監査役につきましては、当有価証券報告書提出日現在4名で、全員が会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役のうち2名は常勤監査役であります。なお、監査役の安本隆晴氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役監査の手続きは以下のとおりです。

計画……前年度における監査結果を踏まえて、新監査年度における監査方針を監査役会で協議の上、方針を決定しております。

- 実施……監査方針に基づき、主要な会議に出席するとともに、取締役・各部門執行役員を中心にヒアリングを行い監査を行っております。また、内部監査部門による往査および講評会に参加するとともに、監査法人による会計監査への立会い、棚卸実地調査等の立会い等の方法による監査も行っております。子会社に対しては、必要に応じて、その都度、事業の報告を求め、業務、財産の状況について把握しております。
- 報告等…期末監査終了後、監査法人から監査報告書を受領し意見交換を行い、監査報告書を作成して、代表取締役 社長に提出しております。また、定時株主総会に出席して監査報告を行っております。期中監査の実施過程で把握した問題点は、その都度意見書・報告書を作成し、取締役および関連部署の執行役員等に提出して問題点の改善を求めております。また、内部監査部門および監査法人との緊密な連携を保つ為に定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

会計監査の状況

当社は会計監査を担当する会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。 会計監査の状況

監査法人 : 有限責任 あずさ監査法人

業務を執行した公認会計士名:指定有限責任社員 業務執行社員 豊島 忠夫

指定有限責任社員 業務執行社員 栗原 幸夫

監査業務に係る補助者の構成:公認会計士4名 その他8名

社外取締役および社外監査役の状況

- a. 社外取締役および社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係 いずれの社外取締役、社外監査役とも当社との間に、人的関係、資本的関係又は主要な取引先に該当する取引関係 その他の利害関係はありません。
- b. 社外取締役又は社外監査役が企業統治において果たす機能および役割 当社では、取締役の職務の執行の適正性および効率性を高めるための牽制機能を期待し、社外役員が取締役会・監 査役会の半数以上を占めるようにしております。当社は、中谷巌、戸田一雄、斎藤忠勝、安本隆晴、町田幸雄の各氏を、 独立性が高く、一般株主と利益相反のおそれがないことから、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条 の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
- c. 社外取締役および社外監査役の選任状況

区分	氏名	選任理由
		経済学者としての高い見識を有するとともに、私立大学長、企業の社外取締役として
	中谷 巌	の豊富な経験を有しており、業務執行に対する監督機能を適切に果たすことを期待
		し、選任しております。当事業年度に開催した取締役会15回中15回に出席。
		グローバルに事業展開する製造業の経営に長年携わり、企業経営に関する豊富な経験
	戸田 一雄	・実績と高い見識を有しており、業務執行に対する監督機能を適切に果たすことを期
		待し、選任しております。当事業年度に開催した取締役会15回中14回に出席。
社外取締役		グローバルに事業展開する製造業の経営に長年携わり、海外事業を含む企業経営に関
	斎藤 忠勝	する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、業務執行に対する監督機能を適切に
	一局豚心粉	果たすことを期待し、選任しております。当事業年度に開催した取締役会15回中15回
		に出席。
		金融業に関する職務に長年携わり、グローバルな視野を持つ金融・財務に関する高い
	橋本 孝久	見識と企業経営に関する経験・実績を有しており、業務執行に対する監督機能を適切
		に果たすことを期待し、選任しております。当事業年度に開催した取締役会13回中13
		回に出席。
	小川 宏喜	経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、選任しております。当
	小川 本音 事業年度に開催した取締役会15回中15回に出席、監査役会14回中14回に	事業年度に開催した取締役会15回中15回に出席、監査役会14回中14回に出席。
	小野 晋二	経営者としての豊富な経験と高い見識を有していることから、選任しております。当
 社外監査役	小利, 日一	事業年度に開催した取締役会15回中15回に出席、監査役会14回中14回に出席。
江州監旦位	安本 降晴	公認会計士としての実務経験や知見を有していることから、選任しております。
	女子 陸明	当事業年度に開催した取締役会15回中13回に出席、監査役会14回中12回に出席。
	町田 幸雄	法的知識および法曹界での豊富な経験を有していることから、選任しております。当
	四 千年	事業年度に開催した取締役会15回中14回に出席、監査役会14回中13回に出席。

d. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜そのフィードバックを受けることで、内部監査部門や会計監査人と相互に連携を図っております。

社外監査役は、内部監査および内部統制を担当している内部監査部門および会計監査人との緊密な連携を保つ為に定期的な情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第31条第2項に基づき、社外取締役全員と責任限定契約を締結しております。また、定款第41条第2項に基づき、社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。それぞれ締結した責任限定契約の概要は次のとおりです。

社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき 善意でかつ重大な過失がないときは、3,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか 高い額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

社外取締役の任期満了時に再度当社の社外取締役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても、当該 契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに責任限定契約を締結する場合はこ の限りではない。

社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、その任務を怠ったことにより、当社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにつき 善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任 を負うものとする。

社外監査役の任期満了時に再度当社の社外監査役に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても、当該 契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに責任限定契約を締結する場合はこ の限りではない。

(3) 役員報酬

当事業年度における当社の取締役、社外取締役および社外監査役に対する役員報酬

	対象となる	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額(百万円)		
区分	役員の員数 (名)	報酬寺の総額 (百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与
取締役	3	134	78	60	5
社外取締役	4	69	46	23	1
社外監査役	4	38	38	-	-

- (注) 1 上記のほか、使用人兼務取締役2名に対して、使用人給与相当額を31百万円支払っております。
 - 2 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額5億円以内(ただし、使用人分給与を含まない)であります。 (平成12年8月3日 第37回定時株主総会決議)
 - 3 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額8千万円以内であります。

(平成13年8月10日 第38回定時株主総会決議)

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

			報酬等の種類別の額等(百万円)			報酬等の総額
氏名	役員区分	会社区分	基本報酬	ストック オプション	賞与	(百万円)
岩田 彰一郎	取締役	提出会社	71	39	3	107

提出会社の役員の報酬の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、中長期的な企業価値の増大に向けてのインセンティブとしての「ストックオプション」等によって構成されており、その個別報酬額については指名・報酬委員会にて審議し、取締役会にて決定しております。各事業年度における「基本報酬」は主に前事業年度における業績に基づいて決定しており、役位の上位者ほど前事業年度における業績に基づいて変動する割合が高くなる仕組みとなっております。「ストックオプション」等については、当社の取締役に単年度だけでなく中長期の業績向上と株価を意識した経営を動機付ける仕組みにしており、その役位に応じた数を付与しております。

当社の監査役は、業務執行から独立した立場で監査を行っており、業績連動報酬の適用は相応しくない為、監査役の報酬は固定報酬である「基本報酬」のみとしており、監査役会にて協議のうえ、決定しております。

(4) 株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の投資株式

銘柄数1 銘柄貸借対照表計上額の合計額0百万円

保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度および当事業年度における貸借対照表計上額の合計額ならびに 当事業年度における受取配当金、売却損益および評価損益の合計額

該当事項はありません。

(5) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

剰余金の配当等

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

責任免除の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

これは、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

		前連結会計年度		当連結会計年度	
	区分	監査証明業務に基づく	非監査業務に基づく報	監査証明業務に基づく	非監査業務に基づく報
		報酬(百万円)	酬(百万円)	報酬(百万円)	酬(百万円)
	提出会社	55	0	39	
	連結子会社				
	計	55	0	39	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、財務報告に係る内部統制に関する助言業務であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査計画の内容について有効性及び効率性の観点で会計監査人と協議の上、会計監査人が必要な監査を十分行うことができる報酬額となっているかどうかを検証し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

- 1 連結財務諸表および財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、 当連結会計年度(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)の連結財務諸表および前事業年度(平成21年5月21日から平成22年5月20日まで)の財務諸表ならびに当連結会計年度(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)の連結財務諸表および当事業年度(平成22年5月21日から平成23年5月20日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、経理部門にて会計基準等の動向を解説した機関誌の定期購読やセミナーへの参加などを行っております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成22年5月20日)	当連結会計年度 (平成23年 5 月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,421	13,652
受取手形及び売掛金	20,287	21,507
商品及び製品	8,516	8,531
原材料及び貯蔵品	109	108
繰延税金資産	537	958
その他	3,528	3,444
貸倒引当金	94	78
流動資産合計	47,307	48,125
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,661	2,385
減価償却累計額	1,566	1,487
建物及び構築物(純額)	1,094	897
機械装置及び運搬具	2,822	3,073
減価償却累計額	646	864
機械装置及び運搬具(純額)	2,176	2,208
その他	2,913	3,278
減価償却累計額	2,037	2,220
その他(純額)	875	1,058
建設仮勘定	6	23
有形固定資産合計	4,153	4,188
無形固定資産		
ソフトウエア	9,055	6,676
ソフトウエア仮勘定	376	344
のれん	4,406	4,706
その他	37	48
無形固定資産合計	13,875	11,775
投資その他の資産		
長期前払費用	725	701
差入保証金	2,422	3,001
繰延税金資産	3,722	4,209
その他	309	213
貸倒引当金	274	205
投資その他の資産合計	6,905	7,920
固定資産合計	24,933	23,884
資産合計	72,241	72,010

	前連結会計年度 (平成22年 5 月20日)	当連結会計年度 (平成23年 5 月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,721	23,518
短期借入金	422	989
1年内返済予定の長期借入金	2,640	2,642
未払金	2,907	3,198
ファクタリング未払金	13,043	13,408
未払法人税等	1,138	1,031
未払消費税等	47	334
賞与引当金	31	1 40
役員賞与引当金	-	1
販売促進引当金	451	462
返品調整引当金	12	18
災害損失引当金	-	890
資産除去債務	-	17
その他	242	322
流動負債合計	42,659	46,880
固定負債		
長期借入金	8,980	4,560
退職給付引当金	1,019	1,227
賞与引当金	19	-
役員賞与引当金	7	-
災害損失引当金	-	182
資産除去債務	-	1,319
その他	227	567
固定負債合計	10,255	7,857
負債合計	52,915	54,738
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,535	3,535
資本剰余金	6,015	6,015
利益剰余金	21,609	7,338
自己株式	12,112	254
株主資本合計	19,048	16,635
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	59	60
その他の包括利益累計額合計	59	60
新株予約権	337	639
少数株主持分	-	57
純資産合計	19,326	17,27
負債純資産合計	72,241	72,010

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)
売上高	188,991	197,070
売上原価	144,618	152,400
売上総利益	44,373	44,669
返品調整引当金戻入額	23	12
返品調整引当金繰入額	12	18
差引売上総利益	44,384	44,663
販売費及び一般管理費	37,369	39,306
営業利益	7,014	5,357
営業外収益		
受取利息	40	34
受取手数料	1	3
受取賃貸料	-	9
たな卸資産処分益	8	7
助成金収入	15	14
その他	6	17
営業外収益合計	73	87
営業外費用		
支払利息	137	75
支払手数料	12	8
債権売却損	22	56
為替差損	1	19
その他	0	8
営業外費用合計	174	168
経常利益	6,913	5,275
特別利益		
持分変動利益	12	-
貸倒引当金戻入額	-	16
賞与引当金戻入額	-	17
役員賞与引当金戻入額 - 7.0 (th	-	6
その他	0	0
特別利益合計	12	40
特別損失	207	1 170
減損損失	5 397	₅ 1,178
原状回復費用	3	7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	808
固定資産除却損	2 57	2 416
固定資産売却損	9	3 1
固定資産臨時償却費	18	63
災害による損失	-	2,317
その他	18	48
特別損失合計	506	4,841
税金等調整前当期純利益	6,419	474

有価証券報告書(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
法人税、住民税及び事業税	2,847	2,394
法人税等調整額	93	908
法人税等合計	2,941	1,485
少数株主損益調整前当期純損失()	-	1,011
少数株主利益又は少数株主損失()	7	4
当期純利益又は当期純損失()	3,485	1,015

【連結包括利益計算書】

► 注册 C3日心血叶并自 A		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
少数株主損益調整前当期純損失()	-	1,011
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	-	0
その他の包括利益合計	-	2 0
包括利益	-	1,012
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	1,016
少数株主に係る包括利益	-	4

【連結株主資本等変動計算書】

	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,535	3,535
当期末残高	3,535	3,535
資本剰余金		
前期末残高	6,015	6,015
当期末残高	6,015	6,015
利益剰余金		
前期末残高	19,060	21,609
当期変動額		
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	3,485	1,015
自己株式の処分	7	7
自己株式の消却	<u> </u>	11,850
当期変動額合計	2,548	14,270
当期末残高	21,609	7,338
自己株式		
前期末残高	12,190	12,112
当期変動額		
自己株式の取得	0	-
自己株式の処分	77	7
自己株式の消却	<u>-</u>	11,850
当期変動額合計	77	11,858
当期末残高	12,112	254
株主資本合計		
前期末残高	16,421	19,048
当期変動額		
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	3,485	1,015
自己株式の取得	0	-
自己株式の処分	70	0
当期变動額合計	2,626	2,412
当期末残高	19,048	16,635

	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	0	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
為替換算調整勘定		
前期末残高	28	59
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	31	0
当期変動額合計	31	0
当期末残高 当期末残高	59	60
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	29	59
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	30	0
当期変動額合計	30	0
当期末残高	59	60
新株予約権 		
前期末残高	241	337
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	96	301
当期変動額合計 当期変動額合計	96	301
当期末残高	337	639
少数株主持分		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	57
当期変動額合計	-	57
当期末残高	-	57
純資産合計		
前期末残高	16,633	19,326
当期変動額	23,300	27,020
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	3,485	1,015
自己株式の取得	0	-
自己株式の処分	70	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	66	357
当期変動額合計	2,693	2,054
当期末残高	19,326	17,271
그 씨가 가시네	17,320	17,271

【連結キャッシュ・フロー計算書】

	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,419	474
減価償却費	625	694
ソフトウエア償却費	2,357	3,114
固定資産臨時償却費	18	63
長期前払費用償却額	133	227
のれん償却額	520	559
株式報酬費用	96	301
貸倒引当金の増減額(は減少)	97	90
販売促進引当金の増減額(は減少)	14	10
返品調整引当金の増減額 (は減少)	11	6
賞与引当金の増減額(は減少)	35	11
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	6
退職給付引当金の増減額(は減少)	155	207
災害損失引当金の増減額(は減少)	-	1,079
受取利息	40	34
減損損失	397	1,178
固定資産除却損	54	410
固定資産売却損益(は益)	9	1
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	808
支払利息	137	75
売上債権の増減額(は増加)	5,340	540
たな卸資産の増減額(は増加)	126	45
未収入金の増減額(は増加)	1,017	0
仕入債務の増減額(は減少)	505	19
未払金の増減額(は減少)	41	274
ファクタリング未払金の増減額(は減少)	190	364
未払消費税等の増減額(は減少)	564	459
持分変動損益(は益)	12	-
その他	194	74
小計	15,493	10,809
利息及び配当金の受取額	40	34
利息の支払額	157	94
法人税等の支払額	3,750	2,458
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,627	8,292

	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	301	233
ソフトウエアの取得による支出	2,977	1,846
長期前払費用の取得による支出	175	260
差入保証金の差入による支出	59	464
差入保証金の回収による収入	32	37
のれんの取得による支出	20	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得によ る支出	-	2 537
その他	5	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,495	3,303
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	558	1,178
短期借入金の返済による支出	204	1,082
長期借入れによる収入	960	-
長期借入金の返済による支出	5,340	4,417
リース債務の返済による支出	8	25
少数株主からの払込みによる収入	20	-
自己株式の処分による収入	70	0
自己株式の取得による支出	0	-
配当金の支払額	929	1,396
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,873	5,742
現金及び現金同等物に係る換算差額	28	15
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,229	769
現金及び現金同等物の期首残高	11,191	14,421
現金及び現金同等物の期末残高	14,421	13,652

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	のの金本にはる主女は手項】	·
項目	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 5社	連結子会社の数 6社
	連結子会社の名称 Bizex株式会社 ビジネスマート株式会社 アスマル株式会社 愛速客楽(上海)貿易有限公司 ソロエル株式会社	連結子会社の名称 Bizex株式会社 株式会社アルファパーチェスアスマル株式会社 ビジネスマート株式会社 愛速客楽(上海)貿易有限公司
	アスマル株式会社は当連結会計年度において新たに設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。	ソロエル株式会社 当連結会計年度において株式会社アル ファパーチェスの株式を取得し、同社を当 連結会計年度より連結の範囲に含めており ます。
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左
3 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社のうち、愛速客楽(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行なっております。 なお、その他の連結子会社につきましては、連結決算日と一致しております。	連結子会社のうち、株式会社アルファパーチェスおよび愛速客楽(上海)貿易有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表作成にあたっては、3月31日現在の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日までの間に生じた連結会社相互間の取引に係る重要な不一致については、必要な調整を行なっております。 なお、その他の連結子会社につきましては、連結決算日と一致しております。
4 会計処理基準に関する事		
項 (1)重要な資産の評価基準お よび評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 デリバティブ等の評価基準および評価方法 時価法 たな卸資産 (a) 商品及び製品 移動平均法による原価法(貸借 対照表価額については収益性の低 下に基づく簿価切下げの方法) (b) 原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額については収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法) 法)	有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 デリバティブ等の評価基準および評価方法 同左 たな卸資産 (a) 商品及び製品 同左 (b) 原材料及び貯蔵品 同左

	前連結会計年度	当連結会計年度
項目	(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	ョ度福安計年及 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
(2)重要な減価償却資産の減	有形固定資産(リース資産を除く)	有形固定資産(リース資産を除く)
価償却の方法	定率法	定率法
	ただし、建物(附属設備を除く)、大阪	ただし、建物(附属設備を除く)、大阪
	DMCの全ての有形固定資産および仙台	DMCの全ての有形固定資産および仙台
	DMCの機械装置については、定額法を	DMCの機械装置については、定額法を
	採用しております。	採用しております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおりであり	なお、主な耐用年数は以下のとおりであり
	ます。	ます。
	建物及び構築物 3~24年	建物及び構築物 3~24年
	機械装置及び運搬具 5~15年	機械装置及び運搬具 5~15年
	その他 2~22年	その他 2~22年
	(追加情報)	
	名古屋センターにおいて一部設備の	
	入れ替えが確定していることから、除	
	却予定の設備の使用期間を見直し、過	
	年度の償却不足額の11百万円を固定資	
	産臨時償却費として特別損失に計上し	
	ております。	
	無形固定資産(リース資産を除く)	無形固定資産(リース資産を除く)
	定額法	定額法
	なお、自社利用のソフトウエアについて	なお、自社利用のソフトウエアについて
	は、社内における見込利用可能期間(5	は、社内における見込利用可能期間(5
	年)による定額法を採用しております。	年)による定額法を採用しております。
	(追加情報)	(追加情報)
	名古屋センターにおいて一部設備の入	インターネットショッピングサイト
	れ替えが確定していることから、除却予	(WEBサイト)のリニューアルが確定
	定の設備の使用期間を見直し、過年度の	していることから、除却予定の設備の使
	償却不足額の7百万円を固定資産臨時償	用期間を見直し、過年度の償却不足額の
	却費として特別損失に計上しておりま	63百万円を固定資産臨時償却費として特
	す 。	別損失に計上しております。
	リース資産	リース資産
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を	 同左
	零とする定額法を採用しております。	
	なお、所有権移転外ファイナンス・リー	
	ス取引のうち、リース取引開始日が平成	
	20年5月20日以前のリース取引について	
	は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ	
	た会計処理によっております。	
	長期前払費用	長期前払費用
	定額法	同左

	並連供人制作 度	有
項目	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
(3)重要な引当金の計上基準	貸倒引当金	貸倒引当金
	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一	同左
	般債権については貸倒実績率により、貸	
	倒懸念債権等特定の債権については個別	
	に回収可能性を検討し、回収不能見込額	
	を計上しております。	
	販売促進引当金	販売促進引当金
	エンドユーザーの購入実績に応じて発	同左
	生する販売促進費の支出に備えるため、	
	過去の実績を基礎として当連結会計年度	
	の売上に対応する発生見込額を計上して	
	おります。	
	返品調整引当金	返品調整引当金
	エンドユーザーからの期末日以後の返	同左
	品損失に備えるため、過去の実績を基礎	
	として算出した売上総利益相当額および	
	返品された商品の減価相当額をあわせて	
	計上しております。	
	退職給付引当金	退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当連結	同左
	会計年度末における退職給付債務の見込	
	額に基づき計上しております。 数理計算上の差異については、各連結会	
	計年度の発生時における従業員の平均残	
	存勤務期間以内の一定の年数(5年)に	
	よる定額法により按分した額をそれぞれ	
	発生の翌連結会計年度から費用処理する	
	こととしております。	
	賞与引当金	賞与引当金
	従業員に対する賞与の支給に備えるた	同左
	め、将来の支給見込額のうち、当連結会計	
	年度末までに発生していると認められる	
	額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は	
	当社の株価に連動して算定されるため、	
	付与日から支給日までの間の各決算日時	
	点における公正価値をオプション評価モ	
	デル(ブラック・ショールズモデル)を	
	用いて算定し、権利確定期間の期日到来	
	割合を乗じた金額を引当金として計上し	
	ております。なお、市場条件以外の業績条	
	件は反映しておりません。	

	前連結会計年度	
項目	(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
	役員賞与引当金	役員賞与引当金
	取締役に対する賞与の支給に備えるた	同左
	め、将来の支給見込額のうち、当連結会計	
	年度末までに発生していると認められる	
	額を計上しております。当社は株価連動型賞与を導入しており、賞与の支給額は	
	空員司を導入してのり、員司の支給額は 当社の株価に連動して算定されるため、	
	付与日から支給日までの間の各決算日時	
	点における公正価値をオプション評価モ	
	デル (ブラック・ショールズモデル) を	
	用いて算定し、権利確定期間の期日到来	
	割合を乗じた金額を引当金として計上し	
	ております。なお、市場条件以外の業績条	
	件は反映しておりません。 	《字提升引业会
		災害損失引当金 東日本大震災の影響により被災した資
		要する費用または損失に備えるため、当
		連結会計年度末における見込額を計上し
		ております。
(4)重要な外貨建の資産又は	在外子会社の資産及び負債は、決算日の直	同左
負債の本邦通貨への換算	物為替相場により円貨に換算し、換算差額	
の基準	は純資産の部における為替換算調整勘定に 含めて計上しております。	
 (5)重要なヘッジ会計の方法	呂のと計工してのります。 へッジ会計の方法	 ヘッジ会計の方法
(い)主文・な、ノノ云可の川仏	「「「「」」」 原則として繰延ヘッジ処理によってお	同左
	リます。	
	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象
	ヘッジ手段・・為替予約	同左
	ヘッジ対象・・外貨建仕入債務および	
	外貨建予定取引 ヘッジ方針	 ヘッジ方針
	│ ヘッン刀町 │ 為替相場変動に伴うリスクの軽減を目	ヘッシカ虾 同左
	的に、将来の輸入見込額等に基づき実施	197
	しており、投機的な取引は行っておりま	
	せん。	
	ヘッジ有効性の評価の方法	ヘッジ有効性の評価の方法
	ヘッジ対象の為替リスクが減殺されて	同左
	いるかどうかを検証することにより、 ヘッジの有効性を評価しております。	
 (6)のれんの償却方法及び償	・ヽックの有効性を評価してのります。 	 のれんは、5年~10年で均等償却しており
却期間		ます。
(7)連結キャッシュ・フロー		連結キャッシュ・フロー計算書における資
計算書における資金の範		金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随
囲		時引き出し可能な預金および容易に換金可
		能であり、かつ、価値の変動について僅少な
		リスクしか負わない取得日から3ヶ月以内にグラカロの列来する短期が多からなって
		に償還期限の到来する短期投資からなって
 (8)その他連結財務諸表作成	 消費税等の会計処理	のりより。 消費税等の会計処理
のための重要な事項	税抜方式によっております。	同左
5 連結子会社の資産および	連結子会社の資産および負債の評価につ	
負債の評価に関する事項	いては、全面時価評価法を採用しておりま	
	ब ,	

		1=
前連結会計年度 項目 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)		当連結会計年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)
6 のれんの償却に関する事	のれんは、5年~10年で均等償却しており	
項	ます。	
7 連結キャッシュ・フロー	連結キャッシュ・フロー計算書における	
計算書における資金の範	資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、	
囲	随時引き出し可能な預金および容易に換金	
	可能であり、かつ、価値の変動について僅少	
	なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以	
	内に償還期限の到来する短期投資からなっ	
	ております。	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年 5 月21日	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日
至 平成22年5月20日)	至 平成23年5月20日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用)
	│ 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基
	準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および
	「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業
	会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用し
	ております。
	これにより、営業利益および経常利益はそれぞれ81百
	万円減少し、税金等調整前当期純利益は889百万円減少
	しております。
	(企業結合に関する会計基準等の適用)
	当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」
	(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財
	務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成
	20年12月26日)および「企業結合会計基準及び事業分
	離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用
	指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

【表示方法の変更】

【秋水川AV及文】	
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成21年5月21日	(自 平成22年5月21日
至 平成22年5月20日)	至 平成23年5月20日)
	(連結損益計算書)
	当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基
	準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づ
	く「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
	等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内
	閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前当
	期純損失」の科目で表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年5月21日	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日
至 平成22年5月21日	至 平成23年5月21日
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基
	準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し
	ております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「そ
	の他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、
	「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金
	額を記載しております。

6百万円

第3回

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年5月20日)

(平成23年5月20日) 1 賞与引当金、役員賞与引当金の概要

1 賞与引当金、役員賞与引当金の概要

当社が採用しております株価連動型賞与は、当社取締役 および使用人ならびに当社子会社の取締役の当社業績 向上に対する意欲や士気を高め、将来の会社の成長を共 有することを目的に付与する株価連動型のインセン ティブ報酬です。当該報酬は、株価連動型賞与1個当た リの価格(2,364円)と、一定期間後の1株当たりの市 場株価との差額を、以下の権利確定条件を満たした場合 に自動的に賞与として支払いを行うものです。

(1)株価連動型賞与に係る当連結会計年度における費用計 上額および科目

賞与引当金繰入額(販売費及び一般管理費) 4百万円

(2)株価連動型賞与の内容、規模

(1)株価連動型賞与に係る当連結会計年度における費用計 上額および科目

当連結会計年度

同左

賞与引当金戻入額(特別利益) 17百万円 役員賞与引当金戻入額(特別利益)

第1回

(2)株価連動型賞与の内容、規模

	第1回	第2回	第3回
付与対象者	43名	43名	43名
付与個数	147,000個	147,000個	147,200個
付与日	平成20年 9 月	平成20年9月	平成20年9月
対象勤務期間	平成20年9月~	平成20年9月~	平成20年9月~
2013年11月1日	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月
権利確定条件	(注)1~4	(注)1~3	(注)1~3

- (注)1 対象勤務期間最終年度の第3四半期決算発表の 翌日の株価終値が、1個当たりの価格 2,364円)を上回った場合に、当該差額を個々 に付与した個数に乗じて支払います。
 - 2 従業員および取締役への決算賞与等を支払った 上で、公表する連結ベースの経常利益かつ当期 純利益を上回る原資を確保できる場合に支払 います。
 - 3 各期毎に支払うべき全賞与個数分を支払うと原 資が足りない場合には、支払い可能な原資に応 じて一律に個数を減らして支払います。ただ し、賞与の支払いができない場合は残余の個数 を次回以降の個数に付加しますが、最終年度 (平成24年5月期)においては残余の個数に ついては失効します。
 - 4 第1回は、平成22年5月期の第3四半期決算発表 の翌日の株価終値が条件を満たさなかったこ とから、対象勤務期間が平成23年5月まで延長 しております。
- (3) 当連結会計年度中に受領したサービスの対価としての 公正価値の算定方法

株価連動型賞与の公正な評価単価はブラック・ショー ルズモデルにより算定しております。

刊与刈家石	43名	43名	43名
付与個数	147,000個	147,000個	147,200個
付与日	平成20年9月	平成20年9月	平成20年 9 月
対象勤務期間	平成20年9月~	平成20年9月~	平成20年9月~
	平成22年 5 月	平成23年 5 月	平成24年 5 月
権利確定条件	(注)1~4	(注)1~4	(注)1~3
(注) 1 対象勤務期間最終年度の第3四半期決算発表の			

第2回

- 翌日の株価終値が、1個当たりの価格 2,364円)を上回った場合に、当該差額を個々 に付与した個数に乗じて支払います。
 - 2 従業員および取締役への決算賞与等を支払った 上で、公表する連結ベースの経常利益かつ当期 純利益を上回る原資を確保できる場合に支払 います。
 - 3 各期毎に支払うべき全賞与個数分を支払うと原 資が足りない場合には、支払い可能な原資に応 じて一律に個数を減らして支払います。ただ し、賞与の支払いができない場合は残余の個数 を次回以降の個数に付加しますが、最終年度 (平成24年5月期)においては残余の個数に ついては失効します。
 - 4 第1回および第2回は、平成23年5月期の第3四 半期決算発表の翌日の株価終値が条件を満た さなかったことから、対象勤務期間が平成24年 5月まで延長しております。
- (3) 当連結会計年度中に受領したサービスの対価としての 公正価値の算定方法

株価連動型賞与の公正な評価単価はブラック・ショー ルズモデルにより算定しております。

有価証券報告書

前連結会計年度	
(平成22年5月20日)	

(平成22年5月20日) 公正な評価単価および使用した主な基礎数値および見積

満期日	平成23年3月	平成24年3月
公正な評価単価	45円	299円
株価変動性	30.20%	50.71%
期間	0.84年	1.84年
予想配当	30円/株	30円 / 株
無リスク利子家	0.13%	0.15%

- (注) 1 公正な評価単価は、当連結会計年度末日における評価額となっております。
 - 2 公正価値測定日であります当連結会計年度末日 からオプションの期間に対応した期間分遡っ た株価実績に基づき算定しております。
 - 3 対象となる株価連動型賞与の満期日までの期間であります。
 - 4 平成22年5月期の配当予定によっております。
 - 5 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。
- (4)権利確定数の見積方法

方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

当連結会計年度 (平成23年5月20日)

公正な評価単価および使用した主な基礎数値および見積 方法

١	満期日	平成24年3月
١	公正な評価単価	10円
١	株価変動性	46.96%
١	期間	0.84年
١	予想配当	30円/株
١	無リスク利子率	0.14%

- (注) 1 公正な評価単価は、当連結会計年度末日における評価額となっております。
 - 2 公正価値測定日であります当連結会計年度末日 からオプションの期間に対応した期間分遡っ た株価実績に基づき算定しております。
 - 3 対象となる株価連動型賞与の満期日までの期間であります。
 - 4 平成23年5月期の配当予定によっております。
 - 5 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。
- (4)権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年		当連結会計年度		
(自平成21年5月	21日	(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)		
至 平成22年5月20日) 1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次		<u> 至 平成23年5月20日)</u> 1 販売費及び一般管理費の主要な費目および金額は次		
のとおりであります。	な負口の60 並品は八	のとおりであります。	受口のより並品は次	
配送運賃	5,812百万円	配送運賃	6,688百万円	
販売促進引当金繰入額	451	販売促進引当金繰入額	462	
給与手当	4,769	給与手当	6,212	
業務委託費	7,556	業務委託費	6,462	
業務外注費	3,484	業務外注費	3,663	
退職給付費用	199	退職給付費用	218	
地代家賃	4,670	地代家賃	4,581	
2 固定資産除却損の内訳は次の	とおりであります。	2 固定資産除却損の内訳は次のと	おりであります。	
建物及び構築物	4百万円	建物及び構築物	242百万円	
機械装置及び運搬具	15	機械装置及び運搬具	73	
有形固定資産「その他」	15	有形固定資産「その他」	46	
ソフトウエア	15	ソフトウエア	47	
無形固定資産「その他」	2	撤去費用	6	
撤去費用	2			
3 固定資産売却損の内訳は次の	とおりであります。	3 固定資産売却損の内訳は次のと	おりであります。	
機械装置及び運搬具	0百万円	機械装置及び運搬具	0百万円	
有形固定資産「その他」	9	有形固定資産「その他」	0	
4		4 災害による損失の内訳は次のと	おりであります。	
		たな卸資産滅失損	653百万円	
		増加物流コスト等	367	
		災害による操業・営業停止期		
		間中の固定費	42	
		その他復旧に係る費用等	175	
		災害損失引当金繰入額	1,078	

前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日) 当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

5 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資 産 グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
		有形固定資産	
古 二 47	個人向け	「その他」	
東京都 汀東区	ECサイト	ソフトウエア	397百万円
江宋区 		ソフトウエア仮勘定	
		長期前払費用	

当社グループは物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、個人向け通信販売事業「ぽちっとアスクル」にて使用しておりましたが、当該事業を平成22年2月に連結子会社アスマル株式会社へ承継したことに伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(397百万円)として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

有形固定資産「その他」	1百万円
ソフトウエア	308
ソフトウエア仮勘定	57
長期前払費用	30

5 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資 産 グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
		建物及び構築物	
東京都	ソロエル	有形固定資産	
宋尔郎 江東区	エンター	「その他」	1,178百万円
江宋区	プライズ	ソフトウエア	
		長期前払費用	

当社グループは当社物流センターから商品を発送する事業については、物流センターごとに資産をグルーピングし、当社物流センターから商品を発送しない事業については、当該事業ごとにグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。

上記資産は、大企業向け間接材一括購買サービス「ソロエル」にて使用しておりましたが、当該事業を、手数料を収益源とする「ソロエルエンタープライズ」と当社在庫商品の売買差益を収益源とする「ソロエルアリーナ」に分離し、事業用途を明確に区分することによって、従来見込まれていた投資の回収可能性が減少したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,178百万円)として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来 キャッシュ・フローを0.6%で割り引いて算定しております.

減損損失の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物0百万円有形固定資産「その他」0ソフトウエア1,160長期前払費用16

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年5月21日至平成23年5月20日)

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益 3,454百万円 少数株主に係る包括利益 7

計 3,447

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益 為替換算調整勘定 31百万円

為替換算調整勘定 31百 計 31

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度

(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	38,189,400	-	-	38,189,400
合計	38,189,400	-	-	38,189,400
自己株式				
普通株式(注)1,2	7,200,856	35	46,000	7,154,891
合計	7,200,856	35	46,000	7,154,891

- (注)1 自己株式の当連結会計年度増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加35株であります。
 - 2 自己株式の当連結会計年度減少株式数は、ストック・オプションの権利行使による減少46,000株であります。
- 2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

		新株子	当連結			
新株予約権の内訳	新株予約権の目 的となる 株式の種類	前連結 会計 年度末	当連結 会計 年度 増加	当連結 会計 年度 減少	当連結 会計 年度末	会計年度末残高(百万円)
ストック・オプションとし ての新株予約権	-	ı	-	-	-	337

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成21年8月5日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	929百万円
(2) 1株当たり配当額	30円
(3) 基準日	平成21年 5 月20日
(4) 効力発生日	平成21年8月6日

- 4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項 平成22年8月4日開催予定の定時株主総会議案(決議事項)として、次のとおり提案しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	931百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	30円
(4) 基準日	平成22年 5 月20日
(5) 効力発生日	平成22年8月5日

当連結会計年度

(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

·)013/11/12/02/12/X/02/0	・ プロイング 住人の ひょう 一世人の ひょう ひょう こうしょう こうじょう はっちょう はっちょう					
	前連結会計年度末	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末		
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数		
	(株)	(株)	(株)	(株)		
発行済株式						
普通株式(注)1	38,189,400	•	7,000,000	31,189,400		
合計	38,189,400	•	7,000,000	31,189,400		
自己株式						
普通株式(注)2	7,154,891	•	7,004,600	150,291		
合計	7,154,891	-	7,004,600	150,291		

- (注) 1 普通株式の当連結会計年度減少株式数は、自己株式の消却による減少7,000,000株であります。
 - 2 自己株式の当連結会計年度減少株式数は、自己株式の消却による減少7,000,000株およびストック・オプションの権利行使による減少4,600株であります。
- 2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結
新株予約権の内訳	新株予約権の目 的となる 株式の種類	前連結 会計 年度末	当連結 会計 年度 増加	当連結 会計 年度 減少	当連結 会計 年度末	会計年度末残高(百万円)
ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	639

3 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成22年8月4日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	931百万円
(2) 1株当たり配当額	30円
(3) 基準日	平成22年 5 月20日
(4) 効力発生日	平成22年8月5日

平成22年12月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	465百万円
(2) 1株当たり配当額	15円
(3) 基準日	平成22年11月20日
(4) 効力発生日	平成23年 1 月25日

当連結会計年度

(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

- 4 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項 平成23年8月4日開催予定の定時株主総会議案(決議事項)として、次のとおり提案しております。
 - ・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	465百万円
(2) 配当の原資	利益剰余金
(3) 1株当たり配当額	15円
(4) 基準日	平成23年 5 月20日
(5) 効力発生日	平成23年8月5日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(自 平成21	会計年度 年 5 月21日 年 5 月20日)	当連結会計 ⁴ (自 平成22年 5) 至 平成23年 5)	月21日
	<u> </u>	1 現金及び現金同等物の期末列	,
掲記されている科目の金		掲記されている科目の金額と	
	(平成22年5月20日現在)	(平	成23年5月20日現在)
現金及び預金勘定	14,421百万円	現金及び預金勘定	13,652百万円
現金及び現金同等物	14,421	 現金及び現金同等物	13,652
2		2 株式の取得により新たに連絡 資産の取得により新たに株式を連絡では、 を連絡では、 を連続では、 を連続では、 を連ばなられて、 と株式でに、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでは	会社アルファパーチェス 始時の資産および負債の ァパーチェスの取得価額 ス取得のための支出(純 であります。 (単位:百万円) 2,297 464 860 2,484 28 52 の株式の取得 1,056 取得のための 20 の現金及び現 498
3		3 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上 は、1,305百万円であります。	した重要な資産除去債務

							アスクル株芸
(リース取	(引関係)						1
	前連結会計				当連結会計		
	自 平成21年5 至 平成22年5	5月21日			自 平成22年 5 至 平成23年 5		
1 ファイナンス・				1 ファイナンス・			
所有権移転外ファ				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	-	
リース資産の内				リース資産の内			
(ア)有形固定資				(ア)有形固定資			
機械装置及び	運搬具、その他	!(工具、器具)	及び備品)で			同左	
あります。							
(イ)無形固定資	産			(イ)無形固定資	産		
ソフトウエア	であります。				同左		
リース資産の減	は価償却の方法	.		リース資産の洞	ば価償却の方法	.	
連結財務諸表例	作成のための	基本となる重要	要な事項		同左		
「4.会計処理	基準に関する	事項 (2)重要	な減価償却				
資産の減価償却							
なお、所有権移							
リース取引開始							
引については、注							
計処理によって	おり、その内容	容は次のとおり	りでありま				
す。	7.48 / II. \$5.40 \\ \$	5、试压供加用:	-1 -2-5 +0 1/ -2-5 +4			5、试压供加用:	÷ L &5 +□ \/ \ &5 +\
(1)リース物件の取		1、减11111負却系i	計観相ヨ観の	(1)リース物件の耶		、 減1凹1負却系1	計観相ヨ観の
よび期末残高相談	取得	減価償却	期末	よび期末残高相談		`ぱ.無./労±□	T #n
1					I HV1=	1 367111111651	1 111 未
	価額	累計額	残高		取得 価額	減価償却 累計額	期末 残高
	価額 相当額	累計額 相当額	残高 相当額		価額 相当額	累計額 相当額	残高 相当額
機械装置	価額 相当額 (百万円)	累計額 相当額 (百万円)	残高 相当額 (百万円)	機械装置	価額 相当額 (百万円)	累計額 相当額 (百万円)	残高 相当額 (百万円)
及び運搬具	価額 相当額	累計額 相当額	残高 相当額	及び運搬具	価額 相当額	累計額 相当額	残高 相当額
及び運搬具 有形固定資産	価額 相当額 (百万円)	累計額 相当額 (百万円)	残高 相当額 (百万円)	及び運搬具 有形固定資産	価額 相当額 (百万円)	累計額 相当額 (百万円)	残高 相当額 (百万円)
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア	価額 相当額 (百万円) 471	累計額 相当額 (百万円) 379	残高 相当額 (百万円) 92	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア	価額 相当額 (百万円) 346	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63	残高 相当額 (百万円)
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658	残高 相当額 (百万円) 92	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619	残高 相当額 (百万円) 30
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1年内	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース ²	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リースを 1 年内 1 年超	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1年内 1年超 合計	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相望	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 息相当額	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相 減価償却費相	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料、 支払リース料、	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相 減価償却費相料	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 急相当額 146百万円	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料 支払リース料	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相望 減価償却費相料	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額 125百万円
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料 支払リース料 減価償却費	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期未残高相 減価償却費相 料	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 急相当額 146百万円	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料 支払リース 減価償却費	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期未残高相 減価償却費相 料	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額 125百万円
及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年超 合計 (3) 支払リース料 支払リース料 減価償却費権 支払利息相	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相 減価償却費相 料 間当額 当額	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 急相当額 146百万円	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年起 合計 (3) 支払リース料 支払リース料 減価償却費 支払利息相	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相 減価償却費相 相当額 当額	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額 125百万円
及び運搬具有形固定資産「その他」ソフトウエア合計(2) 未経過リース1年日超合計(3) 支払リース料、 支払側償却費相支払利息相(4) 減価償却費相	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相当 減価償却費相 料 間当額 当額の算定方	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 息相当額 146百万円 139 5	及び運搬具 有形固定資産 「その他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年起 合計 (3) 支払リース 減価償利 支払側質制息相 (4) 減価償却費相	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相当 減価償却費相料 相当額 当額の算定方	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額 125百万円 117 3
及び運搬具 有形固定」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1年超 1年超 会計 (3) 支払リース料 支払リース料 減価償却費相 支払利息相割 (4) 減価償却費相割 リース期間	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相 減価償却費相 料間当額 当額 当額の算定方 を耐用年数と	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 息相当額 146百万円 139 5	及び運搬具 有形の他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1 年内 1 年起 合計 (3) 支払リース 減価償計 大払リース 減価償利制費相 (4) 減価償却期間	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期未残高相当 減価償却費相 相当額 当額の算定方う を耐用年数と	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額 125百万円 117 3
及び運搬具 有形固他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1年 合計 (3) 支払リース料 減 支払リース料 減 支払リース料 減 支払側償却費相 では、 (4) 減 値間の り では、 り では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相当 減価償却費相 料割額 当額の算定方方 を耐用年数とし おります。	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 息相当額 146百万円 139 5	及び運搬具 有形回他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1年超 合計 (3) 支払リース 減極(4) 減価(4) 減価(利却 リース期間 (4) 減価(4) 期間 額法によって	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相部 減価償却費相 割額 当額の算定方 を耐用年数とい	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 5 52 57百万円 7 65 息相当額 125百万円 117 3
及び運搬具有形固他タフト(2) 未経過リース1年合1年合計(3) 支支大抵債大抵債大抵債大抵債大抵債大大(4) 減財(5) 利息相	価額 個額 相当 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相当 調価 償却費 相当額 9 算定方法 を耐用ます。 算定方法	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額	残高 相当額 (百万円) 92 61 14 168 123百万円 65 188 急相当額 146百万円 139 5	及び運搬具 有形の他」 ソフトウエア 合計 (2) 未経過リース 1年超 合計 (3) 支払リース 1年日 合計 (3) 支払リース 対力リース 減価(4) 減価(4) 減価(4) 減価(4) 減価(4) 減価(4) 減価(4) 減価(4) 期間(4) 間間(5) により、 類法により、利息相(5) 利息相(5) 利息相(5) 利息相(5) 利息相(5) の(5) 利息相(5) の(5) の(5) の(5) の(5) の(5) の(5) の(5) の	価額 相当額 (百万円) 346 256 68 671 料期末残高相部 減価償却費相 割額 当額の算定方 を耐用年数とい	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相当額 (百万円) 30 16 55 57百万円 7 65 息相当額 125百万円 117 3
及び運搬具有形の地立工ア合計(2) 未経1 年年1 女払大支価大支価大支価大支価大数大数大数大数大型(4) 減財力(5) 利リース(5) 利リース	価額 相当額 (百万円) 471 277 77 826 料期末残高相当 減価償却費相 料割額 当額の算定方方 を耐用年数とし おります。	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額 当額、支払利利 去 し、残存価額を 牛の取得価額	残高 相写所 92 61 14 168 123百万円 65 188 息相当万円 139 5 でであるこ	及び運搬具 有形の他リエア 合計 (2) 未経過リース 1 年日 1 年日 1 年日 1 年日 1 年日 1 日日 1 日 1	価額 相当所 346 256 68 671 料期末残高相部 減価償却費相 割額の算定方法 を耐ります。 算定方法	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相写所円 30 16 55 52 57百万円 7 65 息相当百万円 117 3 まする定
及び運搬具有形の地立工ア合計(2) 未経1 年年1 女払大支価大支価大支価大支価大数大数大数大数大型(4) 減財力(5) 利リース(5) 利リース	価額 相百万円) 471 277 77 826 料期末残高相記 減価 質問額 調額の用の 調節の がでする ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではいる ではい	累計額 相当額 (百万円) 379 216 62 658 当額 当額、支払利利 去 し、残存価額を 牛の取得価額	残高 相写所 92 61 14 168 123百万円 65 188 息相当万円 139 5 でであるこ	及び運搬具 有形の他リエア 合計 (2) 未経過リース 1 年日 1 年日 1 年日 1 年日 1 年日 1 日日 1 日 1	価額 相百万円) 346 256 68 671 料期末残高相割 減価償却 質額の年す。 算定として 算によるりでする。 算によるりでする。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	累計額 相当額 (百万円) 315 240 63 619 当額	残高 相写所円 30 16 55 52 57百万円 7 65 息相当百万円 117 3 まする定

15,606

3,202百万円

合計 18,808

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの

2 オペレーティング・リース取引

に係る未経過リース料

1年内

1年超

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料

1 年内3,354百万円1 年超12,862合計16,216

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針でおります。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、当該リスクに関しては、新規取引先発生時に顧客の信用状況について調査し、必要に応じて保証金を取得するなどの措置を講じております。また、取引先別の期日管理および残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、ファクタリング未払金及び未払法人税等並びに未払消費税等は、一年以内の支払期日であります。短期借入金は、海外子会社における運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は自己株式の取得及び連結子会社でありますBizex株式会社の株式取得に係る資金調達であります。短期借入金は、一年以内の支払期日であります。長期借入金は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売上債権管理規程に従い、主管部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先別の期日管理および残高 管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

長期借入金は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、フリーキャッシュ・フローを原資とした繰上げ返済を実施することで、金利の変動リスクを軽減しております。また、当社は、外貨建ての営業金銭債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引等を必要に応じて利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、為替管理規程により当社の財務部門が実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の財務部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	14,421	14,421	-
(2)受取手形及び売掛金	20,287	20,287	-
(3)差入保証金	2,208	2,018	189
資産計	36,917	36,727	189
(1)支払手形及び買掛金	21,721	21,721	-
(2)短期借入金	422	422	-
(3) 1 年内返済予定の長期借入金	2,640	2,640	-
(4)未払金	2,907	2,907	-
(5)ファクタリング未払金	13,043	13,043	-
(6)未払法人税等	1,138	1,138	-
(7)未払消費税等	47	47	-
(8)長期借入金	8,980	8,980	-
負債計	50,901	50,901	-

(注)1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

負債

(1)支払手形及び買掛金並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(4)未払金、(5)ファクタリング未払金、(6)未払法人税等並びに(7)未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金のうち、取引保証金等(連結貸借対照表価額214百万円)および非上場株式(連結貸借対照表価額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表中には含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額および金銭債務の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
(1)現金及び預金	14,421	-	-	-	-	-
(2)受取手形及び売掛金	20,287	-	-	-	-	-
(3)差入保証金	124	-	-	308	-	1,775
金銭債権計	34,833	-	-	308	-	1,775
(1)支払手形及び買掛金	21,721	-	-	-	-	-
(2)短期借入金	422	-	-	-	-	-
(3) 1 年内返済予定の長期借入金	2,640	-	-	-	-	-
(4)未払金	2,907	-	-	-	-	-
(5)ファクタリング未払金	13,043	-	-	-	-	-
(6)未払法人税等	1,138	-	-	-	-	-
(7)未払消費税等	47	-	-	-	-	-
(8)長期借入金	-	2,640	2,640	2,620	540	540
金銭債務計	41,921	2,640	2,640	2,620	540	540

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については安全性を最優先とし、元本割れリスクの伴う投機的な取引は行わない方針でおります。

(2)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされておりますが、当該リスクに関しては、新規取引先発生時に顧客の信用状況について調査し、必要に応じて保証金を取得するなどの措置を講じております。また、取引先別の期日管理および残高管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、ファクタリング未払金及び未払法人税等並びに未払消費税等は、一年以内の支払期日であります。短期借入金は、子会社における運転資金の調達を目的としたものであり、長期借入金は自己株式の取得及び連結子会社でありますBizex株式会社の株式取得に係る資金調達であります。短期借入金は、一年以内の支払期日であります。長期借入金は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売上債権管理規程に従い、主管部門が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先別の期日管理および残高 管理を行うことによりリスク軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

長期借入金は変動金利であるため金利の変動リスクにさらされておりますが、フリーキャッシュ・フローを原資とした繰上げ返済を実施することで、金利の変動リスクを軽減しております。また、当社は、外貨建ての営業金銭債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引等を必要に応じて利用しております。当該デリバティブ取引に係るリスク管理は、為替管理規程により当社の財務部門が実施しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社の財務部門が資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成23年5月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	13,652	13,652	-
(2)受取手形及び売掛金	21,507	21,507	-
(3)差入保証金	2,710	2,433	277
資産計	37,870	37,593	277
(1)支払手形及び買掛金	23,518	23,518	-
(2)短期借入金	989	989	-
(3) 1 年内返済予定の長期借入金	2,642	2,642	-
(4)未払金	3,198	3,198	-
(5)ファクタリング未払金	13,408	13,408	-
(6)未払法人税等	1,031	1,031	-
(7)未払消費税等	334	334	-
(8)長期借入金	4,560	4,560	-
負債計	49,682	49,682	-

(注)1 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金および(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)差入保証金

その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値等により算定しております。

負債

(1)支払手形及び買掛金および(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

(4)未払金、(5)ファクタリング未払金、(6)未払法人税等ならびに(7)未払消費税等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金

短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、借入を行っている当社の信用状況は借入実行後に大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

差入保証金のうち、取引保証金等(連結貸借対照表価額290百万円)および非上場株式(連結貸借対照表価額0百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表中には含めておりません。

3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額および金銭債務の返済予定額

区分	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
(1)現金及び預金	13,652	-	-	-	-	-
(2)受取手形及び売掛金	21,507	-	-	-	-	-
(3)差入保証金	166	-	121	186	-	2,235
金銭債権計	35,326	1	121	186	-	2,235
(1)支払手形及び買掛金	23,518	-	-	-	-	-
(2)短期借入金	989	-	-	-	-	-
(3) 1 年内返済予定の長期借入金	2,642	-	-	-	-	-
(4)未払金	3,198	-	-	-	-	-
(5)ファクタリング未払金	13,408	-	-	-	-	-
(6)未払法人税等	1,031	-	-	-	-	-
(7)未払消費税等	334	-	-	-	-	-
(8)長期借入金	-	2,630	1,125	475	329	-
金銭債務計	45,122	2,630	1,125	475	329	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度		当連結会計年度	
(平成22年5月20日)			
1 採用している退職給付制度の概要		1 採用している退職給付制度の概要	
当社グループは、確定給付型の制度	ほとして、退職一時	同左	
金制度を設けております。			
2 退職給付債務に関する事項		2 退職給付債務に関する事項	
(平成22年 5 月20日現在)		(平成23年5月20日現在)	
(1)退職給付債務	1,030百万円	(1)退職給付債務	1,233百万円
(2)年金資産	-	(2)年金資産	-
	1,030		1,233
(4)未認識数理計算上の差異	10	(4)未認識数理計算上の差異	5
(5)未認識過去勤務債務	-	(5)未認識過去勤務債務	-
	1,019		1,227
3 退職給付費用に関する事項		3 退職給付費用に関する事項	
(自 平成21年5月21日 至 平成22	年 5 月20日)	(自 平成22年5月21日 至 平成23年	年5月20日)
退職給付費用	201百万円	退職給付費用	225百万円
(1)勤務費用	192	(1)勤務費用	209
(2)利息費用	11	(2)利息費用	13
(3)期待運用収益	-	(3)期待運用収益	-
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	(4)過去勤務債務の費用処理額	-
(5)数理計算上の差異の費用処理額	2	(5)数理計算上の差異の費用処理額	1
4 退職給付債務等の計算の基礎に関す	る事項	4 退職給付債務等の計算の基礎に関す	る事項
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(2)割引率	1.4%	(2)割引率	1.4%
(3)期待運用収益率	-	(3)期待運用収益率	-
(4)数理計算上の差異の処理年数	5 年	(4)数理計算上の差異の処理年数	5 年
各連結会計年度の発生時における		同左	
勤務期間以内の一定の年数による			
した額をそれぞれ発生の翌連結会	計年度から費用処		
理することとしております。			

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日) 提出会社

- 1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名株式報酬費用(販売費及び一般管理費) 96百万円
- 2 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況
- _(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 5 月期	平成15年 5 月期	平成15年 5 月期	平成16年 5 月期
	取締役 5名	取締役 8名	取締役 - 名	取締役 7名
 付与対象者の区分別人数	使用人 49名	使用人 30名	使用人 6名	使用人 33名
	子会社取締役 -	子会社取締役 -	子会社取締役 -	子会社取締役 -
	名	名	名	名
ストック・オプションの数	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
(注) 1	277,000株	220,000株	20,000株	240,000株
付与日	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年 2 月21日	平成15年12月18日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	平成12年8月3日	平成14年11月 6 日	平成15年 2 月21日	平成15年12月18日
対象到が規則	平成14年8月3日	平成16年8月8日	平成16年8月8日	平成17年8月8日
権利行使期間	平成14年8月4日	平成16年8月9日	平成16年8月9日	平成17年8月9日
作作11]	平成22年7月31日	平成21年7月31日	平成21年7月31日	平成22年7月31日
権利行使条件	(注)3	(注)3	(注)3	(注)3

	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年 5 月期
	取締役 8名	取締役 6名	取締役 - 名	取締役 6名
はた対象者の区グ型1数	使用人 38名	使用人 45名	使用人 10名	使用人 38名
付与対象者の区分別人数 	子会社取締役 -	子会社取締役 -	子会社取締役 -	子会社取締役
	名	名	名	1名
ストック・オプションの数	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
(注) 1	240,000株	223,000株	34,000株	456,000株
付与日	平成16年10月 6 日	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日	平成18年10月27日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	平成16年10月 6 日	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日	平成18年10月27日
刈水割/伤期 目	平成18年8月6日	平成19年8月5日	平成19年8月5日	平成20年10月11日
	平成18年8月7日	平成19年8月6日	平成19年8月6日	平成20年10月12日
権利行使期間 	平成23年7月31日	平成24年7月31日	平成24年7月31日	平成23年10月11日
権利行使条件	(注)3	(注)3	(注)3	(注)3

	平成19年 5 月期	平成21年5月期	平成22年 5 月期
	取締役 - 名	取締役 5名	取締役 6名
	使用人 3名	使用人 98名	使用人 53名
	子会社取締役 -	子会社取締役 -	子会社取締役 1
付与対象者の区分別人数 	名	名	名
	子会社使用人 -	子会社使用人 -	子会社使用人 3
	名	名	名
ストック・オプションの数	普通株式	普通株式	普通株式
(注) 1	24,000株	480,000株	477,600株
付与日	平成19年 2 月23日	平成21年 4 月24日	平成22年 4 月23日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
→+ /	平成19年 2 月23日	平成21年 4 月24日	平成22年 4 月23日
対象勤務期間 	平成21年 2 月 7 日	平成23年4月8日	平成24年 4 月 7 日
+午41/二/本世88	平成21年2月8日	平成23年4月9日	平成24年4月8日
権利行使期間 	平成24年2月7日	平成26年4月8日	平成27年4月7日
権利行使条件	(注)3	(注)3	(注)3

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
 - 2 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。
 - 3 権利行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
人上口/即绕纸 会 边镁口》					
付与日(取締役会決議日)	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年2月21日	平成15年12月18日 	平成16年10月6日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	ı	ı	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	5,200	183,400	2,000	359,200	406,000
権利確定	-	·	·	-	-
権利行使	600	45,400	-	-	-
失効	-	138,000	2,000	1,600	2,000
未行使残	4,600	-		357,600	404,000
	<u> </u>			·	·
	平成18年5月期	平成18年 5 月期	平成19年 5 月期		平成21年5月期
付与日(取締役会決議日)					
付与日(取締役会決議日) 権利確定前 (株)				平成19年5月期	
				平成19年5月期	
権利確定前 (株)	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日		平成19年5月期	平成21年 4 月24日
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日		平成19年5月期	平成21年 4 月24日
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残 付与	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日 - -		平成19年5月期	平成21年 4 月24日 480,000 -
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残 付与 失効	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日 - -		平成19年5月期	平成21年 4 月24日 480,000 -
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残 付与 失効 権利確定	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日 - -		平成19年5月期	平成21年4月24日 480,000 - 6,000
権利確定前(株)前連結会計年度末残付与失効権利確定未確定残	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日 - -		平成19年5月期	平成21年4月24日 480,000 - 6,000
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残 付与 失効 権利確定 未確定残 権利確定後 (株)	平成17年 9 月15日 - - - - -	平成18年 4 月26日 - - - - -	平成18年10月27日 - - - - -	平成19年 5 月期 平成19年 2 月23日 - - - - - -	平成21年4月24日 480,000 - 6,000
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残 付与 失効 権利確定 未確定残 権利確定後 (株) 前連結会計年度末残	平成17年 9 月15日 - - - - -	平成18年 4 月26日 - - - - -	平成18年10月27日 - - - - -	平成19年 5 月期 平成19年 2 月23日 - - - - - -	平成21年4月24日 480,000 - 6,000
権利確定前 (株) 前連結会計年度末残 付与 失効 権利確定 未確定残 権利確定後 (株) 前連結会計年度末残	平成17年 9 月15日 - - - - -	平成18年 4 月26日 - - - - -	平成18年10月27日 - - - - -	平成19年 5 月期 平成19年 2 月23日 - - - - - -	平成21年4月24日 480,000 - 6,000

	平成22年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年 4 月23日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末残	-
付与	477,600
失効	-
権利確定	-
未確定残	477,600
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末残	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	平成13年5月期	平成15年5月期	平成15年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成12年8月3日	平成14年11月6日	平成15年 2 月21日	平成15年12月18日	平成16年10月 6 日
権利行使価格 (円)	32	1,545	1,761	2,701	3,559
権利行使時の平均株価	1.701	1.730			
(円)	1,701	1,730	-	-	-
公正な評価単価(付与日)					
(円)	-	-	•	-	-

	平成18年5月期	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期	平成21年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成17年 9 月15日	平成18年 4 月26日	平成18年10月27日	平成19年 2 月23日	平成21年 4 月24日
権利行使価格 (円)	3,530	3,324	2,333	2,535	1,546
権利行使時の平均株価					
(円)	-	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)			593	679	409
(円)	_	_	1 593	079	409

	平成22年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年4月23日
権利行使価格 (円)	1,871
権利行使時の平均株価	
(円)	-
公正な評価単価(付与日)	603
(円)	603

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成22年 4 月23日
株価変動性 (注)1	51.02%
予想残存期間 (注)2	3.23年
予想配当 (注)3	30円 / 株
無リスク利子率(注)4	0.27%

- - 2 過去のストック・オプションの行使状況から権利行使開始日から権利行使までの期間の平均値を見積もっております。
 - 3 平成22年5月期の配当予定によっております。
 - 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

連結子会社 アスマル株式会社

自社株式オプションの内容、規模およびその変動状況

(1)自社株式オプションの内容

	平成22年5月期自社株式オプション
付与対象者の区分別人数	社外協力企業 1社
ストック・オプションの数	普通株式 1,137株
付与日	平成22年 2 月22日
	アスマル株式会社の平成23年5月期~平成
権利確定条件	26年 5 月期の業績が、新株等引受契約に定
	める一定の条件を満たすこと。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
	アスマル株式会社の平成23年5月期定時株
権利行使期間	主総会開催日の翌日から、平成27年5月20
	日までの期間。

(2) 自社株式オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	平成22年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年 2 月22日
権利確定前	
前連結会計年度末残	-
付与	1,137
失効	-
権利確定	-
当連結会計年度末残	1,137
権利確定後	
前連結会計年度末残	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
当連結会計年度末残	-

単価情報	(単位:円)
	平成22年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年 2 月22日
権利行使価格	50,000
公正な評価単価(付与日)	-

(3) 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社アスマル株式会社の自社株式オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りによっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、自社株式オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日) 提出会社

- 1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名株式報酬費用(販売費及び一般管理費) 301百万円
- 2 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	平成13年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期
(オト対象者の区/2回1数	取締役 5名	取締役 7名	取締役 8名	取締役 6名
付与対象者の区分別人数 	使用人 49名	使用人 33名	使用人 38名	使用人 45名
ストック・オプションの数	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
(注) 1	277,000株	240,000株	240,000株	223,000株
付与日	平成12年8月3日	平成15年12月18日	平成16年10月 6 日	平成17年9月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	平成12年8月3日	平成15年12月18日	平成16年10月 6 日	平成17年9月15日
対象到が規則	平成14年8月3日	平成17年8月8日	平成18年8月6日	平成19年8月5日
按到怎/声 地 眼	平成14年8月4日	平成17年8月9日	平成18年8月7日	平成19年8月6日
権利行使期間 	平成22年7月31日	平成22年7月31日	平成23年7月31日	平成24年7月31日
権利行使条件	(注)3	(注)3	(注)3	(注)3

	平成18年5月期	平成19年5月期	平成19年5月期	平成21年5月期
		取締役 6名		
	取締役 - 名	使用人 38名	取締役 - 名	取締役 5名
付与対象者の区分別人数 	使用人 10名	子会社取締役	使用人 3名	使用人 98名
		1名		
ストック・オプションの数	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
(注) 1	34,000株	456,000株	24,000株	480,000株
付与日	平成18年4月26日	平成18年10月27日	平成19年 2 月23日	平成21年 4 月24日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	平成18年 4 月26日	平成18年10月27日	平成19年 2 月23日	平成21年 4 月24日
刈水割/粉刷	平成19年8月5日	平成20年10月11日	平成21年2月7日	平成23年4月8日
権利行使期間	平成19年8月6日	平成20年10月12日	平成21年2月8日	平成23年4月9日
作作 小 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	平成24年7月31日	平成23年10月11日	平成24年2月7日	平成26年4月8日
権利行使条件	(注)3	(注)3	(注)3	(注)3

		- N
	平成22年5月期	平成23年 5 月期
	取締役 6名	取締役 7名
	使用人 53名	使用人 55名
 付与対象者の区分別人数	子会社取締役	子会社取締役 1
刊与対象省の区方別人数	1名	名
	子会社使用人	子会社使用人 3
	3名	名
ストック・オプションの数	普通株式 普通株式	
(注) 1	477,600株	480,000株
付与日	平成22年 4 月23日	平成22年10月8日
権利確定条件	(注)2	(注)2
→+ /	平成22年 4 月23日	平成22年10月8日
対象勤務期間 	平成24年4月7日	平成24年 9 月17日
+午41/二/本世88	平成24年4月8日	平成24年 9 月18日
権利行使期間 	平成27年4月7日	平成27年 9 月17日
権利行使条件	(注)3	(注)3

- (注)1 株式数に換算して記載しております。
 - 2 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)まで継続して、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。
 - 3 権利行使の条件は以下のとおりです。

新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社および当社連結子会社または関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人としての地位を有していなければならないものとする。ただし、取締役任期満了による退任、定年、会社都合により退職した場合は、この限りではない。なお、新株予約権者について、法律や社内規則等の違反、会社に対する背信行為があった場合には、権利は即時に喪失するものとする。

上記に従い権利行使が可能となった新株予約権は、対象者が死亡した場合には、相続人がこれを行使することができる。ただし、死亡時より1年で当該権利は消滅するものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めないものとする。

その他の権利行使の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成13年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成12年8月3日	平成15年12月18日	平成16年10月6日	平成17年 9 月15日	平成18年 4 月26日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	4,600	357,600	404,000	377,000	17,000
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	4,600	-	-	-	-
失効	-	357,600	-	-	-
未行使残	-	-	404,000	377,000	17,000
	平成19年5月期	平成19年5月期	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成18年10月11日	平成19年2月7日	平成21年4月8日	平成22年4月7日	平成22年9月17日
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末残	-	-	474,000	477,600	-
付与	-	-	-	-	480,000
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	474,000	-	-
未確定残	-	-	-	477,600	480,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末残	367,000	24,000	-	-	-
権利確定	-	-	474,000	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	367,000	24,000	474,000	-	-

単価情報

	平成13年5月期	平成16年5月期	平成17年5月期	平成18年5月期	平成18年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成12年8月3日	平成15年12月18日	平成16年10月 6 日	平成17年9月15日	平成18年 4 月26日
権利行使価格 (円)	32	2,701	3,559	3,530	3,324
権利行使時の平均株価	1 716				
(円)	1,716	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日)					
(円)	-	-	-	-	-

	平成19年5月期	平成19年5月期	平成21年5月期	平成22年5月期	平成23年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成18年10月11日	平成19年2月7日	平成21年4月8日	平成22年4月7日	平成22年 9 月17日
権利行使価格 (円)	2,333	2,535	1,546	1,871	1,768
権利行使時の平均株価					
(円)	-	-	•	•	-
公正な評価単価(付与日)	593	679	409	603	512
(円)	593	079	409	603	512

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成22年 9 月17日
株価変動性 (注)1	51.00%
予想残存期間 (注)2	3.18年
予想配当 (注)3	30円 / 株
無リスク利子率(注)4	0.12%

- (注)1 付与日より予想残存期間に対応した期間分遡った株価実績に基づき算定しております。
 - 2 過去のストック・オプションの行使状況から権利行使開始日から権利行使までの期間の平均値を見積もっております。
 - 3 平成23年5月期の配当予定によっております。
 - 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
- 4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

連結子会社 株式会社アルファパーチェス

- 1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名 株式報酬費用(販売費及び一般管理費) 百万円
- 2 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	平成23年5月期	平成23年5月期	平成23年5月期
	取締役 3名		
付与対象者の区分別人数	監査役 1名	従業員 1名	従業員 1名
	従業員 74名		
ストック・オプションの数	普通株式	普通株式	普通株式
(注) 1	796株	95株	90株
付与日	平成22年12月11日	平成22年12月11日	平成22年12月11日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	平成22年12月11日	平成22年12月11日	平成22年12月11日
平成24年12月11日		平成24年12月11日	平成24年12月11日
拨 到怎点期目	平成24年12月12日	平成24年12月12日	平成24年12月12日
権利行使期間 	平成32年12月10日	平成32年12月10日	平成32年12月10日
権利行使条件	(注)2	(注)2	(注)2

(注)1 株式数に換算して記載しております。

- 2 新株予約権者は、権利行使時において、当社および子会社の取締役、監査役もしくは従業員(従業員に準ずる継続的契約関係にある者を含む)の地位にあることを要します。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、定年退職または会社都合により退職した場合(懲戒解雇による場合は除く)にはこの限りではありません。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。
- (2) ストック・オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成23年5月期	平成23年5月期	平成23年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年12月10日	平成22年12月10日	平成22年12月10日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末残	-	-	-
付与	796	95	90
失効	3	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	793	95	90
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末残	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	平成23年5月期	平成23年5月期	平成23年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年12月10日	平成22年12月10日	平成22年12月10日
権利行使価格 (円)	80,000	363,953	470,000
公正な評価単価(付与日)	0	0	0
(円)	0	U	U

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社株式会社アルファパーチェスのストック・オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見積りによっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単位当たりの本源的価値は零となり、ストック・オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

連結子会社 株式会社アルファパーチェス

自社株式オプションの内容、規模およびその変動状況

(1)自社株式オプションの内容

	平成23年 5 月期自社株式オプション
付与対象者の区分別人数	新設分割時のアルファパーチェス株主 36名
ストック・オプションの数(注)	A 種種類株式 5,315.5株(注)
付与日	平成22年11月 1 日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
	自平成25年4月1日 至平成25年5月20日
権利行使期間	自平成26年4月1日 至平成26年5月20日
	自平成27年4月1日 至平成27年5月20日

(注)株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模およびその変動状況

当連結会計年度において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式オプションの数については、株式数に換 算して記載しております。 自社株式オプションの数

	平成23年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年 11月 1 日
権利確定前	
前連結会計年度末残	-
付与	5,315.5
失効	-
権利確定	5,315.5
当連結会計年度末残	-
権利確定後	
前連結会計年度末残	-
権利確定	5,315.5
権利行使	-
失効	-
当連結会計年度末残	5,315.5

単価情報 (単位:円)

	平成23年5月期
付与日(取締役会決議日)	平成22年 11月 1 日
権利行使価格	80,000
公正な評価単価(付与日)	0

(3) 自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

連結子会社株式会社アルファパーチェスの自社株式オプションについては、未公開企業であるため、本源的価値の見 積りによっております。当該本源的価値の見積りの基礎となる株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フ ロー法に基づいた方法によっております。なお、算定した株式の評価額が権利行使価格以下となるため、付与時点の単 位当たりの本源的価値は零となり、自社株式オプションの公正な評価単価も零と算定しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年 (平成22年5月2		当連結会計年 (平成23年 5 月	
1 繰延税金資産の発生の主な原因	別の内訳	1 繰延税金資産の発生の主な原因	別の内訳
繰延税金資産		繰延税金資産	
流動資産		流動資産	
商品評価損	50百万円	商品評価損	106百万円
未払事業税	114	未払事業税	67
未払事業所税	57	未払事業所税	59
販売促進引当金	183	販売促進引当金	188
返品調整引当金	4	返品調整引当金	7
その他	127	資産除去債務	7
合計	537	災害損失	416
固定資産		その他	113
退職給付引当金	396百万円	小計	966
原状回復費否認	50	評価性引当額	7
ソフトウェア	24	合計	958
貸倒引当金	71	固定資産	
減損損失	141	退職給付引当金	482百万円
固定資産臨時償却費	64	原状回復費否認	50
子会社繰越欠損金	956	ソフトウェア	16
資産調整勘定	2,532	貸倒引当金	49
その他	71	減損損失	509
小計	4,309	固定資産臨時償却費	95
評価性引当額	586	子会社繰越欠損金	2,134
合計	3,722	資産調整勘定	2,253
		資産除去債務	361
		災害損失	74
		その他	135
		小計	6,162
		評価性引当額	1,952
		合計	4,209

			有
前連結会計年度		当連結会計年度	
(平成22年5月20日)		(平成23年5月20日)	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人科	兇等の負担率	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法/	人税等の負担率
との間に重要な差異があるときの、当該差野	異の原因と	との間に重要な差異があるときの、当該を	 異の原因と
なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に	0.71%	交際費等永久に損金に	23.14%
算入されない項目	0.7190	算入されない項目	23.14%
住民税均等割	0.61%	住民税均等割	8.95%
情報基盤強化税制による減税	5.60%	評価性引当額	193.31%
評価性引当額	5.93%	のれん償却	47.61%
のれん償却	3.30%	その他	0.61%
その他	0.19%	税効果会計適用後の法人税等の負担	率 313.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.82%		

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

共通支配下の取引等

(インターネットによる個人向け通信販売事業の当社連結子会社への承継)

当社は、平成21年11月11日開催の取締役会において、平成22年2月22日を効力発生日として、簡易吸収分割によりインターネットによる個人向け通信販売事業「ぽちっとアスクル」(以下、「本件事業」という。)を、新たに設立した当社の100%子会社であるアスマル株式会社(以下、「新会社」という。)に承継する(以下、「本件分割」という。)とともに、新会社を通じ、株式会社ネットプライスドットコム(以下、「ネットプライスドットコム」という。)との間で、新会社が展開する本件事業に関し資本業務提携(以下、「本件提携」という。)を行うことを決議しております。その後、平成22年2月22日に本件分割の効力が発生しました。

なお、新会社は、平成22年2月22日を払込日とする増資(割当先:ネットプライスドットコム、普通株式400株)を行い、増資後の資本金は40百万円、持株比率は当社80%、ネットプライスドットコム20%となっております。 本件分割の概要は以下のとおりであります。

- 1 対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
 - (1)対象となった事業の名称およびその事業の内容

事業の名称 個人向け通信販売事業「ぽちっとアスクル」

事業の内容 インターネットによるOA・PC用品、事務用品、生活用品、家具等の通信販売

(2)企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、アスマル株式会社を承継会社とする簡易吸収分割

(3)結合後企業の名称

アスマル株式会社(当社の連結子会社)

(4)取引の目的を含む取引の概要

当社の本件事業の推進を企図し、本件事業をアスマル株式会社に承継させるとともに、本件提携により当社における商品調達力とネットプライスドットコムが持つインターネットによる個人向け通信販売における企画力を融合し、アスマル株式会社において、新たな個人向けECサイトの構築および本件事業の展開を図ってまいります。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引としております。

3 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価およびその内訳

アスマル株式会社の普通株式 20百万円

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

取得による企業結合

1.被取得企業の名称およびその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後 企業の名称、取得した議決権比率および取得企業を決定するに至った主な根拠

当社は、株式会社アルファパーチェス(以下、「旧アルファパーチェス」といいます。)がその事業を全て承継させる新設分割により設立する新設分割設立会社(以下、「新アルファパーチェス」といいます。)の株式を取得することにより、新アルファパーチェスを連結子会社といたしました。

(1)被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社アルファパーチェス(新アルファパーチェス)

事業の内容 間接材の購買代行

(2)企業結合を行った主な理由

当社は、「お客様のために進化する」を企業理念とし、オフィスに必要なものやサービスを迅速かつ確実にお届けする「トータルオフィスサポートサービス」の実現を目指しており、創業以来、お客様からのご支持を得て順調に事業を拡大してまいりました。また、今後のさらなる成長を目指し、サービスの進化や次世代ビジネスの柱となる大企業向け間接材一括購買システム「ソロエル」の展開を推進しております。

一方、旧アルファパーチェスは平成12年に設立以来、間接材一括購買システム「APMRO」を通じて、大企業のお客様のオフィス・工場・研究所向けにMRO商材(間接材)を提供しており、圧倒的な取扱い商材数とそれを具現化する卓越したマスター管理技術を背景に契約お客様数を順調に拡大してきております。また、ファシリティマネジメント事業では、商業施設の維持・管理に関する一括サービスを提供しております。

今般、新アルファパーチェスをグループに迎え入れて協業を進めることにより、両社が持つお客様基盤と取り扱い商材の相互補完によるシナジー効果が見込まれ、ひいては当社グループ業績のさらなる拡大に寄与するものと考えております。

(3)企業結合日

平成22年11月1日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社アルファパーチェス(新アルファパーチェス)

(6)取得した議決権比率

取得直前に所有していた議決権比率 0%

企業結合日に追加取得した議決権比率 78.8%

取得後の議決権比率

78.8%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配していることが明確であるため

2.連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年11月1日から平成23年3月31日まで

3.被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価株式の取得価額1,001百万円取得に直接要した費用アドバイザリー費用等55取得原価1,056

- 4.発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間
- (1) 発生したのれんの金額

860百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法および償却期間

10年間にわたる均等償却

5.企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす 影響の概算額

当該影響額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年5月20日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所および物流センター等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7~20年と見積り、割引率は0.3~1.4%を使用して資産除去債務の金額を算定しており

ます。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	1,293百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	12
時の経過による調整額	9
連結子会社の増加に伴う増加額	22
期末残高	1,337

(注)当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当連結会計年度の期首における残高を記載しております。

(4)資産除去債務の見積りの変更

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、東京都江東区辰巳所在の現社屋(e-tailing Center) のうち、本社機能として利用している4階・5階を中心に内部設備に損害を受けました。従業員の安全確保を最優先させるべく同物件での本社機能継続は困難と判断し、本社機能を東京都江東区豊洲に移転することを決定したことから、資産除去債務の履行時期の見直しをいたしました。これにより、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ3百万円減少しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成21年5月20日 至 平成22年5月20日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

なお、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成22年5月20日 至 平成23年5月20日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)において、オフィス関連商品の販売事業の売上高、営業利益および資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益および全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)において、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める日本の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)において、海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

1.報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、国内および海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開する単位として「オフィス関連商品の販売事業」と「その他の配送事業」の2つを報告セグメントとしております。

「オフィス関連商品の販売事業」は、OA・PC用品、事務用品、オフィス生活用品、オフィス家具等の販売事業であり、「その他の配送事業」は、企業向け小口貨物輸送サービスであります。

- 2.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。
- 3.報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 オフィス関連商品の販売事業の売上高、営業利益および資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営 業利益および全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合が、いずれも90%を超えているため、オ フィス関連商品の販売事業以外の事業について重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略し ております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

(単位:百万円)

	オフィス関連商品の販売事業	その他の配送事業	合計
減損損失	1,178		1,178

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

(単位:百万円)

	オフィス関連商品の販売事業	その他の配送事業	合計
当期償却額	559		559
当期末残高	4,706		4,706

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日) 該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

1 連結財務諸表提出会社の親会社および主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金また は出資金 (百万円)	事業の内容または職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他 の関係 会社	プラス(株)	東京都港区	100	文具・事務 用品・オ フィス家具 等の製造販 売	(被所有) 直接 26.9 間接 3.5 〔12.1〕	商品の 仕入先	商品の仕入 (注)	8,402	支払手形 及び 買掛金	668

- 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権等の所有(被所有)割合の欄の〔〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で、外数であります。
- 3 取引条件および取引条件の決定方針等
- (注)上記取引については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

当連結会計年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

1 連結財務諸表提出会社の親会社および主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金また は出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他 の関係 会社	プラス(株)	東京都港区	100	文具・事務 用品・オ フィス家具 等の製造販 売	(被所有) 直接 26.9 間接 3.5 〔12.1〕	商品の 仕入先	商品の仕入 (注)	8,907	支払手形 及び 買掛金	706

- 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- 2 議決権等の所有(被所有)割合の欄の〔〕内は、緊密な者または同意している者の所有割合で、外数であります。
- 3 取引条件および取引条件の決定方針等
- (注)上記取引については、市場価格を参考に交渉の上決定しております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
1 株当たり純資産額	611円85銭	534円01銭
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失()	 112円35銭 	32円73銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	 112円18銭 	

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

項目	前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
1株当たり当期純利益	± 1,22=1 073=01)	<u> </u>
当期純利益又は当期純損失()	3,485	1,015
(百万円)	,	,
普通株主に帰属しない金額		
(百万円)		
普通株式に係る当期純利益		
(百万円)	3,485	1,015
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,026	31,038
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	49	
(うち新株予約権(千株))	(49)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21	
調整後1株当たり当期純利益の算定に	に基づく新株予約権	
含めなかった潜在株式の概要	(平成15年8月8日定時株主総会の	
	決議によるもの)	
	潜在株式の種類及び数	
	種類 普通株式 357,600株	
	(平成16年8月6日定時株主総会の	
	決議によるもの)	
	潜在株式の種類及び数	
	種類 普通株式 404,000株	
	(平成17年8月5日定時株主総会の	
	決議によるもの)	
	潜在株式の種類及び数	
	種類 普通株式 394,000株	
	会社法第236条、第238条および第240	
	条の規定に基づく新株予約権	
	(平成18年10月11日当社取締役会の	
	決議によるもの)	
	潜在株式の種類及び数	
	種類 普通株式 367,000株	
	(平成19年2月7日当社取締役会の	
	決議によるもの)	
	潜在株式の種類及び数	
	種類 普通株式 24,000株	

EDINET提出書類 アスクル株式会社(E03363)

有価証券報告書

·		
	前連結会計年度	当連結会計年度
項目	(自 平成21年5月21日	(自 平成22年5月21日
	至 平成22年5月20日)	至 平成23年5月20日)
	(平成22年4月7日当社取締役会の	
	決議によるもの)	
	潜在株式の種類及び数	
	種類 普通株式 477,600株	

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

ストックオプション

連結財務諸表提出会社は、平成22年7月1日開催の取締役会において、連結財務諸表提出会社取締役に対するストックオプション報酬額(枠)および内容を決定する議案を、平成22年8月4日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しております。

- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数連結財務諸表提出会社普通株式140,000株(上限)
- (2)新株予約権の総数
- 1,400個(上限)
- (3)新株予約権の払込金額

無償

(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。

なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。

(5)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、 当該取締役会決議の定めるところによる。

(6)新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、連結財務諸表提出会社ならびに連結財務諸表提出会社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または連結財務諸表提出会社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

その他の権利行使条件については、連結財務諸表提出 会社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結す る新株予約権割当契約に定める。 当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

ストックオプション

連結財務諸表提出会社は、平成23年7月4日開催の取締役会において、連結財務諸表提出会社取締役に対するストックオプション報酬額(枠)および内容を決定する議案を、平成23年8月4日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しております。

- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数 連結財務諸表提出会社普通株式62,000株(上限)
- (2)新株予約権の総数

620個(上限)

(3)新株予約権の払込金額

無償

(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,650円とする。ただし、新株予約権の割当日の東京証券取引所における連結財務諸表提出会社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)が1,650円を上回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後に、連結財務諸表提出会社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、連結財務諸表提出会社が必要と認める調整を行うものとする。

(5)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、 当該取締役会決議の定めるところによる。

(6)新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、連結財務諸表提出会社ならびに連結財務諸表提出会社ならびに連結財務諸表提出会社子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位を有していなければならないものとする。ただし、連結財務諸表提出会社の取締役、監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合はこの限りではない。

その他の権利行使条件については、連結財務諸表提出 会社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結す る新株予約権割当契約に定める。

			,
桂	補言	正券報	4書

	前連結会計年度
(自	平成21年 5 月21日
至	平成22年5月20日)

当連結会計年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

(7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、連結財務諸表提出 会社取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する連結財務諸表提出会社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

(7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、連結財務諸表提出 会社取締役会の承認を要する。

(8)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する連結財務諸表提出会社取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

【連結附属明細表】 【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
 短期借入金	422	-	2.5	
超期间八 並	422	989	2.5	
1年以内に返済予定の長期借入金	2,640	2,642	0.6	
1年以内に返済予定のリース債務	14	53	1.9	
長期借入金(1年以内に返済予定	8,980	4,560	0.5	平成25年~28年
のものを除く。)	0,960	4,500	0.5	十10,254~264
リース債務(1年以内に返済予定	50	312	1.7	平成24年~33年
のものを除く。)	50	312	1.7	十八八24十~33十
その他有利子負債				
合計	12,107	8,558		

- (注) 1 短期借入金の借入通貨には人民元を含んでおります。
 - 2 平均利率については、期末借入金残高等に対する加重平均利率を記載しております。
 - 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)
長期借入金	2,630	1,125	475	329
リース債務	51	45	39	30

【資産除去債務明細表】

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回 復義務	-	1,337	-	1,337

(注)当期増加額には、適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる費用1,293百万円を含んでおります。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成22年 5 月21日	自平成22年8月21日	自平成22年11月21日	自平成23年 2 月21日
	至平成22年8月20日	至平成22年11月20日	至平成23年 2 月20日	至平成23年 5 月20日
売上高(百万円)	46,383	48,997	49,785	51,904
税金等調整前四半期純利益				
金額又は税金等調整前四半	612	804	1,683	2,625
期純損失金額()	012	004	1,003	2,625
(百万円)				
四半期純利益金額又は四半				
期純損失金額()	140	244	748	2,149
(百万円)				
1 株当たり四半期純利益金				
額又は1株当たり四半期純	4.53	7.88	24.13	69.26
損失金額()(円)				

2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成22年 5 月20日)	当事業年度 (平成23年 5 月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,433	11,655
売掛金	20,288	20,087
商品	8,439	8,366
貯蔵品	96	106
関係会社短期貸付金	760	1,720
前払費用	525	550
繰延税金資産	518	934
未収入金	2,800	2,599
その他	250	0
貸倒引当金	96	80
流動資産合計	46,016	45,939
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,600	2,270
減価償却累計額	1,540	1,447
建物(純額)	1,059	822
構築物	27	27
減価償却累計額	18	19
構築物(純額)	9	7
機械及び装置	2,815	3,064
減価償却累計額	643	858
機械及び装置(純額)	2,172	2,205
車両運搬具	6	9
減価償却累計額	2	5
車両運搬具 (純額)	3	3
工具、器具及び備品	2,795	2,463
減価償却累計額	2,012	1,882
工具、器具及び備品(純額)	782	581
リース資産	31	653
減価償却累計額	9	291
リース資産(純額)	22	361
建設仮勘定	3	23
有形固定資産合計	4,054	4,005
無形固定資産	4,034	4,003
商標権	3	2
ソフトウエア	8,925	5,691
ソフトウエア仮勘定	105	262
リース資産	103	14
その他	19	19
無形固定資産合計		
無形凹处貝炷口引	9,054	5,990

	前事業年度 (平成22年 5 月20日)	当事業年度 (平成23年 5 月20日)
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	8,379	9,435
関係会社出資金	1,447	-
関係会社長期貸付金	-	490
破産更生債権等	279	175
長期前払費用	704	677
繰延税金資産	1,899	1,412
差入保証金	2,324	2,700
貸倒引当金	246	662
投資損失引当金	1,410	-
投資その他の資産合計	13,378	14,229
固定資産合計	26,487	24,225
資産合計	72,503	70,165
負債の部		
流動負債		
支払手形	1 4	1 6
金柱買	20,614	21,080
1年内返済予定の長期借入金	2,640	2,642
リース債務	6	34
未払金	3,809	3,895
ファクタリング未払金	13,043	13,405
未払費用	96	90
未払法人税等	1,099	974
未払消費税等		242
前受金	38	4
預り金	89	101
賞与引当金	-	3 2
役員賞与引当金	_	0
販売促進引当金	451	462
返品調整引当金	12	18
災害損失引当金	-	912
資産除去債務	<u>.</u>	17
その他	8	30
流動負債合計	41,915	43,919
固定負債		10,919
長期借入金	8,980	4,560
リース債務	17	269
退職給付引当金	957	1,147
賞与引当金	₃ 19	-
役員賞与引当金	3 7	-
受入保証金	177	247
債務保証損失引当金	·	44
災害損失引当金	-	182
資産除去債務	-	1,281
固定負債合計	10,160	7,734
負債合計	52,075	51,653
	,	,

有価証券報告書(単位:百万円)

	 前事業年度	
	(平成22年5月20日)	(平成23年5月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,535	3,535
資本剰余金		
資本準備金	6,015	6,015
資本剰余金合計	6,015	6,015
利益剰余金		
利益準備金	10	10
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,641	8,564
利益剰余金合計	22,651	8,575
自己株式	12,112	254
株主資本合計	20,090	17,872
新株予約権	337	639
純資産合計	20,428	18,511
負債純資産合計	72,503	70,165

(単位:百万円)

【損益計算書】

特別利益合計

前事業年度 当事業年度 (自 平成21年5月21日 (自 平成22年5月21日 至 平成22年5月20日) 至 平成23年5月20日) 売上高 186,325 189,144 売上原価 商品期首たな卸高 8,310 8,439 当期商品仕入高 142,934 146,275 151,245 154,714 23 47 他勘定振替高 商品期末たな卸高 8,439 8,366 商品売上原価 142,782 146,301 売上総利益 43,543 42,843 返品調整引当金戻入額 23 12 返品調整引当金繰入額 12 18 差引売上総利益 43,554 42,837 36,278 販売費及び一般管理費 36,139 営業利益 7,415 6,559 営業外収益 受取利息 33 45 受取手数料 279 353 賃貸料収入 3 助成金収入 4 たな卸資産処分益 8 7 有価証券利息 11 11 43 128 受取配当金 その他 22 27 営業外収益合計 484 496 営業外費用 128 59 支払利息 支払手数料 12 8 債権売却損 22 56 その他 6 0 130 営業外費用合計 163 7,735 6,925 経常利益 特別利益 4 0 4 0 固定資産売却益 貸倒引当金戻入額 16 賞与引当金戻入額 17 役員賞与引当金戻入額 -6

0

40

	前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
特別損失		
減損損失	8 397	8 1,178
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	807
原状回復費用	3	0
固定資産除却損	5 52	5 416
固定資産売却損	6 9	6 0
固定資産臨時償却費	18	63
投資損失引当金繰入額	748	37
災害による損失	-	₇ 2,309
その他	17	574
特別損失合計	1,248	5,389
税引前当期純利益	6,487	1,576
法人税、住民税及び事業税	2,794	2,327
法人税等調整額	503	71
法人税等合計	2,291	2,398
当期純利益又は当期純損失()	4,195	821

【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,535	3,535
当期末残高	3,535	3,535
資本準備金		
前期末残高	6,015	6,015
当期末残高	6,015	6,015
資本剰余金合計		
前期末残高	6,015	6,015
 当期末残高	6,015	6,015
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	10	10
 当期末残高	10	10
繰越利益剰余金		
前期末残高	19,382	22,641
当期変動額		
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	4,195	821
自己株式の処分	7	7
自己株式の消却	-	11,850
当期変動額合計	3,258	14,076
当期末残高	22,641	8,564
利益剰余金合計		
前期末残高	19,393	22,651
当期变動額		
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	4,195	821
自己株式の処分	7	7
自己株式の消却	-	11,850
当期変動額合計	3,258	14,076
当期末残高	22,651	8,575
自己株式		
前期末残高	12,190	12,112
当期変動額		
自己株式の取得	0	-
自己株式の処分	77	7
自己株式の消却	-	11,850
当期変動額合計	77	11,858
当期末残高 当期末残高	12,112	254

	前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
株主資本合計		
前期末残高	16,754	20,090
当期变動額		
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	4,195	821
自己株式の取得	0	-
自己株式の処分	70	0
当期変動額合計	3,336	2,218
当期末残高	20,090	17,872
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	0	-
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
新株予約権		
前期末残高	241	337
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	96	301
当期変動額合計	96	301
当期末残高	337	639
純資産合計		
前期末残高	16,994	20,428
当期変動額		
剰余金の配当	929	1,396
当期純利益又は当期純損失()	4,195	821
自己株式の取得	0	-
自己株式の処分	70	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	301
当期変動額合計	3,434	1,916
当期末残高	20,428	18,511

【重要な会計方針】

び評価方法 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日))子会社株式 移動平均法による原価法)その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 価法)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日) (1)子会社株式 同左 (2)その他有価証券 時価のないもの 同左 (1)商品 同左
び評価方法 (2) 2 デリバティブ等の評価基 時代 準および評価方法 (1)	移動平均法による原価法)その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 価法)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	同左 (2)その他有価証券 時価のないもの 同左 同左 (1)商品
び評価方法 (2) 2 デリバティブ等の評価基 時代 準および評価方法 (1)	移動平均法による原価法)その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 価法)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	同左 (2)その他有価証券 時価のないもの 同左 同左 (1)商品
2 デリバティブ等の評価基 時代 準および評価方法 (1)	時価のないもの 移動平均法による原価法 価法)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	時価のないもの 同左 同左 (1)商品 同左
準および評価方法 3 たな卸資産の評価基準お (1)	移動平均法による原価法 価法)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	同左 同左 (1)商品 同左
準および評価方法 3 たな卸資産の評価基準お (1)	移動平均法による原価法 価法)商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	同左 同左 (1)商品 同左
準および評価方法 3 たな卸資産の評価基準お (1))商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	(1)商品 同左
準および評価方法 3 たな卸資産の評価基準お (1))商品 移動平均法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	(1)商品 同左
1 , ,	移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法))貯蔵品	同左
よび評価方法	価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	
	価額については収益性の低下に基づく 簿価切下げの方法))貯蔵品	
	簿価切下げの方法))貯蔵品	(2)貯蔵品
)貯蔵品	(2)貯蔵品
(2)	•	
	— #X A+ A D A B	同左
	最終仕入原価法による原価法(貸借対	四生
	照表価額については収益性の低下に基	
	づく簿価切下げの方法)	
┃ 4 固定資産の減価償却の方 ┃ (1))有形固定資産(リース資産を除く)	(1)有形固定資産(リース資産を除く)
法	定率法	同左
	ただし、建物(附属設備を除く)、大阪	ただし、建物(附属設備を除く)、大阪
	DMCの全ての有形固定資産および仙	DMCの全ての有形固定資産および仙
	台DMCの機械装置については、定額法	台DMCの機械装置については、定額法
	を採用しております。	を採用しております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおりで	なお、主な耐用年数は以下のとおりで
	あります。	あります。
	建物及び構築物 3~22年	建物及び構築物 3~22年
	機械及び装置 5~15年	機械及び装置 5~15年
	車両及び運搬具 7年	車両及び運搬具 7年
	(追加情報)	
	名古屋センターにおいて一部設備	
	の入れ替えが確定していることか	
	ら、除却予定の設備の使用期間を見	
	直し、過年度の償却不足額の11百万	
	円を固定資産臨時償却費として特	
	別損失に計上しております。	
	工具、器具及び備品 2~22年 (追加情報) 名古屋センターにおいて一部設備 の入れ替えが確定していることか ら、除却予定の設備の使用期間を見 直し、過年度の償却不足額の11百万	車両及び運搬具 7年 工具、器具及び備品 2~22年

項目	前事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)
	全 平成22年5月20日) (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (追加情報) 名古屋センターにおいて一部設備の入れ替えが確定していることから、除却予定の設備の使用期間を見直し、過年度の償却不足額の7百万円を固定資産臨時償却費として特別損失に計上しております。	全 平成23年5月20日) (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。 (追加情報) インターネットショッピングサイト(WEBサイト)のリニューアルが確定していることから、除却予定の設備の使用期間を見直し、過年度の償却不足額の63百万円を固定資産臨時償却費として特別損失に計上しております。
	(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・ リース取引のうち、リース取引開始日が 平成20年5月20日以前のリース取引につ いては、通常の賃貸借取引に係る方法に 準じた会計処理によっております。	(3)リース資産 同左
	(4)長期前払費用 定額法	(4)長期前払費用 同左
5 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、 一般債権については、貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を検討し、回収不能 見込額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左
	(2)販売促進引当金 エンドユーザーの購入実績に応じて発生する販売促進費の支出に備えるため、 過去の実績を基礎にして当期の売上に対応する発生見込額を計上しております。	(2)販売促進引当金 同左
	(3)返品調整引当金 エンドユーザーからの期末日以後の返 品損失に備えるため、過去の実績を基礎 として算出した売上総利益相当額およ び返品された商品の減価相当額をあわ せて計上しております。	(3)返品調整引当金 同左

	¥ = W	有
項目	前事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当事業年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)
項目		当事業年度 (自 平成22年 5 月21日
		(9)債務保証損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に 備えるため、被保証先の財政状況等を勘 案の上、必要と認められる額を計上して おります。

		1
項目	前事業年度 (自 平成21年5月21日	当事業年度 (自 平成22年5月21日
721	至 平成22年5月20日)	至 平成23年5月20日)
6 重要なヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法
	原則として繰延ヘッジ処理によってお	同左
	ります。	
	ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段とヘッジ対象
	ヘッジ手段・・為替予約	同左
	ヘッジ対象・・外貨建仕入債務および	
	外貨建予定取引	
	ヘッジ方針	ヘッジ方針
	為替相場変動に伴うリスクの軽減を目	同左
	的に、将来の輸入見込み額等に基づき実	
	施しており、投機的な取引は行っており	
	ません。 	
	ヘッジ有効性の評価の方法	│ ヘッジ有効性の評価の方法 │
	ヘッジ対象の為替リスクが減殺されて	同左
	いるかどうかを検証することにより、	
	ヘッジの有効性を評価しております。	
7 その他財務諸表作成のた	消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
めの基本となる重要な事	税抜方式によっております。	同左
項		

【会計処理方法の変更】

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年5月21日	(自 平成22年5月21日
至 平成22年5月20日)	至 平成23年5月20日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用)
	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」
	(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)および「資
	産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計
	基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用してお
	ります。
	これにより、営業利益および経常利益はそれぞれ78百
	万円減少し、税引前当期純利益は886百万円減少してお
	ります。
	(企業結合に関する会計基準等の適用)
	当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企
	業会計基準第21号 平成20年12月26日)および「企業結
	合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指
	針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26
	日)を適用しております。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
(貸借対照表)	
前期まで流動資産「その他」に含めて表示しておりまし	
た「関係会社短期貸付金」は、当期において重要性が増し	
たため、区分掲記しております。なお、前期においては流動	
資産「その他」に295百万円含まれております。	

【注記事項】

(貸借対照表関係) 前事業年度 当事業年度 (平成22年5月20日) (平成23年5月20日) 1 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する主な負 1 区分掲記されたもの以外で関係会社に対する主な負 債は次のとおりであります。 債は次のとおりであります。 支払手形 4百万円 支払手形 4百万円 置掛金 置掛金 663 702 未払金 未払金 1,207 1,316 2 偶発債務 2 偶発債務 保証債務(金融機関からの借入に対する保証) 保証債務(金融機関からの借入に対する保証) 愛速客楽(上海)貿易有限公司 422百万円 愛速客楽(上海)貿易有限公司 344百万円 計 422 344 (注)外貨建て保証債務については、保証額27百万 元を当事業年度末の為替レートで換算しておりま す、 保証債務(仕入先への買掛金に対する保証) アスマル株式会社 3百万円 計 3 3 賞与引当金、役員賞与引当金の概要 3 賞与引当金、役員賞与引当金の概要 当社が採用しております株価連動型賞与は、当社取締役 同左 および使用人ならびに当社子会社の取締役の当社業績 向上に対する意欲や士気を高め、将来の会社の成長を共 有することを目的に付与する株価連動型のインセン ティブ報酬です。当該報酬は、株価連動型賞与1個当た リの価格(2,364円)と、一定期間後の1株当たりの市 場株価との差額を、以下の権利確定条件を満たした場合 に自動的に賞与として支払いを行うものです。 (1)株価連動型賞与に係る当事業年度における費用計上額 (1)株価連動型賞与に係る当事業年度における費用計上額 および科目 および科目 賞与引当金繰入額(販売費及び一般管理費) 4百万円 賞与引当金戻入額(特別利益) 17百万円 役員賞与引当金戻入額(特別利益) 6百万円 (2)株価連動型賞与の内容、規模 (2)株価連動型賞与の内容、規模 第1回 第3回 第2回 第3回 第2回 第1回 付与対象者 43名 43名 43名 付与対象者 43名 43名 43名 付与個数 147,000個 147,000個 147,200個 付与個数 147,000個 147,000個 147,200個 平成20年9月 付与日 平成20年9月 平成20年9月 平成20年9月 付与日 平成20年9月 平成20年9月 平成20年9月~ 平成20年9月~ 平成20年9月~ 平成20年9月~ 平成20年9月~ 平成20年9月~

権利確定条件 (注)1~4 (注)1~3 (注)1~3 (注)1 対象勤務期間最終年度の第3四半期決算発表の 翌日の株価終値が、1個当たりの価格(2,364 円)を上回った場合に、当該差額を個々に付与 した個数に乗じて支払います。

平成23年5月

平成22年5月

対象勤務期間

- 2 従業員および取締役への決算賞与等を支払った 上で、公表する連結ベースの経常利益かつ当期 純利益を上回る原資を確保できる場合に支払 います。
- 平成22年5月 平成23年5月 平成24年5月 権利確定条件 (注)1~4 (注)1~4 (注)1~3 (注)1 対象勤務期間最終年度の第3四半期決算発表の 翌日の株価終値が、1個当たりの価格(2,364 円)を上回った場合に、当該差額を個々に付与 した個数に乗じて支払います。
 - 2 従業員および取締役への決算賞与等を支払った 上で、公表する連結ベースの経常利益かつ当期 純利益を上回る原資を確保できる場合に支払 います。

対象勤務期間

平成24年5月

前事業年度 (平成22年5月20日)

- 3 各期毎に支払うべき全賞与個数分を支払うと原資が足りない場合には、支払い可能な原資に応じて一律に個数を減らして支払います。ただし、賞与の支払いができない場合は残余の個数を次回以降の個数に付加しますが、最終年度(平成24年5月期)においては残余の個数については失効します。
- 4 第1回は、平成22年5月期の第3四半期決算発表の翌日の株価終値が条件を満たさなかったことから、対象勤務期間が平成23年5月まで延長しております。
- (3)当事業年度中に受領したサービスの対価としての公正 価値の算定方法

株価連動型賞与の公正な評価単価はブラック・ショールズモデルにより算定しております。

公正な評価単価および使用した主な基礎数値および見 積方法

満期日	平成23年3月	平成24年3月
公正な評価単価	45円	299円
株価変動性	30.20%	50.71%
期間	0.84年	1.84年
予想配当	30円 / 株	30円 / 株
無リスク利子率	0.13%	0.15%

- (注) 1 公正な評価単価は、当事業年度末日における評価額となっております。
 - 2 公正価値測定日であります当事業年度末日から オプションの期間に対応した期間分遡った株 価実績に基づき算定しております。
 - 3 対象となる株価連動型賞与の満期日までの期間であります。
 - 4 平成22年5月期の配当予定によっております。
 - 5 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。
- (4)権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

当事業年度 (平成23年5月20日)

- 3 各期毎に支払うべき全賞与個数分を支払うと原 資が足りない場合には、支払い可能な原資に応 じて一律に個数を減らして支払います。ただ し、賞与の支払いができない場合は残余の個数 を次回以降の個数に付加しますが、最終年度 (平成24年5月期)においては残余の個数に ついては失効します。
- 4 第1回および第2回は、平成23年5月期の第3 四半期決算発表の翌日の株価終値が条件を満たさなかったことから、対象勤務期間が平成24 年5月まで延長しております。
- (3)当事業年度中に受領したサービスの対価としての公正 価値の算定方法

株価連動型賞与の公正な評価単価はブラック・ショールズモデルにより算定しております。

公正な評価単価および使用した主な基礎数値および見 積方法

満期日	平成24年3月
公正な評価単価	10円
株価変動性	46.96%
期間	0.84年
予想配当	30円/株
無リスク利子率	0.14%

- (注) 1 公正な評価単価は、当事業年度末日における評価額となっております。
 - 2 公正価値測定日であります当事業年度末日から オプションの期間に対応した期間分遡った株 価実績に基づき算定しております。
 - 3 対象となる株価連動型賞与の満期日までの期間であります。
 - 4 平成23年5月期の配当予定によっております。
 - 5 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。
- (4)権利確定数の見積方法

過去の退職による失効率を参考に、権利不確定による失効数を見積り算定しております。

(損益計算書関係)

(摂皿可昇首因) / /				
前事業年度 (自 平成21年 5 月21日		当事業年度 (自 平成22年5月21日		
至 平成22年5月20日)		至 平成23年5月20日)		
1 他勘定振替高		1 他勘定振替高		
販売費及び一般管理費への振替高で	あります。	販売費及び一般管理費への振替	高であります。	
2 各科目に含まれている関係会社に係	るものは次のと	2 各科目に含まれている関係会社	に係るものは次のと	
おりであります。		おりであります。		
当期商品仕入高	8,402百万円	当期商品仕入高	8,907百万円	
3 販売費及び一般管理費の主要な費目	および金額は次	3 販売費及び一般管理費の主要な	:費目および金額は次	
のとおりであります。		のとおりであります。		
配送運賃	7,008百万円	配送運賃	7,504百万円	
販売促進引当金繰入額	451	販売促進引当金繰入額	462	
給与手当	3,340	給与手当	3,193	
退職給付費用	176	退職給付費用	185	
業務外注費	3,234	業務外注費	3,367	
業務委託費	8,739	業務委託費	8,806	
地代家賃	4,417	地代家賃	4,158	
ソフトウェア償却費	2,338	ソフトウェア償却費	2,947	
減価償却費	607	減価償却費	637	
販売費及び一般管理費のうち販売費の割合		 販売費及び一般管理費のうち!	販売費の割合	
MAJORIA O INCIDENCE O DI DINATO	約83%	MOLENO MALLE	約82%	
4 固定資産売却益の内訳は次のとおり		 4 固定資産売却益の内訳は次のと		
工具、器具及び備品	0百万円	工具、器具及び備品	0百万円	
5 固定資産除却損の内訳は次のとおり		5 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。		
建物	1百万円	建物	242百万円	
機械及び装置	15		78	
工具、器具及び備品	15	工具、器具及び備品	46	
ソフトウエア	15	ソフトウエア	47	
無形固定資産「その他」	2		1	
撤去費用	1			
6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。		6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。		
工具、器具及び備品	9百万円	工具、器具及び備品	0百万円	

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
前事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)		
7	7 災害による損失の内訳は次のとおりであります。		
	たな卸資産滅失損 653百万円		
	増加物流コスト等 428		
	災害による操業・営業停止期間		
	中の固定費 42		
	その他復旧に係る費用等 90		
	災害損失引当金繰入額 1,094		
o 试提提供	o xit면서		

8 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについ て減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
東京都江東区	個人向け	工具、器具及び備品 ソフトウエア ソフトウエア仮勘定 長期前払費用	397百万円

当社は物流センターごとに資産をグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、個人向け通信販売事業「ぽちっとアスクル」にて使用しておりましたが、当該事業を平成22年2月に連結子会社アスマル株式会社へ承継したことに伴い、今後の利用見込がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(397百万円)として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、零として評価しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	1百万円
ソフトウエア	308
ソフトウエア仮勘定	57
長期前払費用	30

8 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについ て減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
	ソロエル	建物	
東京都	エンター	工具、器具及び備品	4 470五七四
江東区	プライズ	ソフトウエア	1,178百万円
		長期前払費用	

当社は当社物流センターから商品を発送する事業については、物流センターごとに資産をグルーピングし、当社物流センターから商品を発送しない事業については、当該事業ごとにグルーピングしており、本社設備等のその他の資産については共用資産としております。上記資産は、大企業向け間接材一括購買サービス「ソロエル」にて使用しておりましたが、当該事業を、手数料を収益源とする「ソロエルエンタープライズ」と当社在庫商品の売買差益を収益源とする「ソロエルアリーナ」に分離し、事業用途を明確に区分することによって、従来見込まれていた投資の回収可能性が減少した

なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを0.6%で割り引いて算定しております。

ため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,178百万円)として特別損失に計上い

減損損失の内訳は次のとおりであります。

たしました。

建物	0百万円
工具、器具及び備品	0
ソフトウエア	1,160
長期前払費用	16

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度				
	(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)			
1 自己株式の種類および株式数に関する事項				
前期末株式数 当期増加株式数 当期減少株式数 当期末株式数				
(株) (株) (株)				
自己株式				
普通株式(注) 7,200,856 35 46,000 7,154,891				
合計 7,200,856 35 46,000 7,154,891				
(注)1.当事業年度増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加35株であります。				

2. 当事業年度減少株式数は、ストック・オプションの権利行使による減少46,000株であります。

当事業年度 (自 平成22年 5 月21日 至 平成23年 5 月20日)				
1 自己株式の種類および株式数に関する事項				
前期末株式数 当期増加株式数 当期減少株式数 当期末株式数				
(株) (株) (株)				
自己株式				
普通株式(注) 7,154,891 - 7,004,600 150,291				
合計 7,154,891 - 7,004,600 150,291				
(注) 当事業年度減少株式数は、自己株式の消却による減少7,000,000株およびストック・オプションの権利行使による				

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日) 当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「固定資産の減価償却の方法」に記載 のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が、平成20年5月20日以前のリース取引 については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計 処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額お

よび期末残高相当額

	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	脚末 残高 相当額 (百万円)
機械及び装置	305	252	52
車両運搬具	102	90	11
工具、器具 及び備品	277	216	61
ソフトウエア	77	62	14
合計	762	622	140

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	109百万円
1 年超	48
 合計	158

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料130百万円減価償却費相当額124支払利息相当額4

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料

1 年内	3,156百万円
1 年超	15,604
 合計	18.760

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

機械及び装置および工具、器具及び備品であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウエアであります。

リース資産の減価償却の方法

同左

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得 価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末 残高 相当額 (百万円)
機械及び装置	219	208	10
車両運搬具	62	60	1
工具、器具 及び備品	251	236	15
ソフトウエア	64	61	3
合計	598	567	30

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	42百万円
1 年超	0
 合計	43

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料108百万円減価償却費相当額100支払利息相当額2

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに 係る未経過リース料

1 年内	3,250百万円
1 年超	12,799
 合計	16,050

(有価証券関係)

前事業年度(自平成21年5月21日至平成22年5月20日)

子会社株式(貸借対照表価額 8,379百万円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

子会社株式(貸借対照表価額 9,435百万円)は、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年5月20	E)	当事業年度 (平成23年5月20	IF)
1 繰延税金資産の発生の主な原因別			
操延税金資産		操延税金資産	
流動資産		,	
商品評価損	50百万円	商品評価損	101百万円
未払事業税	113	未払事業税	66
未払事業所税	56	未払事業所税	56
販売促進引当金	183	販売促進引当金	188
返品調整引当金	4	返品調整引当金	7
その他	108	資産除去債務	7
合計	518	災害損失	423
固定資産		その他	83
退職給付引当金	389百万円	合計	934
原状回復費否認	50	固定資産	
ソフトウエア	24	退職給付引当金	466百万円
貸倒引当金	62	原状回復費否認	50
減損損失	141	ソフトウエア	16
固定資産臨時償却費	64	貸倒引当金	237
関係会社株式評価損	522	減損損失	509
投資損失引当金	573	固定資産臨時償却費	95
その他	69	関係会社株式評価損	1,111
合計	1,899	資産除去債務	353
		債務保証損失引当金	18
		災害損失	74
		その他	130
		小計	3,065
		評価性引当額	1,652
		合計	1,412

			•	
前事業年度 (平成22年 5 月20日))	当事業年度 (平成23年5月20日)		
2 法定実効税率と税効果会計適用後の		2 法定実効税率と税効果会計適用後の		
との間に重要な差異があるときの、当	該差異の原因と	との間に重要な差異があるときの、当	該差異の原因と	
なった主要な項目別の内訳		なった主要な項目別の内訳		
法定実効税率	40.69%	法定実効税率	40.69%	
(調整)		(調整)		
交際費等永久に損金に	0.69%	交際費等永久に損金に	6.82%	
算入されない項目	0.0370	算入されない項目	0.0270	
住民税均等割	0.13%	住民税均等割	0.64%	
情報基盤強化税制による減税	5.54%	受取配当金等永久に益金に算入され	1.11%	
受取配当金等永久に益金に算入され	0.74%	ない項目	1.1170	
ない項目	U.1470	評価性引当額	104.85%	
その他	0.09%	その他	0.24%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.32%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 ⁻	152.13%	
-		-		

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年5月20日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社事務所および物流センター等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7~15年と見積り、割引率は0.3~1.4%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注) 1,290百万円 有形固定資産の取得に伴う増加額 -時の経過による調整額 8 その他増減額(は減少) -期末残高 1,299

(注)当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び 「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適 用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載してお ります。

(4)資産除去債務の見積りの変更

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、東京都江東区辰巳所在の現社屋(e-tailing Center)のうち、本社機能として利用している4階・5階を中心に内部設備に損害を受けました。従業員の安全確保を最優先させるべく同物件での本社機能継続は困難と判断し、本社機能を東京都江東区豊洲に移転することを決定したことから、資産除去債務の履行時期の見直しをいたしました。これにより、営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ3百万円減少しております。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
1 株当たり純資産額	647円36銭	575円80銭
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失()	135円23銭	26円47銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	135円02銭	

(注)1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。なお、当事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

		有
項目	前事業年度 (自 平成21年 5 月21日 至 平成22年 5 月20日)	当事業年度 (自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	4,195	821
普通株主に帰属しない金額 (百万円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期 純損失()(百万円)	4,195	821
普通株式の期中平均株式数(千株)	31,026	31,038
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	49	
(うち新株予約権(千株))	(49)	
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	旧商法第280条 J20及び第280条 J21 に基づく新株予約権 (平成15年8月8日定時株主総会の 決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 357,600株 (平成16年8月6日定時株主総会の 決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 404,000株 (平成17年8月5日定時株主総会の 決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 394,000株 会社法第236条、第238条および第240	
	条の規定に基づく新株予約権 (平成18年10月11日当社取締役会の 決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 367,000株 (平成19年2月7日当社取締役会の 決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 24,000株 (平成22年4月7日当社取締役会の 決議によるもの) 潜在株式の種類及び数 種類 普通株式 477,600株	

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日)

ストックオプション

当社は、平成22年7月1日開催の取締役会において、当社 取締役に対するストックオプション報酬額(枠)および内 容を決定する議案を、平成22年8月4日開催予定の定時株 主総会に付議することを決議しております。

- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式140,000株(上限)
- (2)新株予約権の総数
 - 1,400個(上限)
- (3)新株予約権の払込金額

無償

(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、後者の価額とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(5)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

|(6)新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合、または当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

その他の権利行使条件については、当社と新株予約権 の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当 契約に定める。

当事業年度

(自 平成22年5月21日 至 平成23年5月20日)

ストックオプション

当社は、平成23年7月4日開催の取締役会において、当社 取締役に対するストックオプション報酬額(枠)および内 容を決定する議案を、平成23年8月4日開催予定の定時株 主総会に付議することを決議しております。

- (1)新株予約権の目的となる株式の種類および数 当社普通株式62,000株(上限)
- (2)新株予約権の総数

620個(上限)

(3)新株予約権の払込金額

無償

(4)新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの価額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1,650円とする。ただし、新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値)が1,650円を上回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(5)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後5年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6)新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社ならびに当社子会社もしくは関係会社の取締役、監査役、顧問、相談役または使用人その他これに準ずる地位を有していなければならないものとする。ただし、当社の取締役、監査役の任期満了による退任、定年退職、会社都合により退職した場合はこの限りではない。

その他の権利行使条件については、当社と新株予約権 の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当 契約に定める。

	有	価証券報告書
前事業年度	当事業年度	
(自 平成21年5月21日	(自 平成22年5月21日	
至 平成22年5月20日)	至 平成23年5月20日)	
(7)新株予約権の譲渡制限	(7)新株予約権の譲渡制限	
新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承	
認を要する。	認を要する。	
(8)新株予約権のその他の内容	(8)新株予約権のその他の内容	
新株予約権に関するその他の内容については、今後開催さ	新株予約権に関するその他の内容については、今後開催さ	
れる新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で、そ	れる新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会で、そ	
の他の募集事項と併せて定めるものとする。	の他の募集事項と併せて定めるものとする。	

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額また は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,600	616	947 (0)	2,270	1,447	163	822
構築物	27	-	-	27	19	1	7
機械及び装置	2,815	384	136	3,064	858	207	2,205
車両運搬具	6	2	-	9	5	3	3
工具、器具及び備品	2,795	80	412 (0)	2,463	1,882	234	581
リース資産(有形)	31	621	-	653	291	35	361
建設仮勘定	3	22	2	23	-	-	23
有形固定資産計	8,281	1,728	1,498 (1)	8,511	4,505	644	4,005
無形固定資産			. ,				
特許権	3	-	-	3	3	-	-
商標権	8	-	-	8	6	0	2
ソフトウエア	18,738	993	1,871 (1,160)	17,860	12,169	3,019	5,691
ソフトウエア仮勘定	105	252	95	262	-	-	262
リース資産(無形)	-	14	-	14	0	0	14
その他	19	-	-	19	-	-	19
無形固定資産計	18,876	1,260	1,967 (1,160)	18,169	12,179	3,021	5,990
長期前払費用	1,694	244	51 (16)	1,886	1,209	219	677

(注)1.当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア インターネットショッピング E C サイト機能改善 127百万円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物 本社 (e-tailing)設備の除却 926百万円

ソフトウエア ソロエルエンタープライズの減損 1,160百万円

名古屋物流センター設備の一部除却 313百万円

3.「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注)	342	742	73	268	742
販売促進引当金	451	462	451		462
返品調整引当金(注)	12	18		12	18
賞与引当金(注)	19	2		19	2
役員賞与引当金(注)	7	0		7	0
投資損失引当金	1,410	37	1,447		
債務保証損失引当金		44			44
災害損失引当金		1,094			1,094

(注) 貸倒引当金、返品調整引当金、賞与引当金、役員賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	2
預金の種類	
当座預金	1,696
普通預金	9,953
別段預金	1
小計	11,652
合計	11,655

b 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社清和ビジネス	1,337
株式会社イーエスシー	964
株式会社有隣堂	886
株式会社黒田生々堂	844
ブングル・ドット・コム株式会社	772
その他	15,281
合計	20,087

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

前期繰越高(百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A)+ (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) ×100 (A)+(B)	2 (B)
20.200	407.000	400 400	00.007	, , ,	365
20,288	197,899	198,100	20,087	90.8	37.2

(注) 当期発生高には、消費税等が含まれております。

c 商品

品目	金額(百万円)
OA・PC用品	3,082
事務用品	2,286
オフィス生活用品	1,539
オフィス家具	1,012
その他	446
合計	8,366

d 貯蔵品

品目	金額(百万円)
カタログ	96
その他	9
合計	106

固定資産

関係会社株式

品目	金額(百万円)	
Bizex株式会社	8,004	
株式会社アルファパーチェス	1,056	
ビジネスマート株式会社	214	
ソロエル株式会社	80	
アスマル株式会社	80	
合計	9,435	

流動負債

a 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
プラス株式会社	4
株式会社イノアックリビング	1
東高通信工業株式会社	0
合計	6

期日別内訳

期日別	金額 (百万円)
平成23年 6 月	1
7月	1
8月	2
9月	0
合計	6

b 買掛金

相手先	金額(百万円)
丸紅紙パルプ販売株式会社	3,752
グローバル・ビジネス・コーポレーション	3,673
VCJコーポレーション株式会社	809
プラス株式会社	702
キヤノンマーケティングジャパン株式会社	652
その他	11,488
合計	21,080

c 未払金

- 11-35-E	
相手先	金額(百万円)
Bizex株式会社	1,296
位業員給与	470
佐川急便株式会社	392
プラスロジスティクス株式会社	100
日本アイ・ビー・エム株式会社	98
その他	1,537
合計	3,895

d ファクタリング未払金

区分	金額(百万円)
三菱UFJファクター株式会社	13,405
合計	13,405

e 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

区分	金額(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	996
株式会社群馬銀行	966
株式会社千葉銀行	966
株式会社三菱東京UFJ銀行	956
株式会社三井住友銀行	956
株式会社北陸銀行	700
三菱UFJ信託銀行株式会社	583
住友信託銀行株式会社	583
株式会社東京都民銀行	495
合計	7,202

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

NO ENCHALLY PROPERTY	
事業年度	5 月21日から 5 月20日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	5月20日
剰余金の配当の基準日	5月20日、11月20日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
	(特別口座)
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
	(特別口座)
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
	みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
	電子公告制度とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告
公告掲載方法	をすることができないときは、日本経済新聞に掲載いたします。
	公告掲載URL http://ir.askul.co.jp/PN/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)当社定款の定めにより、当社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - 4 単元未満株式の買増し請求をする権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書およびその添付書類並びに確認書

事業年度(第47期) 自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日

平成22年7月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書およびその添付書類

事業年度(第47期) 自 平成21年5月21日 至 平成22年5月20日

平成22年7月30日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく報告書であります。

平成22年8月6日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権証券取得勧誘)の規定に基づく報告書であります。

平成22年9月17日関東財務局長に提出

(5) 四半期報告書および確認書

(第48期第1四半期) 自 平成22年5月21日 至 平成22年8月20日

平成22年10月1日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年10月8日関東財務局長に提出

平成22年9月17日提出の臨時報告書(新株予約権証券取得勧誘)に係る訂正報告書であります。

(7) 四半期報告書および確認書

(第48期第2四半期) 自 平成22年8月21日 至 平成22年11月20日

平成22年12月28日関東財務局長に提出

(8) 変更報告書(大量保有)

金融商品取引法第27条の25第1項の規定に基づく報告書であります。

平成23年1月14日関東財務局長に提出

(9) 四半期報告書および確認書

(第48期第3四半期) 自 平成22年11月21日 至 平成23年2月20日

平成23年4月4日関東財務局長に提出

(10) 四半期報告書の訂正報告書および確認書

平成23年4月8日関東財務局長に提出

平成23年4月4日提出の四半期報告書に係る訂正報告書およびその確認書であります。

(11) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第5号(重要な 災害の発生)の規定に基づく報告書であります。

平成23年6月10日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年7月28日

アスクル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

豊島 忠夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 栗原 幸夫

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成21年5月21日から平成22年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成22年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アスクル株式会社の平成22年5月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アスクル株式会社が平成22年5月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. 連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年7月28日

アスクル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

豊島 忠夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 栗原 幸夫

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社及び連結子会社の平成23年5月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アスクル株式会社の平成23年5月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、アスクル株式会社が平成23年5月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月28日

アスクル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

豊島 忠夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 栗原 幸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成21年5月21日から平成22年5月20日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社の平成22年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月28日

アスクル株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

豊島 忠夫

業務執行社員

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

栗原 幸夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスクル株式会社の平成22年5月21日から平成23年5月20日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アスクル株式会社の平成23年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。